者に賦課するに於ては假令課稅主義の不公正は免れ難きも强ち委棄すべきものに非す何となれは富の分配宜きを得たる邦國に於ては所得稅を賦課するも課稅點以下に於て賦課を免るゝ者甚た多かるへく去りとて課稅點を下すに於ては政府か監督檢査の爲に非常の手數と經費を要するか故に寧ろ簡易なる等級稅に由るの優れるに如かさるなり加之生計の程度低き邦國に於ては人民か消費稅の負擔は左迄重からさるを常とするか故に所得稅の課稅點以下の所得に對して相當の輕稅を賦課するは却て租稅の公平普及の原則に合するものなりと云ふへし而して賦課法の不公正は該稅に固着せる短所なれとも其等級を細密にして課稅重からさるに於ては甚しき弊害を生するものに非されはなり然れとも等級稅に於ても亦極貧者に對しては須らく之を免稅せさるへからす又實施上最も注意すへき要點は各納稅者の等級の査定正確を得るに在り是れ甚た困難にして是等の任務は國家機關をして之に當らしむるよりも寧ろ市町村の吏員をして擔任せしむるを得策なりとす蓋し市町村の吏員は能く其地方人民貧富の有樣に精通するか故に其分級は比較的正鵠を得へけれはなり

普國に於ては千八百六十年始て該稅を設置し爾來屢改正を經て今日に至れり即ち現行法に於ては一千「ターレル」以下の所得を有する者に賦課せられ一千「ターレル」以上の所得を有するものなりとす而して該等級稅は戶毎に之を賦課し等級を分て三級とし每級又數等に分ち第一級即ち最下級は三等に細分し雇人、勞力者、婢僕、日雇勞力者及ひ財產所有者若くは營業人と雖も其所得を以て生活すると能はさる者は皆之に屬し下等は三法三十六「サンチーム」上等は十一法十六「サンチーム」を賦課す第二級は分て五等とし其收入を以て生活することを得る財產所有者、營業者及ひ之と同等の位地にある農民、僕婢、雇人並に是等と同位地に在る官吏、醫士、代言人等を包含し一ヶ年最下等十五法より最上等三十七法五十「サンチーム」を賦課す第三級も亦分て四等とし第二級以上一千「ターレル」迄の所得に及はさる者を包含し一ヶ年四十五法より九十法を賦課す而して特に該稅を免除する者は貧民、軍人十六歲以下の幼兒及ひ最下級最下等に屬する者にして六十歲以上の者は之を免除す又大都府に於ては之を課せすして其代稅として麥粉及ひ生肉に對して入市稅を賦課せり以上述ふる如くなるか故に普國の等級稅は殆と所得稅の變形なりと云ふへし而して是等の等級を査定するは市町村會をして之を掌らしむ

往時英國の印度を征服して其版圖に收めたりし當時又等級稅を該人民に施行したりしか其法は甚た簡單なるものにして總て人民の等級を三等に分ち上級は三十五「シル

リング」中級は十八「シルリング」半を課し其負擔の果して納稅力と相適するや否やは深く之を問はさりき故に該稅は純然たる等級分頭稅にして課稅公平の點より論すれは素より甚しき不完全のものたるを免れすと雖も新版圖草創の時代に適用する租稅法としては其賦課徵收甚た簡易なるか故に適當なる方法なりと謂ふへし

統一以前の伊太利に於ても亦等級分頭稅を行ひたるもの少からす「バーマ」州に於ては男女老幼を論せす總て極貧者に非さるものには該稅を賦課し納稅者を分て三級とし總て推定に由りて千法以下の所得ありと認むる者を下級とし千法以上二千法以下を中級とし二千法以上を上級とし中級は下級の二倍上級は下級の三倍の稅率を賦課せり而して下級の稅率は一定せすして政府は毎年分頭稅に由りて收入せんと欲する額を定め各市邑の人口に一日の勞力報酬額に三倍を乘し其數に準して豫定收入額を市邑に配賦し市邑は又之に準して人民に賦課せり又「フローレンス」州に行はれたるものは其階級非常に周密なるものにして納稅者を分て三十五級とし最下級には三法最上級には三百法を賦課せり

之を要する該稅は特別なる國柄に於て所得稅の補助稅たるに適し決して一般人民に汎く賦課すへき租稅に非さるや明なり

第十九章　消費稅

第一節　消費稅汎論

消費稅は間稅の一種にして國內に於て生產製造する物品に對し間接に課稅する所の租稅を云ふ蓋し消費稅には其意義に廣狹の二種ありて廣義に消費稅を解する時は此內に尙ほ關稅の如き或は直接消費稅の如き皆包含せらるへしと雖も余は研究上の便宜の爲めに之を狹義に解釋して右の定義を下せり世人或は消費稅を以て間稅と異名同意義なりと信する者あれとも是れ大なる誤謬にして消費稅は間稅に相違なきも唯其一部に過きすして決して間稅の全體を包含するものに非す即ち移轉稅の如きは間稅なれとも消費稅に非されはなり

消費稅は又直接消費稅と間接消費稅との區分あるとを記憶せさるへからす是等二者の異る所を擧れは第一直接消費稅は消費物件に對し直接に消費者に賦課するものにして馬稅、車稅、家僕稅の如く納稅者は同時に負擔者にして租稅の轉嫁あるとなし之に反して間接消費稅に在ては經濟市場に於ける或る特別の場合を除くの外通例納稅者

と負擔者とは其人を異にするものなりとす故に其徴収法より見れは直税と毫も異るとなし第二間接消費税に於ては各人の所得に比例せすして貧富の別なく一般に負擔せしむるものなれとも直接消費税は主として驕奢に屬する物品を撰んで課税するか故に大に納税者の所得と權衡を得へし第三間接消費税は又專ら飲食物の如き其消費の速なるものなるに反して直接消費税は右に擧けたるか如く馬税、車税、家僕税の如きものなるか故に耐久の性質を有せり如此二者各異るか故に本章に於ては單に間接消費税を論し次章に於て直接消費税を論せんと欲す

消費税は右に述ふるか如く間税の一種なるか故に其性質は間税と毫も異なるとなし而して間税の利害得失に就ては既に本編第十章第九節に於て詳論したるか故に茲に再ひ贅せさるへしと雖も消費税の最も重大なる缺點は各人の負擔か富の多少と權衡を得さると是なり勿論富者か費す所は之を貧民の費す所に比すれは比較的多額なるは明なりと雖も嚴正に租税の公平上より論すれは甚た不充分なるを免れす然れとも國家財政上より觀察すれは其經費は年々益々增加の一方に傾き負債並に軍備の爲めに巨額の費用を要する今日に於ては獨り直税のみに依りて財政を保持するは到底不能の事に屬せり即ち佛國の如き若し單に直税のみに依りて收支の均衡を得んとするに於ては今日より凡そ四倍以上の增税を爲さゝるへからさるに至るへく間税收入の割合に少額なる伊太利の如き尙ほ直税に二倍半の增加を爲さゝるへからす如此有樣なるか故に今日各國か一般に消費税を施行するは實際の必要上已むを得さるものにして多少不公平不完全の缺點あるも國家存立の爲めに到底之を廢止すると能はさるなり夫れ既に現時消費税か財政上の要部を占むる如此にして廢止すると能はさるものなる以上は之を施行するに當りて其弊害の最も僅少なる方法を撰んで課税せさるへからす故に以下少しく之を論せん

或る學者は論して曰く消費税の負擔を各人公平ならしむるか爲めには周く國内一切の生産及ひ製造品に遺漏なく之を賦課するとを要す如此すれは單に政府の收入を增加し得るに止まらす又能く各人の納税力に比例するを得へし盖し孰れの邦に於ても毎人若くは毎家の費用は其歳入と略ほ一定の割合を保つものにして甚しき懸隔あるものに非す即ち人民の出費に賦課する所の比例税は其歳入に比例するとを得るものなりとす而して其出費に比例税を課するの方法は他なし一切の物品に悉く消費税を賦課するに在り如此すれは富者の出費も貧者の出費と同しく其全体に租税を荷ふか故に負擔は公平なるを得へし然るに若し必要なる一二の物品にのみ消費税を賦課せ

んか其消費の分量貧富同額にして貧民か出費の大部分は租稅を荷ふに反して富者の出費中租稅を荷ふ者は僅に一小部分に過きす故に消費稅は遂に變して分頭稅たるに至るを免れすと爲せり以上述ふる所の趣旨に憑據し國内一切の物品に課稅するの法は嘗て歐洲諸國に行はれ一を「アルカヴハラ」と稱し動し得へき物品及ひ食料品一切に賦課し一は「ボルラ」と稱し製造所に於て製造に賦課したるとあり然とも如此稅法か幾多の弊害あるや明にして消費稅は其徵收素と非常に煩雜にして僅に二三の消費稅すら尙ほ且つ徵稅の檢查監督の爲に多數の官吏を要し從て手數經費を要する夥しく加之產業の發達交通の進步等總て經濟界に弊害を及ほす甚しきか故に若し是等の稅法に由るに於ては經濟自然の發達を抑制し國力の增進を阻遏し財源を涸渴し民力衰退の悲境に陷るへく又周密苛察の重歛は自然詐僞逋脫の惡風を馴致し德義の壞亂を來すを免れす故に西班牙に於ては「エリザヘス」女皇か其崩御に當て「アルカヴハラ」の廢止を遺詔し佛國に於ても千六百四十一年「アルカヴハラ」に等しき租稅を設置したりと雖も遂に好結果を收むる能はすして之を廢止し北米合衆國に於ても南北戰爭の時に當り軍費を支辨するか爲めに此方法を採用し所謂頭を見れは打つの主義に由りて政府に收入を得るに足るものは悉く之に課稅したりしか千八百六十六年政府の收入を以て千八百六十三年の收入に比すれは實に十三倍以上の巨額に上れり(尤も千八百六十六年に於ては紙幣增加の爲め大に通貨の價格下落したるか故に玆に擧けたる比例は單に其呼償に基けるものなれは精密なるものに非す然れとも人民は當時愛國の至情より甘して之を負擔し奸曲も亦甚しく行はれさりしと雖も戰爭の終局するや民心大に變したりしか故に政府も亦速に之を廢止して大に簡單なるものと爲せり英國に於ても十七世紀の中頃より大に消費稅の周密を來し今世紀の初め大陸戰爭の時に當りて大に消費稅を增加したりと雖も漸次之を廢止するに至れり我邦に於ても往時封建時代に於ては小物成は運上と稱し二千種以上の雜稅行はれ徵收煩碎を極めたりしか明治八年二月布告を以て從來紛雜せる租稅を廢止して大に簡略なるものと爲せり凡そ如此孰れの國に於ても往時經濟財政未た發達せす又是等の知識に乏しかりし時代に於て一切物品に課稅するの方法は皆嘗て行はれたりしと雖も漸く發達して是等の知識又大に進步せる今日に於ては其弊害に堪へさるを看取し或る數種の物品を撰擇し以て之に課稅するに至りたるものなりとす

以上述ふるか如く百般の物品に悉く課稅して以て負擔の公平を得んとするか如きは甚しき誤謬にして消費稅は須らく比較的弊害少くして收入巨額なる數種に限らさる

へからす此に於てか次に研究すへき問題は如何なる種類のものを撰擇すへきかに在りとす而して其種類を撰擇するに當りては先つ其初に消費物の性質を究めさるへからす凡そ消費物は人民か需要の程度に由りて之を三種に區分す

第一、必需品　必需品とは各人の生活上必需の物品にして貧富貴賤の別なく等しく之を需要するものにして例之は鹽、米、麥等の如し

第二、嗜好品　嗜好品は必需品の如く必需の物品に非すと雖も各人の嗜好に由りて一般に日常用ひらるゝ物にして其範圍必需品に次て廣きものなりとす例之は茶、珈琲、酒類、煙草等の如きは即ち是なり

第三、驕奢品　驕奢品とは必需若くは嗜好以外に驕奢の目的に用ゆる物にして例之は金銀其他の裝飾品、馬車稅、自用人車稅の如きを云ふ

如此消費品は之を三種に分つと雖も其區分は截然として確定不動なるものに非す時代及ひ國狀に由りて異り同一物品と雖も甲國に於ては之を奢侈品と看做すに反して乙國は必需品と爲すものあり例之は英國に於ては獸肉を以て生活上の必需品と爲すと雖も我邦に於ては獸肉は驕奢品の部類に屬すへきものなりとす故に其孰れの種類に屬すへきものなるかは各其場合に由りて區別すへきものなりとす

消費品の種類は右に述ふる如くにして消費稅を賦課するに當ては右の內孰れの種類を撰擇すへきか又如何なる要件を具有するものを以て善良なる消費稅と稱すへきかと云ふに凡そ左の條件に準據すへきものなりとす

第一、消費稅は多額の收入を得へきものなることを要す　凡そ消費稅は財政上の必要の爲めに稅法の不完全及ひ經濟上の妨害を忍んて課稅するものなるか故に多額の收入を得へきことを勉むへしと雖も一切の物品に周く賦課するの不可なるとは前述せる如くなるか故に可成的其收入の多額なるものを撰擇して其種類を增加せさるを勉むへきものなりとす

第二、消費稅は必需品に賦課すへからす　多額の收入ある稅源を求るに當りては必す其範圍の廣大なるものを撰擇せさるへからす而して其範圍の最も廣大なるものは必需品に如くものなし即ち必需品は人民か生活上必すなかるへからさる物品なるか故に各人悉く之を負擔し又重稅を課せらるゝも避くると能はさるか故に其收入は巨額なるを得へし然れとも公平の原則よりすれは必需品の課稅は甚た不公平なるものにして貧民の負擔する所は富民と同額なるか故に如此貧民を苦しましむる甚しき租稅は須らく之を避けさるへからす而して此原則よりすれは消費稅は之を

驕奢品に限ると最も公正なりと雖も奈何せん驕奢品は其範圍甚だ狹小なるか故に其政府に入る所の額は少きを免れす故に最も適良なる課稅物件は消費の最も汎き嗜好品なりとす嗜好品に在ては生活上必需の物品に非さるか故に必需品の如く不公正ならす又其消費の範圍廣きに於ては收入も甚だ巨額なるものなりとす

第三、消費稅は完製品に賦課し粗製品に課するを避くるとを要す　消費稅か經濟自然の發達を阻遏するの害あるは既に屢々論したるか如し故に此弊害をして可成的少からしむるか爲めには粗製品に課稅せさるを要す何となれは粗製品に在ては之を完製品と爲す迄に幾度か營業者の手を經由せさるへからさるか故に其初めに課稅せるより生する所の弊害は延て完製品に至る迄幾多營業者の營業に妨害を與へ弊害の及ふ範圍廣大なるか故に可成的之を完成品に賦課して其弊害を少からしめさるへからす

第四、消費稅は其徵收檢查の容易なるものを擇はさるへからず　元來消費稅は其徵收檢查の爲めに多くの手數煩勞を要し又之れか經費巨額なるか故に政府は可成的徵收及ひ檢查監督の容易なるものを撰擇するに非されは無益の經費を徒費し又納稅者を苦しましむると少しとせす而して最も之に適合するものは生產及ひ製造の一地方若くは少數營業者の手に集合せるものなりとす即ち鹽業、烟草栽培等の如きは一部の地方に限るものにして汎く各地方に於て製造耕植すると能はさるものなるか故に之か徵收檢查は其一地方に限り甚た容易なりとす又英國の如く製造事業か少數事業家の手に集合する所に於ては多數の納稅者を檢查監督するの必要なきか故に其徵收は大に容易なるを得へし

次に消費稅の徵收方法に論及せん凡そ消費稅の徵收方法には左の三種の方法あり

第一、生產及ひ製造に賦課する法

第二、販賣に賦課する法

第三、製造若くは販賣を政府の特占事業と爲すの法

以下順次之を論せん

第一、生產製造に賦課する方法　第一の方法は又之を細分して三種とす

(甲)製造品を調查檢定して之に課稅する方法　此方法は政府の官吏をして粗生品製造品の出入を監視し事業の弛張に注目して嚴密なる調查を行ふものにして製造所に就て之を檢查し又倉庫に臨檢して生產品の過不足を調查するものなりとす故に此法は最も精密なるものにして納稅者は詐僞逋稅を爲すと能はす從て政府

は多額の収入を得るの利あり然れとも此法に於ては其撿査の嚴密なる丈又納稅者の自由を拘束し營業を阻礙すること夥しく政府に於ても亦多數の官吏を要するか故に徵收の爲めに巨額の經費を要し常に收稅官吏と納稅者と直接に會接するを以て紛論爭議を惹起し易く大に人民の感情を害するものなりとす加之該法は製造の場所廣くして多數の製造家諸方に散在する所に在ては益々其不便弊害は甚しきものなりとす而して今日此法に依るものは佛國の「ブランデー」酒稅米國の煙草及ひ我邦の酒造稅の如き是なり

(乙)製造額を推定して之に賦課する法　實際の撿査に於ては右に述ふるか如く幾多の弊害あるか故に是等の弊害を除去する爲めに從業者の數製造場の廣狹、器具器械の大小多少等の外標に據りて推定する課稅法なりとす例之は酒造稅を課稅するに酒桶の大小及ひ其數に由りて課稅額を定むるか如し此法は之を前法に比すれは其徵收監督甚た容易にして又營業者の自由を拘束すること少きか故に其長所は產業の發達を阻礙すると雖も是等の外標は其生產額を正確に示すの標準と爲らさるか故に脫漏常に多くして大工場を保護して小工場を苦しめ其負擔不公平なるを免れす加之此法に於ては政府の收入は少額なるを免れさるなり然れとも亦間接に起る所の利益ありて生產の改良進步を奬勵するの効ありとす即ち納稅額は其外標に由りて一定するか故に是に由りて多額の產出を爲す者は利し少額の產出を爲す者は損するものなりとす左れは製造家は產出額を增加して利益を得んと欲し自然製造事業に改良進步を加ふるか故に產業發達の一の奬勵法たるを得へし現に是等の好適例は余か前段に揭けたる「マクラック」氏の示せる蘇蘭の蒸酒稅に於て蒸酒器械の容量に課稅したるか爲に大に其製造法の進步せるか如し故に該法は之を政府の方面より見れは收入少くして不利なりと雖も納稅者よりすれは產業の自由を拘束せらるゝこと少く產出を增加するに從て利益を增加するか故に不便少きものなりと云ふへし此法に依るものは伊太利の麥粉稅の如き即ち是なり

(丙)生產原料を標準として賦課する方法　此法に亦二種あり一は直ちに原料に租稅を賦課するものにして一は原料の生產地に特別稅を賦課するもの是なり原料に直接に賦課するの方法は前きに陳へたるか如く產業に最も多くの障害を與ふるの如く單純なるものに在りては是等の弊害は多少尠なきを得へしと雖も尙ほ原

料の調査の爲めに要する手數煩勞夥しく脫漏又行はるゝを免れす
原料地に特別稅を賦課するの法は其耕植地の廣狹に由り稍々精密なるものは土
地の肥瘠を參酌して耕地を數等に區分し各等稅率を異にするに在り此法は其徵
收甚た簡易にして之を製造品若くは原料品に賦課するに比すれは遙かに便利な
るか故に往々諸國に施行せられ或學者は葡萄酒稅、砂糖稅、煙草稅の如きは全然之
を廢止して葡萄園、甜菜園、煙草園に特別稅を課するに如かすと論する者あり然れ
とも該稅は唯其徵收簡易なりと云ふに止まり又幾多の弊害なきに非す即ち生產
額を精密に調査するものに非さるか故に其負擔は甚た不公平不完全たるを免れ
す蓋し是等の不公平を除去する爲めに土地の肥瘠に因て等級を設けさるには非
されとも到底正確なると能はさるや明なり或は又生產額と比例する公平なる租
稅たらしむるか爲め宜く等級を嚴密にすへしと論する者あれとも如此すれは該
法の長所たる簡易を失ふに至る即ち不公平は到底該法に免れさる弊害にして其
賦課額輕きに於ては納稅者は其負擔に堪へ產業に甚しき障礙を與へさるへしと
雖も若し今日行はるゝ所の消費稅を變して悉く特別稅と爲すに於ては其負擔は
非常に增加するか故に殆と產業を擧けて全く廢滅に歸するに至るや毫も疑を容

れす現に歐洲に行はるゝ砂糖の消費稅の如きは其生產費總額に超ゆ若くは之と
均しき重稅を賦課するものあり故に是等の租稅を悉く原料の耕作に賦課せんか
耕作者は到底其重稅に堪へさるへけれはなり加之該稅は國內の重要なる生產品
に賦課するに於ては之を海外に輸出して外國品と競爭するに當て重き租稅を負
擔するか故に到底之と拮抗すると能はす又戻稅の法に依て稅關を通過するに當
り先きに賦課せる租稅を拂ひ戻さんとするも幾許の割合を以て之を拂戻すへき
か其標準は甚た漠然たるを免れす而して又內國の市場を外國品の爲に占領せら
れさる爲めに之に補償稅を課するに當りても同しく幾許の額を課すへきか其由
る所を知るに苦しむ要するに該法は之を輕課するに於ては甚しき弊害を生する
となかるへしと雖も之を以て消費稅に換へんとするに至りては大なる誤謬たる
を免れす

第二、販賣に賦課する法　此法も亦細分して二種とす

(甲)販賣高に課稅する方法　營業者の販賣高を調査し其額に比例して租稅を賦課す
るものにして調查精密に行はるれは詐僞脫漏の憂なく課稅は公平なるを得へく又
消費と納稅との間短きか故に經濟の發達を阻礙する最も少きを得るの利益あり

とす然れとも製造品の檢査法と同しく政府は多くの官吏を要し又一々嚴密なる檢査を行はるゝか故に販賣業者は其營業を妨害せられ且つ官吏と營業者との間に爭議の弊害を免る能はす加之販賣者は通例製造者の數より多くして諸方に散在するか故に政府の手數費用は製造品の檢査に比すれは更に多く該法は到底善良なる課稅法と認むると能はさるなり今日佛國の飮料稅は即ち此法に依れり

(乙)入市稅　入市稅は消費品か或る都府に輸入せらるゝに當りて賦課する所の租稅にして關稅と等しく通例其負擔は輸入都府の人民に歸着するものなりとす獨逸の各市府に於ては汎く此法行はれ麥粉及ひ肉類に課稅せり支那の釐金稅も亦此種の租稅なりとす該法は若し都府の地勢宜きを得て嚴重なる監督を行ひ密輸入を充分防遏することを得は徵收甚た簡易なるの便利ありと雖も亦種々の弊害なきに非す總て該稅は之を國稅と爲すに於ては同一の物品にして各都府を通過する毎に賦課せられ其弊害甚しきか故に歐洲諸國に於ては一般に之を地方稅として施行せり故に其詳細は地方稅の部に於て論究することとし茲に之を省く

第三、製造若くは販賣を政府の特占事業と爲すの法(モノポリー)　政府の特占權を以て製造及ひ販賣業を營むの方法は種々の區別ありて佛國の煙草稅の如く製造と販賣とを同時に行ふものあり又摺附木の如く製造權のみを特占して販賣は人民の自由に爲すものあり又同國の鹽業に於けるか如く製造は各人の自由に任し其販賣權のみを特占するものあり

總て是等の特占業に就ては既に官業の部に於て論述したるか如く人民の事業を奪ふて政府獨り之を特占し競爭の憂なきか故に改良進歩行はれす常に舊態を墨守して消費者の便利を增加すること能はす故に單に收入を目的とする所の特占業は學者往々之を觀て公正且つ經濟に背反するものなりとし絶對的に排斥する者あれとも是れ其見解の一方に偏せるものにして特占業は決して強ちに排斥すへきものに非す即ち租稅を徵收するに當り普通の方法に依るに於ては偏頗不公平盛に行はれ好箇の財源も空しく徵收上の弊害の爲めに委棄せさるを得さる場合の如きは之を政府の特占業として消費稅の賦課に代ふるも決して公正上より論して非難すへき理由を見さるのみならす若し此收入に由て他の不公平なる租稅を改良若くは廢止することを得は財政上最も策の得たるものと謂ふへし然らは如何なる事業は課稅に代ふるに之を政府の特占と爲すに適當せるものなるか以下之を論せん

(一)特占事業は人民の必需品ならさることを要す　必需品に在ては貧富共に略ほ同額

の消費を爲し納稅力と比例せすして貧民の苦痛を增加し之をして益々慘況に窘迫せしむるものなるか故に善良なる課稅物件に非さることは既に述へたるか如し

(二)特占事業は消費稅を賦課する能はさる場合に限らさるへからす　通常の消費稅を賦課するに於ては詐僞隱蔽盛に行はれて公平なる課稅を行ひ難く又強て之を公平ならしめんとすれは非常に人民の自由を拘束し善良なる方法を見出すと能はさる場合に於ては不完全なる課稅法に依りて徒に人民を苦しめ而かも空しく良好なる財源を委棄せんより之を特占事業と爲すを以て遙かに勝れりとす然れとも若し之に反して通常消費稅に由て格段弊害を感せさるに拘はらす漫りに收入を增加せんとして人民の營業の自由を拘束し特占業を起すに於ては不公正不經濟なる失計たるを免れす故に特占業は一の特別法たるを忘るへからす然るに特占事業に於ては其收入の巨額なるよりして特別法たることを願す往々漫りに其範圍を擴張するの傾ありて佛國の如きも普佛戰爭以來頻りに諸種の事業を政府に於て特占したりしと雖も如此方法は漸次人民營業の範圍を縮少し經濟の發達進步を阻礙するの結果は遂に國力の銷沈を來たすを免れさるなり

(三)特占事業は單純なる方法を以て生產し得るものならさるへからす　事業の複雜にして消費者の嗜好に投し營業上に機敏の働きを要する事業に在ては之か管理甚た困難且つ危險にして一定の俸給に依て就職し事業の盛衰か自己の利害に何等の關係なき官吏をしてえに當らしむるには最も不適當にして消費者の嗜好に投合するを要する事業の如きは誤て其處置を失せんか忽ち政府は非常の損失を招致するか故に是等の事業は斷して政府の事業と爲すへきものに非す即ち政府の特占事業としては須らく其管理法の簡單平易にして消費者に嗜好の變動なく又其收入に增減少く且つ永久に繼續すへきものを擇はさるへからす

(四)特占事業は其收入巨額ならさるへからす　政府の特占事業は右に述ふる所の三箇の條件に適合するものなりと雖も巨額の收入を得るの見込あるものに非されは徒に多數の官吏を要し手數煩勞を冒して其結果徒勞に終るか故に此の如きものは特占事業に適せさるや亦說明を要せさるへし

政府の特占事業は必す右の四箇の條件に合せさるへからす而して政府の特占業は其國情に由て適否あり即ち一國の政治思想未た幼稚にして人民の權利薄弱なるに反し官吏の權力強大なる國に於ては官吏の權力を一層強大にし人民の便益を願す頻りに事業の範圍を擴張し人民の利益を害する利器を官吏に與ふるもの

なるか故に甚た危險なりと云ふへし又特占業は之を起すに當りて適當なる官吏を有するや否やを考慮せさるへからすり技術的及ひ幾分か商略的の知識を有せさるへからさると同時に最も清廉にして私利奸曲を敢てせさるものを撰はさるへからさるか故に特占業は官吏の德義頽廢せる土耳古若くは支那朝鮮等に在ては之を行ふへきものに非す

茲に亦特占業には一種格段なる方法ありて政府自から營業を爲さす特別なる會社をして請負はしむるものあり此法は佛國の摺付木業に於て實行せらるゝ所にして政府は官吏を任用する必要もなく又營業上の手數煩勞の如きも毫も被らさるか故に甚た簡易便利にして能く特占法の目的を達するを得へしと雖も該法は人民の感情を害し其激昂を招致するものにして一般人民は一會社の利益の爲に犧牲に供せらるゝものなりとの感情を惹起するの恐あり加之特占業に於ては必す密賣密造を取締るの必要あるか故に會社に特占を委任するに於ては又之に對して取締上の權力を付與せさるへからす然るに會社に特占を委任するすら尙ほ且つ人民の感情を害するものなるに併せて是等の權力を付與するに於ては一層人心の嫌惡激昂を盛ならしむるに至るへし故に特占業は政府自から之に當るを以て得策なりとす「ボリュー」氏も亦佛國の摺付木業を論して財政上拙策の最も甚しきものなりとせり

以上消費稅を汎論したるか故に各消費稅に就て更に詳論せんと欲す然れとも消費稅は國に由りて其種類甚た多く且つ徵稅法の如きも千差萬別にして一々之を論するは非常に錯綜多岐に涉るか故に茲には單に其重要なるものゝみに限らんとす蓋し消費稅の大体の原則は右に論述したるか故に是に由て以て諸種の消費稅を觀察せは讀者は容易に其善惡得失を判別し得へけれはなり

第二節　消費稅各論

第一　煙草稅

煙草は消費稅を賦課するに最も適當なる物品にして人生の必需品に非すして一種の嗜好品に外ならさるのみならす生理學者の說に由れは却て身体の健康及ひ腦力の發展を害するの有害物を含有するものなりと云へは之に課稅するも決して不公正若くは苛酷に非す尤も細民は勞働の間に之を喫して元氣を恢復するの効用あるか故に强ち無用の消費品なりと謂ふと能はさるも之を喫せされはとて決して元氣を沮喪し勞

働に堪へさるに至らしむるものに非されは其課稅たる敢て不正なるものに非さるや明なり而して該品の消費は其範圍非常に廣きか故に政府は適當なる方法を以てすれは巨額の收入を得るものなりとす尤も右に述ふるか如く人生の必需品に非すして一の嗜好品なるか故に嗜好の變遷と共に遂に滅絕に歸するとなきに非すと雖も今日の有樣より見れは其消費高は各國一般に增加するのみなれは遠き將來は測り知るへからされとも未た容易に嗜好の變化を來すか如きとあらさるへきか故に財政上一財源として適當なるものと謂ふへし今歐洲諸國に於て如何に煙草の消費か盛なるかを見るに「ボリュー」氏の說に據れは左の割合を以て消費せり

		百人に付き	九〇、キログラム
佛國	同		二五〇、
白耳義	同		二〇〇、
和蘭	同		一五〇、
日耳曼	同		一二四、
墺地利	同		一〇二、
那威	同		一〇〇、
丁抹	同		九四、キログラム
匈牙利	同		八三、
露國	同		六二、
英國	同		五七、
伊太利	同		四六、
西班牙	同		

以上述ふる如くなるか故に現時孰れの邦國に於ても之に消費稅を賦課せさるものなし然れとも其徵收法は各國制を異にし普國に於ては耕作地に特別稅を課する法及ひ收穫の重量に課する法に依れり然れとも其收入は甚た少く千八百七十六年に於て僅に百八十四万二千法を徵稅し得たるに過きす昔時「バーデン」侯國に於ては生產者より購買者の手に移轉する際に販賣稅を課し「ウルデンボルク」に於ては會社稅を課したりしか是等も亦其後普國の制に倣へり英國に於ては一に關稅に由て徵收し一切內國に於て之を耕植することを禁し其收入甚た巨額にして千八百七十六年に於ては一億九千五百万法を得たり我邦に於ては從來印紙稅法に依り賣價二割の印紙を貼用せしめたりしと雖も其收入は僅少なりとす(我邦に於ても明治卅一年より政府に於て葉煙草專賣を實施するに至れり)然るに佛國其他伊太利、墺地利の如きは之を以て政府の特占事業

と爲し其收入甚た巨額にして千八百七十八年佛國煙草官業の收入は三億三千万法に達し是れより原料買入及ひ製造の費用六千五百万法を控除するも政府の純收入に歸せるものは二億六千五百万法なるか故に租稅は原價の四倍に達するものなりと云ふへし如此各國其稅制を異にすると雖も其最も善良なるものは佛國の制にして煙草稅は政府の特占業として徵收するに最も適當なるものなりとす今其理由を擧くれは

第一　煙草の消費稅は之を賦課する甚た困難にして調査を嚴密にすれは營業の自由を拘束すると甚しく之を緩弛すれは詐僞脫稅盛に行はれ政府は勞多くして收入少きか故に特占業と爲すを以て便宜なりとす

第二　煙草は政府の特占業として其收入非常に巨額にして現に佛國の如き原價に四倍するの重稅を賦課するとを得へしと雖も普通の賦課法を以てしては到底斯かる重稅を賦課すると能はす而して其收入は嗜好の變化に由りて減少するか如き恐れなし

第三　煙草業は其管理甚た容易にして製造に特殊の技術を要するとなく又格段改良を要するものに非さるか故に之を官吏に管掌せしむるも弊害を生するとなし

此の如く煙草業は之を政府の特占業として最も適當なるものなりと謂ふへし然れとも等しく之を政府の特占と爲すに於ても國に由りて其法を異にし伊太利に於ては特占料を徵收して會社に製造を許可し又其利益より一割を徵收せり而して其收入は千八百七十六年八千七百万法を得たり其內七千九百五十万法は特占料の收入にして五百万法は利益の割賦にして二百五十万法は附加稅より收入せるものなりとす然れとも伊太利の法は既に汎論に於て詳論せるか如く幾多の弊害あるか故に決して摸倣すへきものに非す

我邦從來の煙草稅は前に述へたるか如く印紙稅法に依り賣價二割の印紙を貼用せしめたりしか明治廿九年三月法律第三十五號を以て之に代ふるに葉煙草專賣法を制定し明治卅一年一月より之を實施せり卽ち該法に依れは政府は葉煙草の專賣權を有し人民の間に其賣買を嚴禁し煙草耕作者をして悉く之を政府に納付せしめ政府は其品質等級を鑑定して之に賠償金を下付するに在り故に煙草製造者は其原料を政府に求むるの外なく人民より拂下けを請求する時に當て政府は之に相當の利潤を加へて拂下けを爲し而して收入を得るものなりとすされは其方法は佛國に於ける煙草製造業の如く製造と販賣とを兼ぬるものに非すして猶は同國の鹽業と同しく唯販賣權を特占するに過きす思ふに我邦に於て妄りに佛國の法に摸倣せすして單に販賣權を特

するに止めたるは能く國狀及ひ時宜に適ひたる適當なる良法と謂ふへし何となれは政府か販賣權と製造權とを併せて特占するに於ては多額の經費を要し其手數煩勞に堪へさるのみならす從來嘗て經驗なき是等の事業に對しては其管理に任すへき熟練なる官吏を缺くか故に其目的を達し得へき筈なく從て賄賂請托等の惡風は必す併發するを免れす元來佛國政府か製造權と販賣權とを併せ有して甚しき困難に陷らす能く巨額の收入を得る所以のものは長年月の經驗に依るものにして其起原は實に前世紀の末期にして當時國內の產出は甚た僅少なりしを以て格段の困難なくして之を開始し爾來產出額の增加して事業の擴張すると共に政府の經驗も亦大に熟し遂に此事業に慣るゝに至れり即ち一世紀の星霜を經て初て今日あるを致したるものなりとす若し我邦に於て是等の事情を顧す漫然佛國の制度に摸倣し販賣製造共に從事するに於ては管理者の無經驗なるに加へて其產出額の巨額なる種類の雜多なる到底十分なる管理を行ふ能はすして其失敗に歸するや明なり是れ余か我邦の制度を以て能く國情に適したりと謂ふ所以なり然れとも現行法も未た以て完全なりと稱すると能はす今其缺點を指摘すれは第一政府は葉煙草買收の爲めに巨額の資本を要するの不利あり第二政府は買收したる葉煙草を保管する危險と損失とを自から負擔せさるを得す

第三葉煙草の價格は官吏の鑑定に依て定まるか故に煙草耕作者は大に其利益を制限せられ價格の評定に當て官吏と耕作者との間に紛論爭議の常に生するを免れす第四政府は需要者を求めて之を販賣するか爲に幾多の手數を費さゝるを得す該法に於ては此の如き缺點を有するか故に之を除去する方法を講するは最も緊要にして是等の弊害は決して不可避のものに非す即ち該法に於て政府か賠償金を下付して之を買收するとを廢止し單に品質等級を査定して政府の倉庫に保管し葉煙草所有者か之を製造者に販賣し倉庫より引き出す時に當て相當の課稅を爲し又保管中の危險損失は總て其所有者をして負擔せしむるに在り此の如くすれは是等の弊害は直ちに除去せられ政府は勞せすして安全且つ容易に多額の收入を得又賄賂請托の惡弊も之を行ふの間隙を見出すと能はさるを得へし即ち是等の改良を加ふるは誠に焦眉の急にして若し漫然今日の儘に之を存せんか幾多弊害の簇出に遭ひ該法は遂に失敗の不幸を見るに至るやも亦未た知るへからさるなり

第二　飲料稅

飲料品も煙草と同しく人生の必需品に非すして一種の嗜好品に屬し其消費の範圍廣く收入巨額にして千八百七十八年佛國政府の收入は五億法に達し同七十六年英國に

於ては九億法を收入し魯國も亦八億法を收入せり如此飲料稅は能く財政上重要の財源たるを得るか故に最も消費稅の課稅物件として適良なるものなりと云ふへし而して其種類には「アルコール」性飲料と「アルコール」性を含有せさる飲料との二種ありて酒精、麥酒、葡萄酒、林檎酒、梨酒、米酒の如きは前者に屬し珈琲、茶、「チョコレー」の如きは後者に屬せり總て是等の飲料は其嗜好各國の氣候風土習慣人民の性質體質等に由りて異り我邦に於ては茶及び米酒を以て主要なる飲料とし佛國人は葡萄酒林檎酒を最も多く嗜み獨逸人か日常麥酒を用ゆるは恰も本邦人の茶に於けるか如く英國人は亦麥酒、蒸酒、茶、珈琲、「チョコレー」等を用ゆ如此各國各其嗜好を異にし消費額に差異ありと雖も諸國を通して最も其主要なる飲料は酒類なるか故に余は專ら酒類に就て論究せんとす煙草か政府の事業に適するとは右に述へたるか如くなれとも酒類に在りては煙草と異り之か製造困難且つ煩雜にして特別の技術を要するか故に之を政府の特占業と爲す國なく亦れの國に於ても製造若くは販賣額を調査し消費稅を賦課するを通例なりとす佛國に於ては販賣に賦課し運轉稅小賣稅入市稅の三稅を設け巨額の酒を一時に買入るゝものに對しては運轉稅を課し少量の酒を買ふものに小賣稅を課せり故に此二稅は決して重複するものに非す又入市稅は市邑入市稅を課する場所に於て之を賦課す左れは該稅は運轉稅、小賣稅と重複するものなりと云ふへし然れとも千八百七十五年の該法改正に由りて人口一萬以上の市府は小賣稅を廢して之に代ふるに入市稅のみを以てせり加之佛國の酒稅は甚た周密にして是より得る所の收入は千八百七十六年に於て四億法を得たりと雖も其調查監督は非常に難事にして手數經費を要すると夥しく又大に營業者の自由を拘束し而かも尙ほ詐僞脫稅多きを免れす我邦に於ては營業免許稅と釀造石稅(即ち製造賦課二法との二種により免許稅は每一期三十圓を徵收し造石稅は酒類を分て三類とし第一類清酒、白酒、味淋に對しては每一石七圓を課し第二類濁酒に對しては六圓第三類燒酎、酒精に對しは八圓を課し其造石數は製成の時に於て之を查定せり故に之を佛國か販賣稅を課するに比すれは其手數簡易にして營業者の營業を拘束すること少く又脫稅の憂なきを得へし而して其收入は明治卅年度の豫算に據れは二千九百八十萬圓にして消費稅中第一位に位し租稅中地租に亞て重要なる財源なりとす畢竟該稅か我邦に於て如此巨額の收入を得る所以のものは酒類の性質か外國品と大に異るか故に其競爭を受くることなく而して其價も外國品に比して低廉なると最も邦人の嗜好に適するとに由るものにして今日に於ては酒類は原價の凡そ八割に當る重稅を負擔せり如此酒稅の負擔は決して輕からさるも尙ほ其消費額

は減少せさるのみならす却て益々增加の傾あるを見れは該稅は良好なる一大財源にして尙ほ或る程度迄は其稅率を引き上くるも收入を增加するの見込ありとす然れとも增稅上玆に一の注意を要する點は酒類は一の嗜好品なるか故に重稅の爲めに其價格大に騰貴すれは自然嗜好を變して外國品或は代用品を消費するに至り內國の市場は外國品の跋扈を被り爲めに其造石高を減するとなきを保せす現に近來酒稅の增加よりして之か代用品の製造盛に起り其原料に供する酒精の輸入實に夥しき增加を來すに至れり故に酒稅を增加せんとするに當ては須らく外國品及ひ代用品との關係を精査して之を斷行せさるへからす其他我邦に於ては自家用料酒の製造を許し每一期八十錢の免許料の外に一石二圓若くは三圓釀造者の資格によりて異る二石以下八圓の釀造稅を賦課するの法を採用せり元來自家用料酒許可の可否は酒稅上の一大問題にして公正の主義より論すれは之を釀造するの力ある者は少くとも最下等の細民に非すして幾分の生活に餘裕ある者ならさるへからす然らは是等生活に豊なる人民に對しては輕稅の酒類を飮用するの特典を與へ下等の細民には重き負擔を被れる酒類を消費せしむるものにして全く負擔力に矛盾の稅法と謂はさるを得さるなり如此理論上よりすれは素より自家用料酒の許可は不法悖理のものなりと雖も又實際不得已ものなきに非す即ち山間僻陬の地に於ては一々官吏を派して之か密造を監視すると非常に困難にして到底十分なる監督を行ひ難く人民に於ても亦若し自家用料の釀造の禁止せらるゝに於ては三里若くは五里の遠きに之を求むるに非されは消費すること能はさる大不便あるか故に自然法律を犯すに至るを免れす故に其可否は殆と之を判定するに苦しむと雖も先つ現行法に於て造石高百石以上に非されは釀造を許さゝる條規に一の特例を設け或る場合に於ては地方長官の意見に依りて百石以下の釀造を爲すとを許し又自家用料酒の釀造稅を普通稅率より二割若くは三割を增加せは庶幾は完全なるを得んか盖し山間僻陬の地に於ては人口稀少にして消費高少きか故に實際百石以上の釀造を爲すも悉く之を販賣し盡す能はさるを以て釀造業を營む者なく勢ひ現行法に於けるか如く自家釀造を許可するに非されは人民は供給を絕つの外なけれはなり故に其地方の情況に應して需要を充たす額丈の額は百石以下と雖も許可するを以て策の得たるものなりとす而して需要を充たす額丈の額は百石以下と雖も許可割の增稅を行ふは決して不當に在らす何となれは釀造營業者は普通稅率より二割若くは三を納め之を販賣して以て利益を收得しつゝある者なれは營業者の利益となるへき部分丈增率するは租稅の公平上當然なれはなり

第三　砂糖稅

砂糖も亦消費稅を賦課するに良好なる課稅物件にして今其理由を擧れは

第一　砂糖は人生必需の物品に非すして一の驕奢品と稱すへき物なれは之に租稅を賦課するは素より當然なりと云ふへし尤も英國の如きは一般に茶を嗜み之に砂糖を混して飮用するの常習なるか故に砂糖稅は細民に至る迄之を負擔し一般の嗜好品なりと雖も既に貧富一般に嗜好する所の酒に課稅するか故に下戶上戶も亦共に租稅を負擔せしむるは蓋し課稅の公平上必要のことなりと謂ふへし

第二　砂糖稅は之を賦課する割合に容易なりとす砂糖に在ては他の物品の如く製造複雜ならすして又贋造品代用品等を製造すると能はさるか故に製造額を調査して之に課稅するに甚しき困難を感するとなく又營業の自由を拘束すると大ならさるを得へし殊に砂糖は重に熱帶地方の特產物なるか故に自國に產出せさる邦國に於ては唯稅關に於て容易に之を徵收するとを得へし

第三　砂糖は其消費額甚た多く又年々人民か生計の程度の進步すると共に增加するか故に能く政府の一大財源たるを得へし即ち千八百八十七年度に於ける佛國の收入は一億六千八百万法に達し普國も亦帝國國庫へ收納せる分と普國に收めたる分を合して二千六百万馬克に達せり而して其稅率は一般に甚た重く佛國の稅率は原價の一倍二割に當れりと雖も尙ほ年々益々消費高は增加の一方に傾けり

以上述ふるか如くなるか故に砂糖消費稅は公正上より見るも又財政上よりするも良好なる一財源なりと謂ふへし然るに我邦に於ては現時此種の租稅なく唯從前之に類せる菓子稅ありしと雖も既に廢して今日之を存せす

菓子稅の廢止は當然なる處置にして該稅は雇人の數と其賣上高とに比例して課稅するの法なりしか是れ甚た不完全なるものにして菓子營業者の如く汎く全國に散在し明治廿年度の調查に據れは製造者卸賣小賣人を合して總計十七万九千人に對し一々調查するものなるか故に多くの手數と費用を費し營業者の自由を拘束すると甚しく而して其收入は僅に五六十万圓を超えさるか如きは最も劣等なる稅法と稱すへきなり故に我邦の如きも政府か歲入を增加するの必要あるに當りては砂糖稅は先つ第一に起すへき財源なりとす而して幸に新條約に於ては內國に於て精糖の產出若くは製造に對して增稅を課するとを必要と看做すときは內國稅と同額の關稅を增課するを得るの權利を收得せるか故に何時にても外國品に特典を與ふるとなくして賦課するとを得へしと雖も愈々之を課するに當りて南海諸島の內國糖業に如何なる影響を與

ふへきかは一考を要する點なりとす

第四　麥粉稅

麥粉稅は伊太利、埃太利、普魯亞等に行はれ伊太利に於ては之を精麥器械に課し墺國及ひ普國は之に入市稅を課せり然れとも麥粉は人生の必需品にして消費の範圍廣大なるか故に能く多額の收入を得へしと雖も前きに述へたるか如く必需品の課稅は細民に重き苦痛を被らしむるか故に最も不可なるものなりとす

第五　屠肉稅

屠肉稅は今日獨逸の各邦に於て實施せらるゝ所にして屠肉は消費品中孰れの部分に屬するものなるかは國に由りて異り英國の如きは人民一般に日常の食物として之を消費するか故に必需品の內に屬すへきものなりと雖も我邦の如きは驕奢品の內に屬せしむへきものなりとす故に屠肉稅の可否は國に由りて異り消費一般ならすして嗜好若くは驕奢に屬する邦國に於ては之に課稅するは正當なりと云ふへし然れとも此等の國に於ては屠肉は重もに都市に於て消費せられ村落に於ては其消費稀なるか故に之を國稅と爲さんよりも寧ろ地方稅と爲すを以て適當なりとす

屠肉稅の徵收法に種々あり第一入市稅を課するもの第二屠殺場に於て其重量を檢査して之に課するもの等の種々あれとも密屠殺の監督を嚴重にすることを得は屠殺場に於て之を課するを以て最も便利なる方法なりとす

第六　醬油稅

鹽稅に就ては先きに官業の部門に於て論したるか故に再ひ茲に贅せす

今日我邦に行はるゝ醬油稅は鹽稅に類似し食物に鹹味を添ふる爲めに必需品として消費する物なりとす

醬油稅は明治の初年釀造稅として賣上代金の千分の二を徵收したりしか明治八年其必需品たるの故を以て一旦之を廢止し十八年再ひ之を設置せり現行法に於ては製造所一ヶ所毎に營業稅として五圓を徵收し又造石稅として醬油は諸味に、溜は製成に、毎一石一圓を賦課せり而して又自家用料として釀造するものに對しては何等の負擔を課するとなし即ち該稅は伊太利、佛國の鹽業に比すれは稅率重からす又需要の自由を拘束せさるか故に格段弊害の生するを見すと雖も之を重課するに於ては下等細民の苦痛を增加するか故に今日の稅率以上に增加すへきものに非す

以上諸國に行はるゝ重要なる消費稅に付て略ほ講究を終りたるか故に終りに臨んて一言すへきことあり即ち消費稅は必需品以外の物品に在りては之に課稅すると不公正

ならすと雖も妄りに小額の收入を得るに過きさる財源に課稅するは決して策の得たるものに非す何となれは是等は唯徒に政府の手數煩勞を增加するに止まり人民の感情を害するものなるか故に其課稅物件は宜く巨額の收入の見込あるものを撰擇せさるへからす而して亦是等の物品と雖も妄りに其收入を增加せんとして重稅を賦課するに於ては其結果密賣密造等の不德なる行爲を誘起するに至るへく或は又之か代用品の製造を促し好財源を失ふに至るへく然らさるも重稅は遂に消費額を減少し從て收入を減殺するか故に稅率は宜く之を適度に止めさるへからす然らは幾許を以て適度と稱すへきかと云ふに即ち消費品の性質と其國の事情に由りて異るか故に學理と事實とに徵して之を考覈するの外なきものなりとす

第二十章　使用物稅(直稅消費稅)

使用物稅とは消費者の使用する物件に直接に賦課する所の消費稅を云ふ其間接消費稅と異なる所は前章に論述したるか如く第一租稅の轉嫁すると否と第二消費者の納稅力に比例すると否とに由りて異なれり而して使用物稅は主として富者の使用する物品に課するか故に又之を驕奢稅とも云ふ

驕奢稅は一時歐洲諸國に於て一部の學者及び道德家の盛に唱道したる所にして負擔の公平の點よりするも又風俗の矯正上よりするも必要なる課稅なりと論し一時世人は其名の美に眩惑したりと雖も是れ唯俗耳に入り易くして財政上甚た稱贊すへき租稅に非す盖し驕奢稅は到底多額の收入を得ると能はさるものにして政府の手數甚た多きを免れされはなり即ち孰れの邦國に於ても富民は唯國民の一小部分に過きさるか故に是等の富民か使用する物品に課するも多額の收入を得ると能はさるや明なり而して若し亦其收入を增加せんとして妄りに稅率を增加するに於ては然らさるも驕奢品の多くは之を隱匿すると容易なるか故に益々課稅物件を曖昧にし政府の手數は愈々增加して收入は却て減少するに至る加之驕奢品は時好の變化風俗の變遷と共に常に變動するものなるか故に一時相當の財源と認めたるものも忽ちにして全然廢滅に歸するとあるへく之に重稅を課するに於ては益々其變動を速かならしむるものにして是等の好適例は英國の髮粉稅に於て能く之を證するとを得へし即ち英國に於ては千七百九十五年始めて該稅を設置し千七百九十六年に於ては二十一万磅の收入を得たりしと雖も千八百六十八年には僅かに一千〇〇二磅に減少したるか故に遂に千八百七十年之を廢止するに至れり要するに驕奢稅は其隱蔽を少からしめんとするに

は必す輕稅を課せさるへからさるか故に收入少く又重課すれは却て益々收入を減するものなれは國家の財源として良好なるものに非さるや明なりと云ふへし以下少し く歐洲諸國に行はるゝ該稅に就て述ふる所あらん

第一、金銀器具稅　金銀器具稅は今世紀の初めに方りて普國に於て行はれたりしと雖も其收入は誠に僅少にして施行以來僅に四年にして千八百十二年之を廢止せり現時佛國に行はるゝ該稅は驕奢稅と云はんよりも寧ろ手數料と稱すへきものにして金銀器は一切政府の檢證を經へきものなりとし其品質を混合金屬の多少に由て金器を三類に銀器を二類に區分し金器は一「エクトグラム」毎に三十七法五十「サシチーム」銀器は一「エクドグラム」毎に二法を徵收し之に檢印を施せり而して營業者は政府の檢印に由て其品質を保證せらるゝか故に賣買上非常に便利を得て格段弊害を認めす

第二、家僕稅　英國に於ては千七百七十七年以來之を施行し佛國も亦嘗て之を施行したり該稅は家僕を使役するは其富裕を表證するものなりとの理由より課するものなれとも其收入僅少なるのみならす僕婢を以て犬馬と同一視するの嫌あれは人權の尊重上良好なる租稅と謂ふへからす

第三、車馬稅　自用の車馬は所有者の富裕を示す一の表證にして隱憑すると能はさるものなるか故に徵稅容易にして驕奢稅としては善良なるものなりと謂ふへし

第四、遊獵稅　遊樂の爲めに狩獵を爲すは富者に非されは爲す能はす而して狩獵は公共の安寧上警察の取締を要するものなるか故に之に課稅するは正當のことなりと謂ふへし

第五、犬課　犬は狩獵と同しく公安上取締を要するものなりとの理由を以て佛國及ひ英國の如きは現に之を施行せり

第六、骨牌稅　骨牌は遊樂の爲めに使用するものなるか故に之に課稅すると必すしも不當ならすと雖も其收入は誠に僅少にして佛國の如き之を施行し一具五十「サンチーム」を徵收すと雖も僅々二百萬法內外の收入を得るに過きす

要するに驕奢稅即ち使用物稅は巨額の收入を得る能はすして徒に手數多く嚴密に之を行ふに於ては被稅者をして家宅搜索の壓制に服せしめさるを得さるものなるか故に之を賦課せんとするに當りては第一隱匿し難き物品第二時好の變化風俗の變遷と共に其收入を減少し若くは滅絕に至らさるへからす而して能く此條件に合する所のものは遊獵稅車馬稅等にして他に舊來より行はれたるものにして

格段弊害を生せさるものは必しも之を廢止するに及はすと雖も漫然是等の小財源を増加して人民を束縛し政府の手數を増加するか如きは財政上策の得たるものに非す

第二十一章　關稅

關稅とは內國及び外國の貨物か國境を通過するに當て賦課する所の租稅を云ふ關稅は其種類を分て第一輸出稅第二輸入稅第三通過稅の三種とす輸出稅は內國より外國に輸出するものに賦課する租稅にして輸入稅は外國より內國に輸入する貨物に對して賦課し通過稅は甲國より乙國に輸送する貨物か丙國を通過するに當りて賦課する所の租稅を云ふ

關稅を論するに當りては先つ其賦課したる租稅の負擔か孰れに歸着するかを究めさるへからす關稅の歸着は尙は消費稅の歸着の如く貨物の販賣者は唯一時租稅の立換に止まり結局消費者の負擔に歸するものにして廣き意味に於ける消費稅の內に編入すへきものなりとす即ち輸出稅に在ては輸出國の輸出商人は一時租稅を代納するに止まり遂に輸入國の消費者に歸着すへく又輸入稅は貨物を輸送せる國の商人は之を負擔せすして輸入國の消費者之を負擔するを以て一般の原則なりとす然れとも亦時に之に反するときに非す即ち外國市場に於て外國商品と競爭し之に勝を制せんとする場合に於ては輸出國の商人自から之を負擔し消費者に歸着せしめさるとあり輸出稅は嘗て歐洲一般に行はれたることありしと雖とも漸次之を廢止し今日尙ほ之を存するものは主に伊太利瑞士等の一二國に過きす元來關稅は右に述へたるか如く輸入國の消費者之を負擔するものなるか故に內國に於て輸出稅を賦課するは外國人より消費稅を徵收すると同しく甚た有利なるか如くなれとも今日に於ては到底之を行ふと能はさるに至れり即ち現時國際間の通商貿易は非常に發達し各國皆外國市場に於て自國商品の販路を擴張し他國の競爭品を壓倒して勝を制せんとするには其物品の價格低廉ならさるへからす然るに輸出に當て之に租稅を賦課するに於ては其價格は騰貴するを以て外國の市場に於て他國の商品と競爭するの力を殺き販路の區域を縮少し內國產業の發達を害せさるを得す即ち輸出稅は外國貿易を阻礙する拙策の甚しきものにして自己の手を以て腹を割くの愚と毫も擇ふ所なし而して今日に於ては商路の擴張に熱心なる諸國は重要なる輸出品に對しては內國に於て一旦賦課したる租稅も戻稅の法に依りて輸出の際之を輸出者に返戻し此の如くにして尙ほ外國の市場に自國商品の販路を開拓せんと努むるに至れり

然れとも輸出税も全然之を廢止するの必要あるに非す特殊の場合に於ては寧ろ賦課するの必要あるものなり今其場合を擧れは

第一　一國の利益上濫輸出の不利なる貨物に對しては之を抑制する爲めに輸出税を賦課せさるへからす例之は工業上必須の原料たる鐵、石炭等の如きものにして內國の生產豐富ならさる場合には之か輸出を一個人の自由に放任せんか是等の人民は國家的の觀念なく唯自己の利益を得ん事にのみ勉め從て採堀すれは從て輸出し國家永遠の利益を傷耗するを免れさるか故に如此場合に於ては須らく輸出税を賦課して之か輸出を抑制し國家永遠の利益を保全せさるへからす是れ千八百四十二年以來英國か石炭の輸出に輸出税を賦課せる所以にして「マクロック」氏の如きは之に反對し英國の石炭は二千年間今日の儘に採堀するも尙ほ其供給を減するとなき無盡藏の富源なるに妄に遠き將來を憂慮して即時の利益を放棄するは杞人の憂なりとて大に非難したれとも其策の果して適當なるものなるか否かは論題外に渉るを以て暫く之を措き孰れの邦國に於ても國家の利益上不利なる場合に於ては其れ等の物品に輸出税を賦課して之を抑制するは緊要のことなりと謂ふへし

第二　或る種の貨物か其輸出國の特產物にして地味、氣候等の關係より到底他國に於ては之を生產すること能はさるものあり例之は伊太利の硫黃、ブラジルの珈琲、ペリユーの「グワノ」及ひ硝酸鹽、印度の阿片等の如きは氣候及ひ地質の特殊なる天惠に由り產出する物なるか故に其價格の騰貴するも外國市場に於て之と競爭する者なく輸出國は恰も外國人民より消費税を徵收すると同一の利益を得へきか故に之を賦課するは策の得たるものなりと謂ふへし然れとも茲に一の注意を要する點あり即ち是等の貨物と雖も過重の輸出税を賦課するに於ては世界の廣き必すしも他に生產する場所なしと限らさるか故に遂に競爭者を出し爲めに壓倒せらるゝとなきに非す即ち埃及の如きも「グワノ」を產し「ポリヴヤ」の如き亦硝酸鹽を產出し唯是等の國に於ては「ペリユー」の如く多額を容易に產出すると能はすと云ふに過きす而して又他に全く競爭者なき特產物と雖も其代用品を生するとあるを覺悟せさるへからす現に彼の錫蘭島より英國に輸出する肉桂の如き千八百三十三年以來之に「ルーブル」毎に三志の重税を賦課したるを以て遂に肉桂に代ゆるに「カッシア」なる代用品を生するに至れり故に若しペリユーの如きも「グワノ」硝酸鹽等に對して過重の輸出税を課し其價格騰貴せんか從來之を消費したる歐洲の農民は之に代るに他の天然若くは人造の肥料を擇ふに至るや明かなり故に自國の特產物と雖も其輸出税の税率を定

むるに當りては須らく諸般の事情を參酌して然る後ち適當なる割合に止むるに非されは遂に外國市場より驅逐せらるゝに至るを免れす

以上述ふる所の二箇の場合に於ては之に輸出稅を賦課するは外人の富を自國に吸收するものなるか故に最も策の得たるものなりと雖も此他の場合に於ては輸出稅は必す之を廢止すへきものなりとす

輸入稅は先きに述へたるか如く外國貨物の輸入に賦課する租稅にして其納稅者は內外國の輸入者なりと雖も負擔者は或る特殊の場合を除くの外總て內國の消費者なりとす抑も輸入稅は關稅中の最も議論多き點にして其課稅の目的も國に由りて異なれり往時重金主義の一時歐洲に盛んなりし時代に於ては各國は皆輸出の輸入に超過し輸出額より輸入額を控除したる殘額は正貨を以て國內に流入するか故に其額丈國富を增加するものなりとて輸出入の平均は經濟自然の理勢なることを覺らす努めて輸入を防遏し輸出を奬勵せんとして盛に輸入品に重稅を賦課したりしか前世紀の後半期に當り「アダムスミス」氏出て、此謬信を喝破し自由貿易の經濟の原則に適合して又各國人民の利益を最も能く增進することを唱道したるより以來重金主義の謬信は玆に覺めたりと雖も自由貿易と保護貿易との利害得失に付ては爾來學者の論題に上り甲論乙駁殆と其歸着を見る能はす北米合衆國の如きは最も熱心なる保護主義の國にして內國產業を保護する爲めに盛に外品の輸入に對して重稅を賦課せり如此自由保護貿易の利害得失は今日經濟上の大問題にして之を詳細に論究するは最も趣味ありて且つ必要なれとも本論に於て之を細論するは枝葉に涉るの恐あるか故に余は唯玆に其梗概を述ふるに止めんとす

自由貿易論者の論旨に曰く自由貿易は最も經濟の大則に適合せる善良なるものにして造物主の巧妙なる配劑は各國各其地味風土に由り又人民の才能技倆に依りて各別なる長所優所を有するものとす故に此長所優所を利用し人類をして最大なる幸福を得せしめんとするには須らく各國の牆壁を撤去し彼の長所は我之を利用し我の優所は彼をして之を利用せしめ有無相通するの途を開かさるへからさるや明にして之を學理上より論するも分業の利益あるは經濟上誣ゆへからさるの眞理なりとす然るに之に背反して實際自國の地味風土人民の技倆に適應せさる所の產業を保護するか爲め輸入品に對して重稅を賦課し强て高價の貨物を消費して當然享有し得らるへき利益を放棄するか如きは愚策の極にして是等短所とする所に盡瘁する無益の勞苦を以て自國の長所とする事業に注き其生產を增加せんには損を變して益と爲し他國の特

産物を廉價に消費して利益すると同時に又自國の特産物を多く産出して利益を受くるを得へし故に國際間の貿易に於ても分業は自他兩國を利益するものにして政府かゝる之に干渉するは經濟自然の發達を阻礙するを免かれす現に英國の如きは其輸入稅は往時非常に煩雜を極めたりしに漸次之を改正し自由貿易策を取るに及んて商業は年を逐ふて隆盛に赴き今日に於ては國際貿易の覇權を握れるに見ても之を證するを得へし然るに何を苦んて保護稅を賦課せんとするか且つ又公正上より云ふも保護貿易は最も不當なるものにして保護稅の爲めに內國に於ける貨物の製造者販賣者は他國生產品の競爭なく利益を占むるを得へしと雖も一般消費者は實に不幸の地に擠ゐれらるゝものと云はさるを得す何となれは若し保護稅を賦課せさらんか消費者は低廉の外國品を自由に消費することを得へしと雖も一度保護稅を布て之を杜絕するに於ては消費者は不得已高價なる內國生產物を消費せさるを得さるか故に消費者の利益は生產者の爲に犧牲に供せらるゝものと云ふへし尙ほ又保護稅は內國の工業上に如何なる影響を及ほすかを觀察するに是れ亦有害無益にして原料品の輸入に對して輸入稅を賦課するは尙ほ內國に於て消費稅を原料品に課するに同しく其價格騰貴するか故に是等の原料を使用する所の製造家は大に困厄を招かさるを得す彼の千八百七十

年前佛國の「ラタール」「カレー」「ムユルウース」等の都府に於て叛旗を揭けたるは皆此種の關稅に窘めるに由るものにして原料品の價格騰貴の爲に製造業に適する國柄と雖も其長所を發揮する能はすして空しく市場を外國の爲めに特占せらるゝに至る故に之を救正するの方法として戻稅と稱し其生產に供したる原料の多寡に應し輸出の時に時りて一度課稅したる輸入稅を拂戻すの法を案出したりと雖も製造家は之を輸出するに當りて課稅原料を多額に使用したる外見を裝ふて詐僞を行ひ政府より多額の拂戻を受けんとして弊害頻りに行はれ又實際製造家に在ても一度負擔したる輸入稅の利子の補償は之を何處にも求むる能はさるの不便ありき此に於て又此不便を避くるか爲めに次て行はれたる改良法は再ひ輸出すへき原料に對しては暫時輸入稅の賦稅を延期することを許し一定の期間を設け其期間に輸出するに於ては全く關稅を免除するの法を採りたりと雖も製造家の營業は大に拘束せらるゝを以て到底其不便を剪除する能はさりき而して是等の不便は工業組織の進步して分業の益々行はるゝと共に愈々廣く瀰蔓するものにして一國產業の進步を害する實に計るへからさるものあり由此觀之保護稅の賦課は之を經濟上より論するも又公正上より論するも絕對に非認せさるへからさるものなるや明なり而して自由貿易に在りては能く是等の弊害なき

を得るのみならず人類一般の幸福上に大裨益を與ふるものにして各國各其長所を揮ひ分業の法に依りて經濟上互に相扶掖し一國孤立の不利なるを益々明確ならしめ若し國際に釁隙を生し俱に干戈に訴ふるに於ては彼我兩國の經濟上に及ぼす害毒不測なるか故に自然人心の意嚮を平和に導き流血積屍酸鼻に堪へさる野蠻的行爲を避け人類を高潔善美に導き平靜温和なる樂境に近つかしむるを得へしと以上自由貿易論者の主張する重なる理由にして其說く所間然する所なきか如くなれとも未た全然之を是認すると能はす何となれは今日の世界は列國分立の時代に屬し各國各皆愛國なる觀念を以て互に相對峙し自國の富强を計るは現時の社會に於ける國民の立ち場にして貧弱なる邦國は往々貧弱なる邦國を窘め此を侵略し此を呑噬し尙ほ且つ自國の富强を圖るに汲々たり既に一國を形成する以上は其獨立發展の爲めに必要なる富力必要なる武力は必す之を具備せさるへからす徒に人類最大の幸福を論議し世界の平和を確保するか爲めに經濟上の獨立を放擲せんとするか如きは今日の社會に處する道を知らさる腐儒の空論と謂はさるを得す然らは一國の富力を進め一國の武力を强大ならしむる爲には必す之に對する適當なる方法を擇はさるへからす凡そ經濟の發達は之に對する適應なる施設を待つて發達するものにして如何に後

來一國の富源たるへき財源ありと雖も之を委棄して扶掖するときに於ては到底其發達進步を見る能はす故に政府は其適宜の保護を與ふるは誠に必須の事にして今日の如く列國經濟上の競爭激甚を極むる時代に於ては殊に然りとす故に若し純然たる自由主義に據らんか他國に於て現に隆盛なる事業は假令自國に於て後來有利の事業と雖も空しく放棄せさるを得す何となれは他國に於ては既に其事業發達して之か經營に熟達するに反して自國に於ては尙ほ徽々たる有樣なれは競爭場裏に於て之と角逐せんとするは恰も三尺の童兒をして壯丁と角逐せしむるに等しけれはなり故に其事業の性質如何を論せす百般の事業都て悉く保護稅に依りて之か發達を計らんとするか如きは自由貿易論者の論するか如く經濟上所以なき妨害を與ふるものなりと雖も將來有望なる事業に對し之を保護する爲めに關稅の力を藉るは即ち必要の策なりと謂ふへし且つ又今日世界の形勢は各國其外面に於ては平和を裝ふと雖も恐るへき暗潮は常に下層に急流して一朝釁隙の乘すへきあれは忽ち狂風怒濤を呼ひ起し恰も噴火山頂に起臥するか如く其危險なる決して無事平和を謳歌すへき時に非す即ち一朝國際間の紛議結んて解けさらんか之を決する所のものは唯一の干戈にして此時に當りては既に已に自由貿易論者か所謂分業の法に依りて各國互に相扶掖すると能

はす經濟上亦自から個々別々に運爲せさるを得す然るに若し自由主義に據て內國の産業を保護せす一切放任して外國の供給に依賴したる國に於ては其供給忽然杜絕するに於ては如何にして一般の需要を充たすへきか事茲に至れは兵戰上の爭闘は先つ經濟上の方面より崩壞し來り假令平時に於ては其國の長所とする産業を以て外國市場に利益を占むるも一朝事有るに當りては切齒して他國の凌辱を甘受せさるを得す蓋し百般の産業皆悉く自國に於て經營し他國の力を藉らすして獨立單行せさるへからすと謂ふに非さるも有事の日經濟上の窘迫の爲めに拱手して他國の屈辱を被らさるを得る丈の施設は國家の自衞上必す行はさるへからさるものなりとす且つ又自由貿易派の論者は頻りに保護稅は或る特殊の産業家を利益し爲めに消費者に高價の物品を消費せしめ小數の爲に多數を犧牲にするものなりとて非難すと雖も是れ唯一時の事にして其初め消費者は不利の地に立つへしと雖も保護の結果産業漸次發達し能く外品を壓倒し得るに至れは生産品の價は自然下落すへきか故に消費者は從前に優さる利益を受くることを得へし即ち保護稅は一時消費者を苦しめ永久に之を利益するものなりと云ふへし要するに保護稅か世界的經濟の自然の發達を阻礙し一時と雖も消費者を不利の地に置くは蔽ふへからさる缺點なりと雖も唯列國對峙の今日の社會に於て國家か特殊の産業を保護するは自國の永存獨立の爲めに實際已を得さる策にして即ち自由主義は貿易上の原則にして保護主義は例外の場合に屬するものと云ふへし而して保護稅を以て內國産業を保護するに當りて茲に最も注意を要する所のものあり即ち保護稅の性質たる上來述へたるか如きか故に旣に其國の産業發達し能く外品の壓倒に堪ふるに至れは宜く速かに之を撤去せさるへからす然らされは是等の産業者は外國品の競爭なきか故に擅に利益を壟斷して消費者は常に不利の位地を脫する能はす又經濟上に及ほす弊害も夥しけれはなり然れとも之を廢止するは容易の業に非す産業家は其保護に甘して永久保護に依るとを得るものなりと妄信して小成に安し又事業の發達進步を企圖せす政府の當局者は情實纏綿の爲めに遲疑し不知不識の間に幾多の弊害を釀生するものにして卓越なる眼光と果敢の英斷ある者に非されは適宜の時期に於て斷然之を廢止し産業をして益々發達せしむると能はさるなり

以上貿易政策上より輸入稅に就て概論したりと雖も輸入稅は單に貿易政策上の必要のみに由り賦課するものに非すして又財政上の必要より當然賦課すへきものなりとす何となれは內國に於て生産する所の各種の消費品は租稅を負擔するか故に外國品

の消費に對して又之に課稅するは租稅の公平上當然にして若し之に租稅を賦課せさるに於ては外國品は內國品に比して其租稅額丈貨物を廉賣することを得るか故に內國品は外國品と競爭すると能はすして恰も政府は外國品に對して特別の保護を與ふると同一の結果を來たすへけれはなり加之內國の消費稅は之を賦課するに手數煩勞甚しと雖も輸入稅は一定の場所に於て容易に之を徵收し又巨額の收入を得るものなるか故に自由貿易の主義を取る所の國と雖も皆之を賦課せさるはなし故に財政上輸入稅を賦課するに當りて二三の注意すへきことあり第一輸入稅は奢侈品に重くして必需品に輕課すへきものなりとす是れ負擔の公平を得るの途なればなり第二輸入稅は精製品に課し生產の原料品に對しては最も輕稅を課するか或は寧ろ出來得る限りは免稅するとを要す何となれは既に前述せるか如く原料品の課稅は內國の產業を阻礙するものなるか故に此弊害を除去せんとするには租稅を減せさるへからされはなり第三輸入稅は多額の收入を得へき貨物に課し少額の收入を得るに過きさるものに對しては簡易なる輕稅を課するを得策なりとす何となれは既に本編第十九章に於て述へたる如く手數煩勞經費を要する多きに止まり其結果徒勞に歸するに至るへけれはなり之を英佛等に於ける輸入稅に見るに收入の大部分を占むるものは僅々二三の物品にして千八百七十六年英國關稅の總收入は千九百八十九万六千三百八十六磅にして內千九百二十万六千九百四十七磅は茶、珈琲、火酒、葡萄酒、烟草の五種の輸入稅にして總收入の九割六分強に當り佛國に於ては千八百七十三年の關稅總收入二億千八百萬法にして內一億六千五百八十万法は珈琲、砂糖、油及ひ石油、石炭、木炭、椰子の五種にして總收入の七割六分強に當れり

輸入稅の性質は略ほ之を論し終れるか故に次に輸入品の賦課法及ひ其稅率か如何なる方法に依りて定まるかを論究せんとす

輸入稅の賦課法に二種の方法ありて一は從價稅と稱し輸入品の價格に應して之を賦課し一は從量稅と稱し輸入稅の重量に由りて之を賦課するものなり從價稅には又輸入稅の原價に因るものと賣買價格に因るものとの二種ありと雖も原價に因るものは甚た稀にして通常其賣買價格により輸入者をして先つ之を申告せしめ稅關か至當と認むるときは直ちに是に由て輸入稅を賦課し若し不當と認むるときは評價人をして評價せしめ申告人と收入吏との意見一致せさるときは稅關に於て之を買上くるとあり從量稅も亦單に其重量に因るものと輸入品の品位を數級に區分し各級異りたる稅率を課するものとの二種あれとも各國の輸入稅に於て單に重量にのみ因るもの尠く

多くは其品位に因りて稅率を異にせり今是等の得失を考覈するに各一長一短ありて孰れも完全無缺なるものと認むる能はず即ち從價稅の長所を擧れは第一從價稅は最も能く課稅の公平を得るものにして租稅は須らく其課稅物件の價格に比例せさるへからさるとは租稅上の大原則なりとす然るに重量稅は其重量を標準とするものにして重量は其價格を表示するものに非さるか故に不公平の課稅たるを免れす故に輸入稅は其價格に由りて課稅する從價稅を以て完全なるものと云ふへし第二從價稅は社會政策に合するものにして從量稅は之に反するものなり何となれは重量稅は其重量を標準とするものにして粗品は其重量大にして精巧品は其重量小なるを通例とするか故に細民に需要多き粗品は重稅を負ひ富民に需要多き精巧品は輕稅を擔ふに過きすして消費者の納稅力に背反する不公正の租稅たるに至る故に輸入稅は須らく從價稅に由り高價なる精巧品に重く低廉なる粗品に輕くせさるへからす以上從價稅の重量稅に優れる理由にして理論上決して非難すへき所なしと雖も之を實施するに當て其實は大に之に反するものあり即ち第一從價品は物品の價格に比例するか故に公平なりと云ふと雖も是を實施するに當て各種の貨物に一々公平なる評價を爲すと難きか故に之を奇貨として納稅者は詐僞を逞うし納稅者と官吏との間に常に紛論爭議の絕ゆるとなく從て國際間の貿易を阻礙する決して尠少なりとせす第二從價稅に於ては課稅の標準は一に稅關吏の意思に由りて關吏の評價と其寬嚴を異にするか故に輸入は皆納稅者に利なる稅關を經由して行はれ政府の收入上に大なる影響を與ふるなきを得す第三從價稅を施行するに於ては政府は稅關費を要する多きを免れす何となれは重量稅に比すれは其手數煩雜なるか故に多くの官吏を要するのみならす又其官吏は市場の狀況に最も能く通曉せる者を要し俸給の如きも多額を支給せさるを得さるへけれはなり第四從價稅を施行するに於ては稅關吏の敗德の行爲を挑發するの慮あり何となれは貨物の評價には一定の準則なきに非されとも稅關吏の意思に由りて決する範圍廣きか故に容易に稅額の增減を爲すことを得へし故に納稅者は賄賂苞苴を以て課稅の減せんことを計り官吏は私慾の爲めに眩惑せられて奸曲を敢てするに至る是等の弊竇は常に稅關に於て見る所にして殆と稅關の通弊なりと云ふへし故に之を矯正する爲めには從量稅に由りて其準則を嚴密にして官吏の意思に由りて決する範圍を狹少に爲さゝるへからす以上述ふる如くなるか故に從價稅は唯其名美なるも其實之に伴はさるか故に輸入稅の賦課法は須らく從量稅に由らさるへからす而して從量稅の奬害とする課稅の不公平も品位の等

級を設けて其價格に比例せしむることを計り又時々物價の變動に應して之か改正を行はゝ其缺點を全然除去することを得さる迄も大に矯正の實を擧くることを得へきなり

今歐洲諸國に於ける輸入稅の賦課法を見るに其初めに於ては皆從價稅を採用したりしと雖も其施行の困難なるよりして漸次之を從量稅に改正し英國は千八百六十年獨逸は千八百六十五年(當時尚は鐵道運搬物のみは從價稅に由りたるも是又千八百六十九年改正して從量稅と爲せり)佛國は千八百八十一年澳國は千八百八十二年斷然是を決行し今日尚は從價稅に由るものは白耳義、和蘭等一二の國に止まり保護貿易國として有名なる北米合衆國も今尚は之を存すと雖も從價稅の跡を絕つに至るは蓋し遠きに非さるへし

輸入稅の稅率を定むるには二種の方法ありて一は獨定稅率と稱し一國か內國の法律を以て隨意に之を定むるものにして一は協定稅率と稱し外國との通商條約に於て之を協定したるものにして其條約の改正に至る迄は一國か隨意に改正を行ふ能はさるものを云ふ方今最も汎く行はるゝ所のものは協定稅率にして我邦の如きも亦此協定なるか故に隨意に輸入品に對して重稅を課すると能はす獨定に由て稅率を定むるものは魯國及び米國にして是等の國に於ては若し保護策を以て外品に重稅を課せんとする場合に於ては隨意に之を變動することを得へし是等二法の得失を考ふるに經濟の程度既に大に發達せる邦國に於ては協定法に依るへしと雖も經濟の發達未た幼稚にして其通商する諸國か孰れも皆自國の上位に在る場合に於ては獨定法に依るを以て得策なりとす何となれは協定稅率は條約上相互に同等の利益を享有せんと云ふに在るか故に經濟の發達か甲國は乙國の上に在らんか同等の利益にては到底乙國は甲國に拮抗する能はすして爲めに壓倒せらるへけれはなり即ち協定稅率は對等國に最も適合するものなりと雖も經濟の發達幼稚なる邦國に於ては獨定稅率に由りて隨意に其稅率を定むるの權を有し以て內國の產業か外國稅の爲に壓倒せらるゝを防くに非されは其國の經濟を速に發達せしむると能はさるものなりとす

輸入稅率には又普通稅率と特別稅率との區別ありて普通稅率とは其輸入の孰れの通商國よりするを問はす總て一般普通の稅率を賦課するものにして特別稅率は之に反し通商國に由りて各其稅率を異にするものを云ふ協定稅率の國に於ては其稅率は兩國間の條約に依りて定まり特別稅率の場合多しと雖も獨定稅率國に於ては普通稅率を通例とす然れとも所謂關稅戰爭に由りて特殊の國の輸入稅に對して特別に重稅を賦課するとあり

通過稅は先きに述へたるか如く甲國より乙國に輸送する貨物丙國を通過するに當り之に賦課する租稅にして舊時に於ては一般に之を賦課したりしと雖も漸次其不利なるを知り之を廢止するに至れり元來外國の商品か其國を通過するは大に其國に利益あるものにして貨物聚散の頻繁は大に其國の經濟を發達せしめ從て其國の富を增加するものにして貨物の輻輳は其國を商業上の中心とし又其運搬より國人か得る所の利益決して少からす現に香港か蕞爾たる一小島を以て其商業の隆盛優に東亞に冠たる所以のものは偏へに貨物聚散の頻繁なるに職由し西は歐洲及ひ印度、暹羅等より南は濠洲諸國東は亞米利加、日本、支那、朝鮮等より貨物は此中心點に聚まり而して後ち初めて需要地に分配せらるゝ有樣なるか故に地味磽确にして面積狹く人口僅少なりと雖も其商業の隆盛なる經濟組織の完備せる實に驚くへきものあり是に由て見るも通過稅の有害無益なるや炳然として明なり

以上關稅の論究を終りたるか故に參考の爲め各國輸出入總金額及ひ稅關收入を左に揭けん

國名	年代	輸出額	輸入額	關稅收入
合衆國	一八八六年	六六五、九六五千圓	六三五、四三六千圓	二一〇、〇〇〇千圓
英國	同	一、五四二、三五八千圓	一七四六、九〇五千圓	九八、五〇〇千圓
佛國	同	六六〇、〇四六	八四六、八七三	六五、九四三
獨逸	一八八五年	七二八、八一四	七四七、四九二	六三、四七九
伊太利	同	一八九、一六一	二九一、五五三	四六、五二〇
墺太利	同	三三六、〇四二	二七八、九七四	三三、一七二
西班牙	一八八四年	一二三、八三八	一五五、九二九	二六、二六八
白耳義	同	二六七、五〇〇	二八五、一四〇	五、一〇一

第二十二章　記錄稅及ひ印紙稅

記錄稅及ひ印紙稅は間稅の一種にして財產に關する權利行爲に賦課する所の租稅を云ふ例之は動產不動產の相續、讓與、賣買等の行爲に課するもの是なり其財產稅と異る所は財產稅の如く財產其物に賦課する所の租稅に非すして其行爲に課するものなりとす余か該稅を以て間稅の一種なりと謂ふ所以のものは此差異あるに由るものにして即ち第一富の直接現象に課するものに非すして其間接の現象即ち行爲に賦課するものなり第二該稅は納稅者必すしも負擔者ならすして其歸着は外部の事情に由りて

變動す第三該稅は其行爲に課するものなるか故に納稅の時期一定せす以上の理由あるを以て該稅は當然間稅の內に編入すへきものなりと謂ふへし然るに或る學者は之を以て直稅間稅より分離して別に第三種の租稅として直稅間稅以外に置く者ありと雖も余は何故に之を分離するの必要あるかを知るに苦しむ然れとも該稅は之を消費稅と同一視すると能はす其孰れも行爲に課する租稅にして消費稅は消費行爲に賦課し該稅も權利行爲に賦課する點は大に近似せりと雖も消費稅の課稅物件は動產なるに反して該稅の課稅物件は獨り動產のみに限らす不動產をも課稅物件と爲すか故に消費稅に比すれは其範圍は廣大なりと云ふへし

記錄稅印紙稅と手數料とは往々混同し易くして之か區分明瞭ならさるの嫌なきに非されとも余か前編第五章に於て詳論したるか如く手數料は一個人の請求に由り政府の與ふる勤勞の報酬として徵收するものにして其實費を超ゑさるものなるに反して該稅は實費以外に徵收するか故に此點に於て二者其性質を異にせり

次に又記錄稅印紙稅は財產の權利行爲に對して賦課する點に於ては二者同一なりと雖も稍々其趣を異にするものあり今其別を擧れは印紙稅に於ては人民は制規の印紙を契約證書に貼用するのみにして政府は其納稅の當時之に干與せす唯他日契約上に

紛議を生する場合に其契約上の權利を遂行するとを得る保證を與ふるものなりとす記錄稅に於ては之に異り當に紛議の場合に權利を保護するのみならす其權利行爲を行ふには必す政府の手數を煩はすとを要し政府は其證書を登錄し之を監守するか故に相互の間に交換せる證書を紛失するも登錄簿に依りて權利者は十分其權利を主張するとを得へし登錄稅の起原は遠く羅馬時代に濫觴し今日汎く諸國に行はるゝ所にして我邦に於ては明治十九年八月始めて登記法を制定し地所建物船舶の賣買、讓與、質入、書入は總て登記を經るに非されは第三者に對して無效なりと爲せり印紙稅の起原も亦羅馬帝王「デュスチュヤン」の時に濫觴せりと唱ふる者あれとも確然たる證蹟なく十七世紀に於て荷蘭に始まれりと云ふ說を以て眞に近しとす即ち當時荷蘭政府は人民に苦痛を感せしむると少くして多額の收入を得へき租稅を懸賞を以て汎く人民より募集したりしに其課題に應し同國人の發明したるものは即ち該稅法にして爾來汎く各國に行はるゝに至り我邦に於ても明治六年以來之を施行し總て財產の授受及ひ契約を證明する證書帳簿等は必す印紙を貼用すへきとを規定せり印紙稅には二種の方法あり一を幅員印紙稅と稱し權利行爲を規定する證書の用紙を政府より拂下くるものにして往時我邦に行はれたる證券界紙の如き即ち是なり一は比例印紙稅と稱し

證書に記載する金額の多少に應し印紙を貼用するものにして現に我邦に行はるゝものなり是等二法の得失を比較するに第一比例印紙法は其收入多額なると第二金額に比例するか故に納稅力と權衡を保つことを得ると第三政府人民俱に手數簡略なるの利益あるか故に孰れの國に於ても漸次前者を棄てゝ後者を採用するに至れり抑も是等の租稅は之を理論上より見るも又實際上より見るも課稅すへき正當なる理由を有するものにして左に其理由を擧くれは

第一　政府は各人間に於ける權利行爲を保護監督し財產の遺傳讓與、賣買取引に當りて其權利者を保護し權利の損傷危害を受けんとする場合には警察裁判所等の力に依りて其權利を安固ならしむるか故に是等は總て政府の任務なりと雖も人民の受くる利益は甚た大なるか故に實費以外即ち手數料以外に租稅を賦課するも決して不當の事に非す

第二　課稅の公平上遺傳、讓與等に由りて財產を收得する行爲にも租稅を賦課せさるへからす何となれは既に普通の生產的行爲に營業稅、動產稅、職業稅を課する以上は負擔の公平上之を賦課するは正當なりと謂ふへし然るに之を非難する論者は曰く遺傳、讓與等に由りて收得せる財產と雖も亦等しく營業稅、動產稅を負擔するか故に之に遺傳稅、讓與稅を賦課するは不當なりと爲せり然れとも是れ該稅を以て其財產の上より觀察して人の上より觀察せさるに基つく誤解にして茲に甲なる人か遺傳に由りて甲財產を收得するは乙なる人か營業に由りて乙利益を收得すると何の撰ふ所かある其收得の方法は二者異りと雖も富を收得せりと云ふ點に至ては全く同一なりとす即ち乙の營業收得には賦課すると云ふに至ては甚た不公平と謂はさるを得さるなり

第三　遺傳、讓與稅は多くは富者の負擔する所にして貧者は概ね之を負擔せさるか故に社會政策上に適用して最も弊害なく良結果を收め得へきものなりとす然れとも極端社會主義の論者は主張して曰く遺傳讓與に依り逸居して財產を收得するは毫も以なき不當の利得にして益々貧富の懸隔を甚しからしめ社會の秩序を紊亂するか故に政府か其財產の大部分を官沒するは素より至當のことなりと爲せとも是れ一方に偏せる輕薄なる誤謬にして其誤謬は後段に於て詳說するとあるへし

第四　記錄印紙稅は財政上善良なる租稅にして經濟の進步と共に其收入益々增加することを得へし即ち經濟の進步は是等の權利行爲を益々頻繁ならしむるか故に特に稅法の改正を行はさるも其收入は自然に增加することを得へし加之該稅は其徵收

甚た容易にして經費を要する少きか故に善良なる租稅の要素を具有するものなり
と云ふへし而して歐洲諸國に於ける該稅の收入を視るに千八百七十六年英國の收
入は一億四千七百萬法にして千八百七十七年には二億〇六百〇二万法に增加し佛
國に於ては千八百七十四年遺傳稅、讓與稅合せて一億千八百七十萬法にして千八百
八十六年には遺傳稅のみにて二億法に增加せり是に由て見るも如何に該稅か增加
速にして又主要なる一財源たるかを推知するを得へし
以上述ふるか如く記錄稅及ひ印紙稅は正當なる課稅にして財政上亦一好財源なりと
雖も總て租稅に於て多少の弊害は又免れ難き通弊にして今該稅に於ける缺點を擧く
れは
第一、該稅は納稅力に精確に比例せさる租稅なり　凡そ租稅は其資本に賦課せすして
資本より得る所の收入を標準として課稅せさるへからす何となれは其資本額は同
一なるも之より得る所の收入には大なる差異あるか故に單に資本を標準としたる
課稅は甚た不公平なるものと謂はさるを得す然るに該稅は此原則に反するものに
して各人か權利行爲の目的物たる財產を標準として其收入の多少は毫も顧さるも
のなるか故に決して公平なる課稅と謂ふと能はす故に該稅を賦課するに當りては

其稅率を輕うし課稅の不公平を甚しきに至らしめさることを要す
第二、該稅は周く一般の權利行爲に課稅すると能はさるか故に不公平なる租稅なり
即ち不動產に關する權利行爲は之に賦課すると容易なりと雖も動產の權利行爲に
對して課稅するは甚た困難なるか故に從て之に賦課するも脫漏多くして課稅を一
般に普及すると能はす
第三、該稅は多少經濟上の交通を阻礙するを免かれす　財產に關する權利行爲に對し
て法律上一定の遵奉せさるへからさる規矩あるのみならす之に賦課するか爲めに
自から行爲の自由を束縛するを免れす故に該稅は其賦課の輕きを要すると同時に
其手續きを亦簡明ならしめさるへからす然るに其手續の簡明なるを期するは甚た
困難にして佛國の如き千七百九十年以來記錄局に於て記錄の事項に關して當該官
吏に告示せるものは實に二千五百條を下らすと云ふ如此其稅法は甚た煩雜にして
亦解し難きか故に經濟上の交通を阻礙する決して尠しとせす該稅徵收上の簡便法
として制規を遵奉して行はれたるものに非されは其權利行爲は無效に屬せしむる
の法は今日英國に行はれ印紙を貼用せさる證書は總て證據の效力なきものとして
之を無效と爲せり故に若し各人の間に爭議を生し裁判所に提出するも證據の用を

爲さゝるを以て人民は必す其權利を確保する爲めに制規を遵奉し別段政府は手數煩勞を要することなくして容易に租稅を徵收することを得へし然れとも是れ理論上及ひ實際上甚た不當なるものにして第一理論上より見れは此法は懲罰と犯罪とを混同せるものにして假令印紙を貼用せされはとて其契約を全沒するは一方の權利者のみを罰し義務者に不正の利益を得せしむるものなるか故に決して正當なりと認むると能はす第二に又實際上より見るも如此權利者の權利を全沒するに於ては道義の破壞を誘起し詐僞奸譎の徒は之を利用して妄りに無効の契約を結ひ欺瞞を逞うするを免れす左れは若し制規を遵奉せすして行はれたる場合には其稅額に比例して相當の罰金を課するに止むへく如此するも當事者は損害を被ることを恐るゝか故に制規の違背を防止することを得へし

該稅の賦課は之を大別して二種と爲し更に小分して數種とす

第一　無報酬なる權利行爲に課する者にして之を分て遺傳稅及ひ讓與稅の二種とす

第二　報酬ある權利行爲に課するものにして分て賣買、交換、貸付の三種に區分す

以下之を細論せん

第一　無報酬なる權利行爲に賦課する租稅

無報酬なる權利行爲に賦課する租稅は前述の如く二種の區分ありて讓與稅とは存命中自己の財產を其相續者と定めたる者若くは他の者に無報酬にて與ふるものにして遺傳稅は其死亡後相續者に財產移轉の行はるに當りて賦課する所の租稅を云ふ遺傳稅は最も古代より行はれたる租稅にして今日に於ても汎く諸國に行はれ英、佛、伊、白、荷、丁、諾其他獨逸聯邦中「バーデン」「ヴアエルテムベルピ」「サキソン」等に行はる該稅は社會主義の論者の最も熱心に主張する所にして相續者か無報酬にて父祖の遺產を繼承するは「報酬は忍苦に由り始て得らるゝものなり」と云ふ經濟上の大原則に背戻し貧富の懸隔をして愈々甚しからしむるものなるか故に財產の所有者にして死亡したる場合には其遺產は當然政府の所有に歸すへく相續者は自己の力量に依て復た財產の獲得に勉むへしとは最も極端なる社會論者の主張にして稍々温和なる論者も亦遺產相續に重稅を課するは正當なる事なりとせり然れとも是れ徒に奇矯なる理論に走て實際上經濟の發達は如何なる方法に依りて企圖すへきものなるかを知らさる謬論にして凡そ各人か財產を蓄積する目的は之を自己生前の奢侈榮華に消費せんとするよりも寧ろ後世子孫の生計をして安樂富裕ならしめんとを企圖するに在り換言すれは財產の蓄積は後世子孫を愛する情念の發作に基するものなりとす然り而して此

情念こそ實に一國の資本を增加し經濟を發達せしめ社會を愈々文明の域に誘導する所の主要なる原動力にして父祖の遺產を繼承せる子孫は之を經濟的の事業に放資し更に增殖して其子孫に與ふることを努むるか故に資本は益々增加して一國の富力は增進し人民の生活容易に且つ高尙と爲り茲に始めて人民は肉体上精神上に於ける最大最高の幸福を享有することを得へきものなり然るに若し之に反して社會論者の主張するか如く遺產を官沒し若くは非常の重稅を賦課するに於ては人民は後世子孫の爲に財產を蓄積することを爲さす之を蓄積するも官沒せらるゝか故に生前に浪費し盡し勤勉節儉の美德は地を拂て空しく遊惰放逸の惡風一般に瀰蔓して進取發展の活氣は全く消散し經濟は逡巡退縮し從て人文の啓發を見る能はす人類は蠢々然として高等動物と相去る遠からさる有樣に生死するは亞弗利加亞米利加の蠻人に於て視るの狀態と毫も異らさるへし吾人は如此慘憺たる境遇に呻吟し人類天賦の本能を發揮することを能はさるも尙ほ且つ各人か平等なる生活を營むか爲めに社會論者の主張を是認すへきものなるか其人類固有の理性に悖戻するの甚しき豈智者を俟て後ち知らさるなり由此觀之社會論者の主張は人類の理性を顧すして偏狹なる理論に眩惑せる謬論たる明にして即ち財產の遺傳稅は單に經濟上のみならす人生の生存發達上に離るへからさる關係を有する必要のものなりとす加之遺傳制は直接に遺產相續者を利益するのみならす又實際貧困にして遺產の受くへき物なき人民に迄利益を與ふるものにして資本の增加と共に勞働者の賃金も從て增加し生計の程度を高むるか故に畢竟遺傳制は一般人民に利益を與ふるものなりと云ふへし以上述ふる如くなるか故に遺產を官沒し若くは之に重稅を賦課するは決して正當の處置に非すと雖も政府は法律を以て遺產の相續を保護し保證人の位地に立ちて其繼承を安全にし繼承者は財產を收得するか故に之に租稅を賦稅するは當然にして又經濟上に危害を及ほさゝる限り即ち人民をして勤勉節儉の美德を萎靡し遊惰放逸に誘かさる限りは社會政策に利用して決して非難すへきに非す

然れとも遺傳稅を非難する論者は曰く該稅は遺傳の當時之に賦課するものなれは未た其財產より利益を收めさるに先きたち之を攻擊するものにして課稅の原則に背反し經濟の發達を阻礙するものなりとせり論者の言の如く遺傳稅に此種の不利あるは實際免れさる所なりと雖も亦其弊害を減し得さるに非す即ち租稅の支拂期限を寬にし二年若くは三年の猶豫を與へて徐々に徵收せは大に納稅者の苦痛を減し遺產より得る所の收入を以て漸次財產の減少を補充すると容易なるか故に其財產を攻擊せす

して能く租稅の原則に合するとを得へし

尙ほ又該稅を非難する者は曰く凡そ遺產相續に於て繼承者は豫め其遺產の己れに歸すへきとを豫知し又家長の死亡は一家に取りて非常の不幸にして葬儀其他の入費の爲め多くの出費を要し財產上に影響する決して少からす然るに此時に當りて其遺產に課稅するは更に一家をして困難の地に陷らしむるものなるか故に之に租稅を賦課するは酷に失するものなりと爲せり然れとも是れ唯た一の情實論にして多少課稅の斟酌を要せさるには非されとも如此薄弱なる理由を以て該稅を廢止すると能はさるや明なり

遺傳稅の性質たる略ほ右に述ふる如くなるか故に次に少しく該稅の賦課上注意を要する諸點を說明せん

(一)遺傳稅は相續者の血屬の遠近に由りて稅率を異にせさるへからす　即ち近系の相續者に對しては輕く遠系の相續者に對しては重からしむへきものなりとす何となれは近系の相續者即ち父の遺產を嗣子か相續する場合の如きは死亡せる父も之を嗣子に與へんとするの念最も熾に又嗣子も當然繼承すへきものなりと信するか故に宜く輕からしむへく之に反して遠系の相續者に在りては死亡したる者も遺產を與へんと欲するの念嗣子に與へんとするか如く切ならす又相續者も偶然意外の財產を收得するものなれは格段租稅の苦痛を感せさるへけれはなり左れは各國の遺傳稅に於て死亡者と相續者との血屬の遠近に由りて稅率を異にするを常とせり佛國に於ては遺傳正稅の外に正稅の十分の二の副稅あり其他に尙ほ印紙稅あり而して正稅の割合は直接血屬の相續には動產不動產を問はす價格の百分の一兄弟姉妹伯叔父母甥姪の相續には百分の六、五大伯叔父母再甥姪從弟の相續には百分の七第四系より第十二系に至る遺言なき相續を許す極度相續には百分の八血屬外の相續には百分の九を課稅するか故に副稅を合せて一割〇八となり之に尙ほ印紙稅を負擔するを以て其稅率は重きに失する嫌なき能はす又英國に於ては直接血屬の相續には百分の一兄弟姉妹及ひ兄弟姉妹の兒子の相續には百分の三近系の支族の相續には百分の六遠系の支族及ひ他人には百分の十を課せり

(二)一定の年限を定め其期間に再相續する者に對しては租稅を輕減するとを要す　何となれは短日月の間に屢々相續者を換ふるの必要あるに於ては遂に遺傳の爲めに其財產を全滅するに至るへきか故に稅率を輕減せさるへからす千八百七十年佛國に於て農業調查の上等委員か三ヶ年以內に同一の稅を課したる不動產は之を輕減

すへしと云ふ議案を提出せるは蓋し至當なりと謂ふへし然れとも單に不動產に限らす動產の遺傳稅も亦之を輕減すへきものなり

(三)遺傳稅は其遺產の僅少なるものに對しては免除すへきものなりとす　何となれは家長の死亡は前に述へたるか如く一家の生計上非常の不幸にして小民は爲めに生活の途を失するとなきに非さるか故に之に對して租稅を賦課するは益々之を困難の地に陷れ人民の感情を害する甚しく政府は勞多くして効少く徒に貧民を增加するに過きさるはなり今日伊太利、白耳義、和蘭等の如きは遺產總額一千法に過きさるものは租稅を免除せり

此他尙は課稅公平の原則よりすれは遺產の內より負債を控除し純遺產に課すへきものなりと雖も如此すれは人民は詐僞隱蔽を爲して課稅を免れんとを努むるか故に實施上甚た困難なるを免れす英國の遺傳稅收入は巨額にして歲入中の要部を占むると雖も課稅は非常に煩雜且つ不公平にして精密に遺產に比例する所の記錄稅に由らす簡易を主とする印紙稅に由るは第一該稅の缺點にして遺傳稅を分て證據稅、委任狀稅、遺產稅の三種とし或る場合には右の內一二の稅を課し甚た錯雜を極む加之證據稅の如きは遺產額の多きに從て稅率を異にし逆累進法に依るか如き奇怪なる稅法にして又不動產は動產に比較して割合に負擔輕きの不公平あり

讓與稅は先きに述へたるか如く生存中財產を其相續者と定めたる者若くは其他の者に無報酬にて與ふるものにして遺傳稅とは財產の原所有者の生前なると死亡後なるとの差別ありと雖も財產を收得したる者より見れは遺產繼承者も被讓與者も毫も異るとなきか故に其原則は遺傳稅と同一にして別に說明を要せさるへし

第二　報酬ある權利行爲に賦課する租稅

報酬ある權利行爲は動不動產の賣買、貸借、取引に課する租稅にして政府は人民か是等の契約を締結するに當りて之を保證し財產の安固を保護し所有權を安全ならしむるか故に之に相當の租稅を賦課するは誠に至當なりと謂ふへし然れとも該稅は眞に公平なる租稅と云ふと能はす何となれは等しく同一價格の財產なるも權利行爲の目的物となると屢々なるに從て其都度租稅を賦課せらるゝものなれはなり故に該稅は其稅率を決して重からしむへからす若し其稅率を重ふせんか權利行爲の自由を拘束し財產利用の道を遮斷して經濟の發達を阻遏する決して少しとせす即ち更に之を詳說すれは凡そ動不動產の賣買貸借は都て之を使用して割合に利益少きものより割合に

利益多きものに移轉する經濟的行爲にして財產を最も有利に使用する手段なりとす然るに其利用を妨け常に利益少きものゝ手に存留せしむるに於ては經濟上の發達を害し少からさる損失を招くに至るへし加之此種の租稅を重課するに於ては人民の德義心を傷け賣買の價格を隱蔽し或は隱密に之を行ひ種々の不德なる行爲を誘起するの恐ありて政府は却て收入を減少することあるか故に其手數を簡にし又其稅率を重うすへからす次に此種の租稅の負擔は何れに歸着するやと云ふに賣買の場合に於ては賣人に歸着すとは一般に信する所なれとも正鵠を得たるものに非す何となれは賣買に課する租稅にして重けれは賣買物件の價格を低落するか故に賣手も買手も共に損害を被るものなれはなり貸借稅の場合に於ては通常其負擔は借主に歸着するものなりとす蓋し此場合に於て借主は經濟上の弱者なれはなり

第四編　國債論

緒論

余は上來編を重ねて國家の歲出及ひ歲入を論究したり既に國家は其生存發展の爲めに必要なる經費を要し又此經費を充たす歲入あるときは此歲出歲入互に齟齬するときなきに非す此時に當りて適當なる方法を設け此齟齬を救治するに非されは財政は忽ち擾亂し國家の存立は岌々乎として危急に瀕せさるを得す故に收支の適合は歲出歲入と相並て財政學中の一大要部を占むるか故に本編に於て之を研究せんとす

抑も收支に齟齬を來たすの場合は種々あり或は歲入の歲出に超過して剩餘を生し不平均を來すとあり或は歲出の歲入に超過して不足を生し收支不平均を來すとあり而して剩餘を生する場合に於ては之を適合せしむると最も容易にして其歲入超過にして永續すへき見込あらは國家の負債を償還し若くは惡稅の廢止に使用すへきものなりとす然れとも後者即ち歲出の歲入に超過し不足を生せる場合に於ては之か適合を計るは決して容易の業に非す其擧措一步を誤らは國家は遂に亡國の慘狀に陷るや亦未た知るへからす故に本論に於て專ら論究せんとする所のものは即ち此不足の場合

に關するものなりとす

歳出の歳入に超過して財政上に不足を生するには種々の原因あり第一は一會計年度末の收支は平均するも其年度内に於て國庫に收入する時期と支出する時期の異るよりして不足を生するとあり第二は天變、地異、交戰、擾亂等の非常なる時變若くは經濟市場の有樣に由りて收入の減少せるより不足を生するとあり第三は收入額は別段變動せさるも非常なる出來事の爲め若くは大事業を政府か起す爲めに收入を以て支出を辨する能はさるとあり如此不足を生する場合は種々の原因ありて而して之を補塡するの方法も亦種々あり今其不足にして永久に繼續するものなるときは苟且彌縫の策に依りて一時を塗糊するも忽にして破綻に繼て起り遂に收拾すること能はさるや明なり故に是等の場合に於ては能ふ限り經費の節約を行ひ尙は到底避け難き不足は適當なる稅目を擇んで增稅若くは新稅を設置すると同時に民力を涵養し經濟を發達し富を增進して以て國民の納稅力を豐富ならしめさるへからす既に國民の納稅力にして豐富ならんか國庫の收入は從て增加すへく財政上の困難は忽ち消散して收支の平均を期することを得へし(民力の涵養には種々の方法ありと雖も個は政府の經濟政策に涉り本編講究の範圍外なるか故に姑く措て論せす)之に反して其不足は永續すへき性質のものに非さるときは一時の方法に依りて之か塡補を爲さゝるへからす而して其方法に種々あり

第一、租稅法　增稅の方法に依りて歳入を增加す

第二、非常準備法　非常の時を慮り豫め準備金を設くる法

第三、國債法　國家の信用を利用して負債を起し之を以て不足を補充する法

此他尙は剩餘金繰出、官有財産拂下け等の方法ありと雖も剩餘金繰出の如きは前年度の剩餘を後年度に繰出すに過きさるか故に別に財政學上論議すへきものなし官有財産の拂下に至ては既に前編に論したるか如く政府か耕地を所有するは策の得たるものに非さるか故に宜く之を拂下へしと雖も森林に至ては妄に拂下くへきものに非す治水上産業上必要なる森林の如きは必す政府自から之を所有するの必要ありて而して其拂下け得らるゝ土地若くは其他の財産を有するも是等は唯一時財政上の不足を補ふに止まり一度之を拂下る以上は再ひ不足を生する時に當りて行ふ能はさるものなるか故に收支適合の方法として論究するの價値なし然らは收支の適合に關して財政上討究を要するものは右に揭くる所の三種の方法なりと云ふへし然るに近世各國の財政政策を通觀するに收支適合の爲めに最も多く採用せらるゝ所のものは國債法

にして非常準備法の如きは獨逸を除くの外殆と今日之を採用するものなく又租稅法は國債法の補助法として採用するに止まり單純なる租稅法に依るものなし如此今日各國か主として國債法に依るは財政の學理及び實際上當然のことにして而して其理由を論明するは到底一言の能く盡す能はさる所なるか故に余は章を逐て漸次國債の性質を明にし其然る所以を究め更に進て國債の運用宜きを得るの途を求めんとす

第一章　國債の定義及び近世各國の國債

國債とは何そや今其定義を簡單に述ふれは即ち一國の負債を云ふ更に之を詳言すれは國債の債主は內國人なるとあり一個人なるとあり會社なるとあり或は又他の政府なるとあり其何たるを問はす是等の債主に對して一國は必す定期若くは不定期に償還拂戻支拂の義務を有する負債を云ふ而して國債は一國の負債なるか故に其國家の負擔する義務は即ち其國民の負擔する義務にして其國に屬する人民は連帶に義務を負擔するものと云ふへし人或は國債應募者の多くは內國人なるを見て國民の一部は負債主なれとも一部は債主なるか故に連帶に義務を負擔すと云ふは誤れりと論する者あれとも是れ淺薄なる議論にして國債の應募者は其應募の額丈に對しては債主なるに相違なきも其他の部分に對しては同しく負債主ならさるへからす又大富豪か國債を一手に引受けたる時に於ても其者は債主たると同時に一國民の位地よりすれは同しく負債者にして償還の義務を負擔するものと云ふへし故に其孰れの場合を問はす國民は皆負債者にして連帶責任を有し其義務の完濟の爲めに租稅を負擔するの義務を有す如此國債は人民の利害休戚に最も密接の關係を有するか故に立憲國に於ては之か募集の手續きを愼重にし政府の自由に放任せす必す國會の協贊を要するものなりとせり即ち我か帝國憲法第六十二條に於ても「國債を起すは帝國議會の協贊を經へし」と規定し普國憲法第百三條に於ても「法律に依るに非されは國債を起すことを得す」と爲せり

國債の起原は中世以後にして耶蘇紀元十六世紀の頃より始まり今世紀に及んで著しき發達を爲せり然れとも古昔封建時代に於ても君主及び諸侯は負債を起し或は地方の租稅若くは君主の私有財產を以て抵當に當てたることありしか抵當なき負債の如きは支拂違約の爲に債主は往々損失を被りたることあり當時の負債は君主の私債にして君主の私用に費したるものなるか故に國債と稱すること能はす尤も稀れには外國との交戰の爲に負債を起し國家的の經費に用ひたるものなきに非す封建制度變して全國

統一の行はるゝに及て國債の必要生したりしか當時行はれたるものは君主の私債に非すして國家か償還の責に任し其信用は大に鞏固と爲り漸次發達するに至れり然れとも國債の發達は現世紀に入りて著しく進歩したるものにして前世紀に於て國債の募集を實行したるものは僅々英國及ひ和蘭等の數國に過きす從て其額も亦誠に僅少なりしか今日に於ては大に增加して一千八百八十三年の調査に據れは文明諸國の國債を合算すれは實に二百七十億弗餘の巨額に達し之を各國の面積に配當すれは一方哩に付き七百二十二弗の負擔にして人口に配當すれは實に七倍に相當するに至れり而して如此巨額の國債は如何なる順序を追ふて增加したるかを視るに左表に示すか如し

年度	國債元金
一七一四年	一、五〇〇、〇〇〇弗
一七九三年	二、五〇〇、〇〇〇
一八二〇年	七、七五〇、〇〇〇
一八四八年	八、六五〇、〇〇〇
一八六二年	一二、七五〇、〇〇〇
一八七二年	二二、二〇五、〇〇〇
一八八二年	二六、九七〇、〇〇〇

此表に據れは國債の著しき增加を爲したるは一八四八年以降にして是よりして各文明國の財政上に一新生面を開き國債は國家財政と離るへからさる密接の關係を有するに至り財政家は常に之を利用して財政の整理を行ひ單に內國市場に募集するに止まらすして汎く世界の市場に募集するに至れり即ち一八六二年倫敦の株式取引所に諸公債の現はれたる額は六億九千七百八十三万磅に過きさりしか一八七二年には頓に增加して二十四億三千万磅に上り其國債は百有餘國より出てたるものにして之に地方債を合すれは百五十種以上にして支那、暹羅、埃及、波斯は勿論「ライブリヤ」「オレンヂ」自由國及ひ「サンヂバル」「ペリユウ」智利等に至る迄皆此新財政策を採用し實に今日の財政は國債財政と稱すへきものなるに至れり如此現時國債の額非常に增加し國家財政上離るへからさるものなるに至りたるは一見甚た奇異なる現象にして前世紀の末以來科學の進歩は產業上に大改良を促し經濟は益々發達し國力日に增進するか故に國債の如きは全く其跡を絕ち歲入は歲出を支辨して綽々餘裕あるへき筈なるに富の增加か却て國家の負債を增加したるは甚た解し難き現象なるか如くなれとも是れ決

して怪むへきに非す即ち一方に經濟の發達富力の增進は著しきものありと雖も他方に於て政府の職務及ひ之に從ふ經費は顯著なる增加にして過去一世紀と今日とを比較すれは實に驚くへきものあり僅々十數年の過去に遡るも余か第一編第一章歳出汎論に掲けたるか如く歳出は非常なる速度を以て增加せり故に今日國債か財政上雖へからさるものなるに至れるは勢ひ不得已ものあれはなり然れとも國債增加の原因を探究するに當りては單に國費の增加を以て滿足すると能はす更に進て何故に政府の職務は增加せるかを究めさるへからす是に就ては第一編に於て簡單に叙述せるを以て今更に其缺を補ふ爲め聊か茲に論せんとす

政府職務の增加は二種の原因より來り一は「ナショナリチー」の觀念に原因し一は社會的の觀念發達せるに原因せり此二箇の觀念は實に近代の政治上に偉大なる勢力を現出し「ナショナリチー」の觀念は彼の那翁一世か歐洲を席捲して己れ之れか覇王たらんとし一時歐洲の天地を晦曚暗黑ならしめ君主王公相率て幕下に跪拜せる際よりして此觀念頓に勃興し今日に於ては政治上產業上其他一般事物の上に於て此觀念は實に旺盛を極め或は軍備の擴張と爲り或は聯邦の一統と爲り或は國際の同盟と爲り或は保護貿易策と爲り或は關稅戰爭等此觀念の爲めには幾多の利益を犧牲に供して顧さるに至れり殊に軍備の擴張は近代國家の經費增加の主因にして單に兵士の數次第に增加するのみならす科學工藝の進歩は頻りに兵器の改良を促し日進月歩今日の新式は明日の廢物たるに至るの有樣なるか故に何れの國を問はす其軍備上に費す所の經費は總經費の大部分を占むるに至れり

次に社會的の觀念か一般に普及して個人主義を排斥し自由放任主義を非難し政府は一般人民に利益幸福を均霑せしむる職責を有するものなりと爲すに至て有形上無形上政府か人民を保護監督する事業は大に增加し殊に教育及ひ產業上に要する經費は益々增加の傾向を有せり以上二箇のものは實に近代各國政府か著き經費の增加を爲せる原因にして平時に於ても往々經常の收入を以て經費を支ふる能はすして國債に依るとあるに至れり如此平時に在りて尙ほ且つ國家財政は往々國債の力を藉るの有樣なるか故に若し一朝國際間に釁隙を生し干戈相見るの場合に於ては更に一層國債の增加を促すや明にして殊に現代交戰の方法は大に往時と其趣を異にし單純なる武器を弄して力戰格鬪し病兵傷者は荒野に曝して顧す糧食軍用品の如きは强盜的暴行を以て侵略地方より掠奪し軍用金の徵收は人民の生血を吸ふに均しき暴行は決して今日の時代に於て行ふ能はさるか故に交戰の費用も往時に比すれは甚た巨額にして

是等の費用を得るに當りて一國の經濟を擾亂せす人民の不平を釀さす國力を委靡すること無く財政の危難を免れんとせは國債に由るの外なきか故に今日國債か非常の增加を來せるは亦必然の勢なりと云ふへし

以上述ふるか如く今日國債の發達は財政上必然の大勢なりと雖も而かも今世紀に於て斯の如き發達を爲せる所以のものは此他尙ほ之を幇助せしものありたるに因れり元來國債は必す二箇の要件具備するに非されは到底發達するを能はさるものにして前世紀末以來此要件漸く備はりたるか爲めに大に其增加を助長し遂た今日の發達を觀るに至りたるものなりとす而して其二箇の要件とは第一金融市場の發達第二一國信用の增加是なり

金融市場の發達は如何にして國債の發達を促したるかと云ふに往時金融市場の未た幼稚なりし時代に在りては資本を集合離散するの機關具はらす資本は少額つゝ諸方に散在し之を總括して大資本を政府に貸付するは甚た難事なりしのみならす產業未た幼稚なりしを以て資本の供給僅少にして又資本を利用して利潤を得んとするの動念も今日の如く旺盛ならさりしと雖も金融市場の發達は資本の供給を豐富にし又其集合離散を調理する機關備はり國債の募集は甚た容易なるに至れり

次に一國信用の增加か國債の發達を助けたるは明なる事實にして元來貸借なるものは其個人間に行はるゝと個人と國家の間に行はるゝとを問はす總て信用に依りて初めて成立するものにして其信用の生する所以は國家も個人と同しく負債主に契約を違へす償還を爲すの確實なる見込ありて初めて起るものにして國家に對する信用なれはとて決して愛國心若くは感情に由りて起るものに非す故に若し負債者に償還の信用なくんは素より其間に貸借の關係起るへき筈なく信用の多少は卽ち起債力の多少と比例するものなりとす故に從來政府は暴政を行ひ契約に背反して往々之を蹂躙したる時代に於ては其信用甚た薄弱にして危險を犯して國債の募集に應する者誠に僅少なりしと雖も政治の發達は人民參政の權利を擴張し財產權を鞏固にして大に政府の信用を强大ならしめたるか故に今日に於ては財政の健全なる邦國の國債は放銀策の最も安全なる方法として獨り內國人に止まらす外國の資本家銀行家に至る迄之か募集に應するに至れり

上來述ふる如く國債は卽ち國民の負擔にして其利害休戚に最も密接の關係を有し又其發達は輓近に屬すと雖も驚くへき長足の增加を爲し今後益々增加するは毫も疑なき所なれは國債を適當に調理して財政の健全を保持するは甚た緊要にして今後財政

上最も重きを爲すものは盖し此國債なるへしと信す

第二章　國債と私債との別

前章に於て國債の定義を下したりと雖も尙ほ國債の性質を究めんとするには國債と私債とは如何に其性質を異にするか又國債は如何なる長所を有し如何なる短所を有するかを論究せさるへからす故に先つ國債の性質を知るの順序として本章に於て國債と私債とは其間に如何なる差別あるかを論せん

國債も私債と同しく償還の義務ある負債にして等しく信用に依りて成立するものなるとは既に述へたる如くなれとも今二者の異る所を擧れは

第一、國債に於ては政府は絶對の權利を有するものなり　國債の利率支拂期限等を變更し若くは全く償還を爲さゝるか如き例は今日各文明國に於て之を見さる所なれとも政府は立法部の承認を受くるに於ては債主の諾否如何に拘はらす之を行ふの權を有せり然るに私債は負債主か債主の承認を經すして當初の契約に違背するに於ては之を裁判する裁判所ありて債主の權利を保護し負債主か身代限の處分に服する迄は飽迄義務を怠ると能はす是れ國債と私債と異る點にして國債の債主は權

利の保護を訴ふへき裁判所なく不得已負債主の爲すか儘に默從せさるを得す

第二、國債は私債と異り證書面の金額と實際の借入高と異ることあり　私債に於ては百圓の借用證文に對しては必す百圓を借入るゝものなれとも國債に於ては此間に差別あるは往々にして經濟上の狀況に由りて政府は額面百圓の國債を割引して九十圓若くは八十圓の拂込にして募集することあり又或は國債の所有か割合に利益なる場合に於ては應募者の間に競爭を起し額面百圓を百五圓若くは百十圓を以て之を得んとすることあり如此拂込額か證書面以上に上り若くは以下に下るか如きことは私債に於て見さる所なり

第三、國債と私債とは償還の方法を異にす　私債に於ては其償還は事業の利潤財産の收入或は不急奢侈の費用を節約したる剩餘を以てするか然らされは其所有財産を賣却して之か償還に充つると雖も國債に於ては通例他に財源を求め增稅に依て償還するを常とす盖し官業の收入は經常收入にして既に其用途は定まれるか故に之を以て國債償還に充つると能はす尤も減債基金法は一定の財産よりする收入を以て償還に充つるものなれとも該法は弊害多くして不完全なるか故に英國を除くの外今日之を採用するものなし其詳細は後章に於て細論すへし)又不急奢侈の費用を節

約して巨額の剰餘を得るか如きは容易の業に非す然らは個人の如く所有財產を賣却して得たる收入を以て負債の償還に充つへきかと云ふに是れ亦政府か不必要なる財產を有する特別の塲合に限るか故に國債の償還は通例新稅を起すか或は舊稅を增加し收稅額を增加して以て之に充つるものなりとす

第四、國債と私債とは其償還の年限を異にす　國家の信用未た今日の如く厚からさりし時代に於ては國債の償還期限は甚た短期なりしと雖も政府の基礎鞏固と爲り又大に債主の權利を尊重し信用愈々厚きに及んて其期限は次第に伸ひて三十年五十年八十年と爲り今日信用の最も厚き國の國債は其期限の全く無限なるものあるに至れり然れとも私債に至ては如何に信用厚きもの、間に行はる、貸借と雖も決して無期なるものはあらし是れ盖し個人と國家と其生命に長短の別あるより起るものにして個人の生命は如何に長壽なるも百歲に至るものの如きは實に稀に見る所にして之に反して國家の生命は數十世紀の永きに涉り連綿として絕ゆることなきか故に之に對する信用に輕重の差ありて從て償還期限を異にするものなりとす

國債と私債との區別は略ほ右に述ふる如くにして此他尙ほ或學者は起債の事情を異にすと論する者あれとも是等は負債其物の性質に何等の關係なきか故に二者の差別として擧くる能はす又國債と私債とは其金額の大小及ひ債主の數の多少を異にすと論する者あれとも是等は二者の差別とするの價値なきものなりとす

第三章　國債の弊害

今日國債なる新奇の財政策は各國財政上に適用せられ富强なる大國是に據り貧弱なる小國亦是に據り何れの邦國も皆力を國債に藉るに非されは國家財政は殆と其運轉を止むる有樣にして現世紀に於て財政は實に一大變化を爲すに至れり如此國債か國家財政と離るへからさる關係を有するに至りたるは果して善良なる現象と看做すへきか國債を論するに當ては先つ之を討究せさるへからす然るに從來有名なる學者の國債を論したるものを見るに往々偏狹なる僻論に陷り絕對に善視して盛に之を稱賛したる者あり「バルケリー」氏の如きは國債を以て金坑なりと稱賛し「ウヲルテイル」氏は國債は其國を貧ふするとなく生產事業の發達を誘導するものなりとし「メロン」氏は國債は右手に徵收して左手に仕拂ふものなれは經濟上に何等の影響を及ほすとなしと「ピント」氏の如きは社會の富を增加する一國の資本なりと論せり如此有名なる碩學大家にして事物の兩端を叩て其本質を究むることを忘れ偏狹なる誤謬に陷れるは最も

遺憾のとにして余は左に國債の弊害を詳說して是等の誤謬を證せん

第一節　政治上の弊害

國債か政治上に及ぼす最も恐るへき弊害は外債より來る危險にして貧弱なる國家か富強なる邦國の人民若くは政府より巨額の負債を起すときは外交上紛議の源と爲り其極遂に國家の獨立を危ふするとなきに非す元來一國か他國よりの負債に對して其償還を怠り若くは契約を蹂躙する場合に於ては債主國は負債國の財產を占領し損害要償の權利を有するは國際法上の通義にして債主國の政府なる場合は勿論人民なる場合と雖も其所屬政府か人民の請求を容るゝに於ては十分之を以て國際上の問題と爲すを得へし何となれは公法學者「ヴアッテル」氏も云へる如く臣民の財產は即ち國家の有する富の總額にして國民の被れる損失は即ち國力を消衰せしむるものなれはなり如此國際法は一國か償還の違約よりして債主國か之に干涉するは正當なる權利の施行なるとを認むるか故に國力振はす財政紊亂せる邦國か外債に依りて其整理を企つるは危險の事にして現に埃及及ひ「チユニス」の如きは爲めに其獨立を失し國內に他國兵士の駐在を見るの慘狀に陷るに至れり今埃及財政の始末を最も簡短に說述せんに

一八四一年六六年七三年の條約に由て土耳古より內政上の獨立を收得せる埃及政府の國債額は一八八二年七月一日の調查に據れは實に一億九百一萬六千六百五十磅の巨額にして之を人口に割當つれは每一人十九磅十九志の負債にして利子の負擔は年年十八志四片に當り一八七八年に於ては其歲入の五分の三を國債費として使用するに至れり如此埃及の國債は實に驚くへき巨額にして國力の如何を顧す無謀なる負債を起し破產の窮狀に陷りたるか爲に遂に他國權力の侵入を惹起し一八七六年五月英人「ケーヴ」氏は埃及國王の請求に應し英國の派遣委員として埃及の財政調查に着手せるに端を起し其後「ゴッシエン」氏は國債所有者の權利を代表して埃及に入り佛人「ジユーベル」氏亦佛國市民の代表者として相繼て埃及に入り一八七七年大に外債を整理し國債の或る部分は王室所屬の土地を以て償還の保證とし或る部分は鐵道を以て擔保とし其鐵道の管理委員として二人の英人一人の佛國人及ひ二人の內國人を採用し英人を以て其會議の議長と爲すに至れり一八七九年「イスメルパシヤ」王位を奪はれ「チユウフヒイク」位に即てより以來は埃及政治の實權は擧て英佛二國の撰定したる二人の檢查總官の手裡に歸するの慘狀に陷れり檢查總官の官職に就き發布せられたる敕令は左の如し

第一條　檢査總官は國債及び百般の政務を監督するの權を有し國務大臣及び總ての官吏は檢査總官の爲に必要なる證據書類を示すの義務を有し又大藏大臣は毎週他の各省は毎月其計算書を檢査總官に呈出するの責任を有するものなり

第二條　檢査總官は其派遣國政府の外免職の權を有せす

第三條　檢査總官の職務は現時尋問監督檢査に限る

第四條　檢査總官は大臣と位を同し內閣會議に列席して發言權を有す但し投票權を有せす

第五條　檢査總官は必要と認むるときは國債管理委員と協議し臨機の處分を爲すとを得

第六條　檢査總官は幾回にても必要と認むるときは各種問題の報告を國王及び大臣に呈するとを得

第七條　檢査總官は官吏の指名及び冗員淘汰の權を有し又歲計豫算を調製す

以上救令の大意にして斯の如き廣大なる權利の下に撰はれたるは英人「ベーリング」氏及び佛人「ド、ブリンヂー」氏の二人にして是等二人の第一回報告は埃及は身代限にして到底十分に義務を果す能はさるとを公言せり茲に於て埃及の國債問題は遂に歐洲政

治上の一大問題と爲り萬國債還委員會なるものを組織して英、佛、獨、墺、伊、何は之に會同するに至れり如此內政に對して外國の權力漸く瀰蔓するに至れは國政に慊焉たらさる徒か蜂起して外權の侵害を防き國家の體面を維持せんとを企るは往々免かれさる事實にして國權派の有名なる「アラビパシャ」は政府に反抗して反旗を飜し內政に於ける外權の干涉を掃蕩せんと企てたりしか其結果遂に武力的干涉に變し埃及は爾來英兵の駐屯する處と爲り國家の體面は全く塗抹せらるゝに至れり

地中海の沿岸に於ける「チユニス」か今日の慘狀を來すに至りたる原因も亦等しく外債の結果にして佛兵の同地を占領せし以前「チユニス」政府は廣大なる權力を有せる一の委員を置けり其委員は一人の佛人及び六人の諸國人より成れり該委員の選定は最も不法を究め其方法は國債所有者の所屬政府か之を選任するに非すして所有者自から選任せり故に「チユニス」の國政は擧けて外國市民の手に掌握せられたる最も可憐の有樣に陷れり

以上述ふるか如く貧弱國の外債か其一國政治の上に及ほす弊害は實に恐るへきものにして措置一步を誤らは邦國は忽ち其基礎を危ふし竟に國家の體面を保つ能はさるに至る而して外債の政治上に及ほす弊害は獨り貧弱國か富强國より負債を負ふ場合

に限らす富強國の間に於ても常に國際の關係上に紛雜を來すの虞あるものにして彼の英國か埃及の內政に干渉するや列國も其干渉に參與するの權を要求し今日尙は埃及問題は英佛の間に於ける外交上一の痼疾と爲るに至れり

國債か政治上に及ほす弊害は此他に尙は一の重大なるものありて無謀なる戰端を開くの恐れあり即ち租稅と國債とは大に徵收の難易を異にし租稅は國民の負擔力の爲めに制限せられ負擔力を顧さる增稅を爲すに於ては忽ち國民の反抗を來たすか故に輕忽に巨額の經費を要する戰端を開くか如き恐れなく國際の平和を維持するとを得へしと雖も國債は其徵收甚た容易なるか故に平和に事局を終了するとを得へき問題も忽ち干戈を動かして雌雄を決せんとするの危險なき能はす而して戰爭なるものは彼我兩國の幸福及ひ利益上に非常なる大打擊を加ふるものにして縱令戰勝國と雖も其戰勝より贏得する所の利益と兵戰の爲めに被れる損害とを比較すれは實際利益なきものにして殊に今日に於ては一國か大に權力を增張するは列國の權力均衡を亂し平和を攪亂するの基なりとの理由よりして戰勝の利益は往々列國の爲めに剝奪せらるゝか故に戰勝の結果は往々冗費徒勞に歸し其得る所は唯國力を疲弊し政務の澁滯を招致するに過きさるに至れり現に輓近露土戰爭に於て露國戰勝の利益は伯林會議に於て列國の剝奪する所と爲り日淸交戰に於て我邦か淸國より領得せる遼東半島は三國干涉の爲めに還付せられ希土戰爭に於て土耳古か占領せる「セッサリー」は列國干涉の爲めに返還したるか如き戰勝の價値は今日殆と滅却するに至れり況んや一朝戰敗の不幸に遭遇するに於ては國力を萎靡し民力を涸渴し產業を衰退し政務を紛亂し國家の統一を缺き其体面を汚瀆し甚しきに至ては尙は埃及「チユニス」か外債の結果と等しく其國の獨立を危うするに至るものにして戰敗國なる土耳古、淸國、希臘の如き皆然らさるはなし故に戰爭は最も恐れて避くへきものにして而して國債は往々此不幸を誘起するの媒介なりとせは個は國債に於ける一大弊害と謂はさるを得す國債に此種の弊害の伴ふとは既に學者の認むる所にして「ガルニエー」氏は國債は戰爭を誘導し租稅は戰爭を制止するものなりと論し「リカード」氏も租稅を以て戰費を支ふるに於ては國民の負擔增加するを以て戰爭の費用を節し國家の至大事件に非さるよりは戰爭を避くるとを得へしと爲せり

第二節　財政上の弊害

國債は又財政上に至大の弊害を及ほし第一國民の財政監督を軟弱ならしむるの傾向

を有するものにして凡そ人情の常として其利害の目前に現はるゝものに在りては之を感すること痛切なれとも緩漫なるに從て次第に等閑に付するものなりとす即ち租稅の增加は直ちに人民各自の負擔に影響するか故に增稅案の議會に現はるゝや議員は勿論一般國民も倶に之を審議討究して政府の財政を精査し容易に之か通過を許さすと雖も國債案の提出に在りては之か償還の爲めに後來租稅を增加すへきも眼前に增稅の事なきを以て自から之か利害を究むることを等閑に付し十分なる財政の精査を爲さすして容易に承認するものなりとす是を以て政府か經費を議會に要求するや此弱點あるに乘して國債案の提出を計るものにして國民の財政監督緩漫なるに至らは政府の行爲は自然粗漏散漫專横跋扈に流れ又常に濫用浪費の弊に陷るを免れす蓋し其收入を得るの途容易なれは濫費の弊に陷るは政府も個人も同一にして政府に於ては其弊却て甚しきものあり何となれは個人の無謀なる負債は其害立ところに迫るか故に之を反省すると速なりと雖も政府の危期は左迄に速ならさるを以て不知不識の間深淵に陷り執政者の功名心若くは不注意は不急の事業を企て功名を一攫せんとし或は國力に應せさる浪費を爲して其極遂に拯ふへからさるに至るものなりとす「ヒューム」氏嘗て之を評して曰く政府か國債の應募權を得るは尙ほ放蕩者に倫敦の銀行よ

り預金引出の權利を與ふるに異らすと蓋し箴言と謂ふへし

國債か財政上に及ほす第二の弊害は現世の負擔を後世に遺し後世政府の財源を涸渇するの恐れあると是なり國債か今日の如く巨額の增加を來したるは決して悉く今日の必要に費したるものゝみに非すして吾人の父祖か費したる經費も之を償還する能はすして今日に殘留せるものなり而して今日吾人か父祖の爲に償還の義務を負擔するか如く吾人の子孫も亦吾人の費したる經費の償還を負擔せさるを得さることとなり國債の額は愈々增加して後世の負擔愈々重きを加ふるは從來國債增加の趨向に徵して毫も疑なき所なりとす國債か現世の負擔を後世に遺すは果して非難すへきものに非さるなきか之を一個人に譬ふれは尙ほ父か其子か償還を爲すならんと信して負債を起し而して自己の利益の爲めに消費すると同一にして德義に悖戻するものなるや明なり抑も後世には又其時代に應して必要なる經費を要するものにして從來の經驗に因れは國家の政務は年々歲々繁劇を加へ其經費は常に增加の一方に傾くか故に吾人か子孫の時代に至れは更に一層經費の增加を見るは疑なき所なりとす然らは若し吾人にして子孫を愛するに切なりせは宜く其經費を充たすへき新財源を求めて以て之を子孫に遺さゝるへからす然るに全然之に反對して却て巨額の負債償還の義務を

遺さんか然らさるも政費は次第に增加するに尙ほ遺傳の負債を加ふるに於ては後世子孫の財政窮迫せさらんと欲するも豈得へけんや是れ財政上至大なる問題にして今日より之か弊害を豫防するの策を講するは洵に緊要の事と謂ふへし

國債は假りに以上の如き弊害なしとするも政府は大に不利を被るものにして少くとも國債元金に對して支拂ふ所の利子は政府の損失と謂はさるを得す即ち茲に一億圓を要する事業起りたりとすれは之を租稅增加若くは官有財產賣却の收入を以て支辨するに於ては一億圓を以て足るへしと雖も國債に依るに於ては其利子を年五分とすれは政府は年々償還に至る迄五百萬圓の損失を招くのみならす尙ほ國債掌管官吏の俸給國債發行の費用等を要し是等の費用は皆租稅と爲りて一般人民の納稅額に增加を來すを以て國債財政策は國債の費用と租稅增徵と二重の損失を被るものなりと謂ふへし

第三節　經濟上の弊害

抑も經濟の最も健全なる發達は固定資本と流動資本との割合か能く平準を保つ時に於て始て企圖せらるゝものにして若し政府若くは民間に大事業起るか或は投機熱勃興して盛に流動資本を吸集するか若くは信用上の疑懼よりして流動資本の需要急激なる增加を來す時は茲に經濟社會に最も恐るへき恐慌を惹起するものなりとす近くは一八七三年米國の經濟社會に慘憺たる大打擊を加へたる恐慌は其原因彼の大平鐵道の布設に原けるものにして巨額の流動資本は國內より吸收せられて固定資本と變し流動資本と固定資本と權衡を失し從來各種の產業に使用したる流動資本は大に減少したるを以て在來の如く之を運轉すること能はすして遂に恐慌の已むを得さる場合に迫れり故に一時巨額の流動資本を吸收するは經濟の發達上最も愼まさるへからさるものなりとす然るに國債は此原則に反して巨額の流動資本を一時に吸收するものなるか故に經濟上に及ほす弊害は恐るへきものあり之を辯する者は曰く國債を募集して若し之を戰爭の如き不生產的の費用に充つるに於ては經濟上に恐るへき弊害を及ほすへしと雖も之に反して生產的事業に使用せんか直ちに流動資本として市場に再出し又其事業よりして利益を得て益々流動資本を增加すへきを以て決して恐るゝに足らすと爲す者あり然れとも是尙ほ米國大平鐵道の敷設當時の有樣を會得せさる者の言にして鐵道の如きは產業の進步を促す最も有要なる生產的事業なりと雖も之を敷設して利益を收め流動資本を增加する迄には幾多の歲月を要するものにして而

して一方に在來の生產業か要する流動資本の需要は一日も止む時なく流動資本減すれは直ちに事業の運轉は澁滯を來さゝるを得さるか故に巨額の流動資本を吸收するは其用途の生產的なると不生產的なるとを問はす唯其弊害に輕重ありと云ふに止まり經濟市場に擾亂を招致するは到底免るる能はされはなり故に巨額の國債を募集せんか金融逼迫し物價下落し產業衰退し勞働者は職を失ひ賃銀は非常に低落し閉店破產續發の不幸に遭遇するものにして若し其費用にして生產的事業に使用せられ速かに巨額の利潤を得るに於ては久しからすして流動資本を增加し市況を挽回するとを得へしと雖も不急の事業若くは戰爭の如き不生產的事業に用ひらるゝに於ては其弊害は愈々甚しからさるを得す故に從來經濟學者は專ら此點に向て國債を非難して止まさるなり

巨額の國債か流動資本を吸收して恐慌の原因と爲る恐れあるとは以上述へたる如くなれとも尙は國債は恐慌を起す迄に巨額の流動資本を吸收せさるも金利歩合を引き上け物價に亂高下を來たすを免れす元來一國の金利歩合なるものは資本の需要供給の關係に由りて定まるものにして需要增加すれは金利上騰し需用減少すれは金利は低落するものなりとす而して國債は巨額の資本の需要なるか故に國債にして募集せらるれは勢ひ金利は上騰せさるを得す金利歩合にして上騰せんか事業家の大部分は借入金と以て事業の運轉に充つるものなるか故に利潤の一部分を金利騰貴の爲めに吸收せられ其純收入を減少し從て總ての事業は薄利となるを以て新に勃興せんとする事業を阻遏し一般產業に衰退を來し事業家は其利益を減少せさらんとして先つ勞働賃金の內より之を差引くか故に賃銀低落して勞働者は最も困難を被るに至る然れとも若し之に反して金利歩合にして低落せんか事業の利潤は增加するを以て百般の新事業は勃興し勞働者の需要は增加し賃銀亦上騰するを以て經濟は駸々として發達するとを得へし然らは金利歩合の騰貴を惹起する所の原因は即ち經濟の發達を阻礙する原因にして國債の募集は金利上騰の原因なれは是れ亦國債に伴ふ一弊害と謂はさるを得す或者は流動資本の減少して金利歩合を騰貴するも產業の發達に影響するとなしと論する者あり其說に曰く流動資本にして減少せんか金利は勢ひ上騰し事業家は從前より多額の利子を資本家に仕拂はさるへからすと雖も又一方に物價の低落を來たすか故に原料品其他事業上に必要なる材料は低價に購入せらるゝを以て事業は從前より少額の資本を以て運轉するとを得へく又勞働者の賃金も同しく低落するか故に事業家は何等の痛痒を感するとなく勞働者に在りても物價下落し生計上の費

用を減するか故に假令賃金に低落を來すも決して憂ふるに足らすと爲せり然れとも是れ思はさるの甚しきものにして物價にして若し金利歩合と比例して昇降するものならしめは論者の言ふ所は正當なりと雖も奈何せん物價と金利とは其昇降の割合を異にするか故に金利の上騰か產業を阻礙するは到底免る能はさるなり而して又國債の募集は金利上騰の弊害あると同時に物價を低落して爲めに經濟市場に及ほす弊害も決して尠からす元來經濟社會に於て物價の平準は各種事業の發達上必要なる要件にして若し國債募集の爲めに市場より巨額の通貨を吸收せんか通貨減少の結果は物價に對する通貨の比價を高ふし物價は低落せさるを得す物價にして低落せんか高價の原料を用ひて製造したる製造家或は物價の低落以前に仕入れたる商估は非常に損失を被るのみならす是等の者か借入金を以て事業を運轉する場合に於ては物價の高き時代に購買力の低き通貨の借入を爲して物價下落し購買力多き通貨を以て返濟せさるを得さるか故に資本家は大に利益すへしと雖も負債者に於ては大なる損失にして經濟社會は爲めに擾亂を惹起するに至るへし

加之國債か經濟上に及ほす弊害に就ては尙ほ茲に一の記すへきものあり凡そ經濟の健全なる進歩は資本か國內一般に普及し產業周く發達し互に相依相助けて始めて旺

盛なるを得へきものにして若し一地方より資本を奪ふて遽かに一地方の資本を增加するか如きとあらんか忽ち經濟社會の鎭靜を攪亂し到底健全なる發達を望む能はさるなり然るに國債は資本を一地方に偏集する弊害あるものにして廣く國內より募集したる國債を以て鐵道運河等の事業に投資せんか事業の行はるゝ地方に於ては遽かに物價及ひ賃金を騰貴して市況は頓に好況を添ふへしと雖も資本を吸收せられたる地方に於ては金利騰貴し物價下落し事業は其運轉を澁滯し大に困難を來し延て全國の產業に影響を及ほすに至るものなりとす

國債の經濟上に及ほす弊害は略ほ以上述へたる如くなれとも此他尙ほ國債の一種なる不換紙幣の經濟市場に及ほす害毒は實に恐るへきものあり此場合に於ては他の通常國債募集の場合と異り國內に貨幣の流通額を增加するものなるか故に却て物價を上騰するの結果を生し從て政府の經費を增加し不得已又不換紙幣の增發と爲り從て增發すれは經費は從て增加し其究極する所を知らす物價は愈々上騰して人民の生計は益々困難を加へ法律の力も到底通貨の價格を維持する効力なく健全なる產業は地を拂ひ投機的事業之に代りて全盛を極め經濟界は亂麻の悲境に陷るを免れす是れ諸國か屢々經驗したる所にして殊に前世紀の末葉佛國か不換紙幣より被れる災害の如

きは實に殘酷を極め土寇所在に蜂起して資産家商店等を掠奪し政府は法律の力を以て紙幣の下落を防遏せんとし紙幣を記載の價格より安く賣る者は二十年の重禁錮に處すへく佛國人にして外國に商業を營む者は死刑に處すへしと云ふ峻酷なる法律を發布したりと雖も是等の法律は更に何等の効力なく紙幣は急轉直下の勢を以て下落し一七九六年には紙幣の實價は記載價格の僅々五分に降り流通は全く止んで十二億弗の紙幣は無用のものたるに至れり

第四節　社會上の弊害

國債か社會上に及ほす所の弊害は貧富の懸隔を永續せしむるものにして國債額の增加は漸次座食安逸の徒を增加し經濟社會に於て活潑機敏の働を爲すへき有爲の氣象を阻喪し人民の內に國債の支拂を受くる者と國債償還の義務をのみ負ふ者との二階級を生する恐あり即ち國債は信用鞏固なる政府に對して貸出し且つ其期限は永年に渉り債主は資本運轉の手數及ひ危險の恐なく座して相當の利息を收むることを得へきか故に幾分利子歩合は市場の割合より低きも最も安全堅固なる放銀法にして資產家は自から進んて事業經營の働に當り幾多の困難及ひ危險を冒して利殖を勉めんより寧ろ退て過ちなき万全の策を取り國債を購入するに如かすとの姑息心を起し唯自己の地位を失墜せさらんことをのみ是れ勉め經濟界に於ける進歩の活氣は銷沈し富者は其資產を永久堅固に持續すへき國債を固持して貧富の懸隔は益々永久に繼續し資產家は唯坐食偸安に耽り經濟界に於て活動の原動力たるへき有爲の士は其才を抱て資本なきに苦しみ汲々として事業に從事し僅かに得たる利潤の一部は割かれて國債償還に充つる租稅と爲るか故に是等の者は國債所有者の爲めに利益を犧牲に供せられ國民の內に國債所有者と支拂者との二階級を現出するに至る而して富者は遊惰安逸に慣れて鞏固なる財產を永久に保持せんとし遂には國債の償還を嫌忌するに至るものにして米國に於ては一時國債の償還は市場より商業上の有價券を奪ふか故に國立銀行の基礎を破壞するものなりとの議論沸騰したることあり「カルマル」氏嘗て論して曰く國債は勞力者のみをして國費を負擔せしむるものなりと「ヒユーム」氏亦曰く國債の大部分は坐食者の所有に歸するものなるか故に人民をして遊惰偸安に陷らしむるの恐れありと

第四章　國債の弊害を辯明す

前章に述ふるか如く國債には幾多の弊害伴ふか爲めに往々學者の非難を蒙り國債は實に開化の餘毒にして財政の基礎を漸衰せしむるものなり國債の額か今日の勢を以て漸次年と共に增加せんか遂に國家は道德に背反して償還を破棄するの己を得さる窮狀に陷るへきか故に宜く今日に於て大英斷を以て之を廢止せさるへからすと論じ「アダム、スミス」氏の如きも「ベニス」「ゼノア」の共和黨か獨立せんとしたるとき及び十七世紀末の西班牙の例を引て國債を非難し其他「チスケー」「リカード」氏の如き亦盛に國債の弊害を痛論せり然とも一利一害は總ての事物に於て必す免れさる所にして單に國債の弊害のみを見て直ちに之を排斥せんとするは甚しき大早計にして其本質を究めんとするには短所と長所とを比較し又其弊害を除去するの方法有りや無きやを討究せさるへからす以下政治、財政、經濟、社會等の諸點に於ける弊害に就き左に之を辯明せん

第一節　政治上の弊害を辯明す

國債の政治上に於ける弊害として最も恐るへきものは國債の爲めに外國權力の侵入を來し遂に其獨立を危ふするに至るへしと云ふにあれとも埃及「チュニス」等に於ける外債の結果を視て直ちに之を蛇蝎視するは徒に國債を恐怖して之を利用するの途を知らさる者なり元來是等の邦國に於ては第一國債の使用法を誤り第二其管理法宜きを得さりしに基せるものにして決して國債其物の弊害と看做すと能はす今其如何に國債の使用法を誤りたるかを見るに一八七六年「ケーヴ」氏か英國に致せる報告は之を說て詳なり氏の言の曰く埃及は一方に於て東方流の無智、不正、浪費、驕奢の弊風行はれ他方に於ては一時に泰西の文明を輸入せんとして事業の緩急經理の方法を謬り妄りに無謀の企業を爲したるに由れりと爲せり夫れ如此既に第一着に於て國債を使用するの途を誤り無用の浪費に陷りたるものにして如何に有益なるものと雖も之を濫用して安んそ弊害の之に伴はさるものあらんや例之は資本の潤澤は一國の經濟を進歩せしむる要素なりと雖も之を適當に流用して始めて効果を奏すへきものにして市場の狀況を詳かにせす妄りに資本の流入を計るに於ては物價騰貴し投機熱勃興し市場は擾亂を誘起して資本增加は却て經濟を擾亂するの原因たらさるを得す然れとも之を見て資本は經濟の發達に有害なるものなりと論する者あらんや是れ蓋し資本其物の害に非すして資本の運用宜きを得さりしに基くものなれはなり之と同しく國債に於ても其の使用の方法を誤り之を浪費して弊害を生したりとて外債を有害なりと論するは資本は經濟の發達を害するものなりと云ふの愚

と毫も擇ぶ所なきなり

次に埃及政府は如何に國債の管理を誤りたるかと云ふに該政府は毫も信用を重せず國債の償還利子の支拂は常に其期を誤り債主をして大に損失を蒙らしむるに至りたるか故に債主は其財產を保護する爲に已むを得ず本國政府の助力を請求するに至り遂に外權の侵入を招きたるものにして外權の侵入は畢竟政府自から招ける禍にして決して外債の弊害に非す內國債に於ても若し政府か債主に對して其契約を破らんか又之と等しき危害は到底避る能はさるのみならす其危險は寧ろ外債に比すれは急劇にして且つ慘酷を極むるやも亦未た知るへからす即ち外債の不始末より起る結果は未た容易に侵略の不幸を被るか如き恐なしと雖も內債の不始末は人民の不平を來し不平の結果は政府の反抗と爲り遂に之を顚覆せすんは止まさるに至るへけれはなり」由此觀之埃及「チユニス」等に於ける今日の慘狀を見て往々世人は之を國債に免れ難き結果なりと解する者あれとも其實は全く政府の失錯に基けるものなるか故に是等の例を以て他の堅固なる邦國も亦外債を起すに於ては必す外權の侵略を被るに至るへしとの理由とは決して爲すと能はす啻に外債の弊害と爲すと能はさるのみならす外債は之か使用方法にして宜きを得るに於ては大に一國經濟の發達を誘起し或は又經濟の擾亂を鎭靜するの利益あるものなりとす即ち外債を募集して之を生產的事業に放下し是れより得る所の利潤を以て外債の元利を償還し盡して尙ほ其餘裕を生するに於ては其餘裕丈は外債に依りて一國の富を增加したるものにして之を例せは外債を起して鐵道を布設し是れより得る所の收入を以て負債を償還するに於ては啻に外債を以て一國の交通を完備し產業を奬勵し人智を啓發して有形上無形上幾多の利益を得るのみならす償還の曉は外人をして鐵道を敷設せしめ無報酬にて之を讓受けたると同一の結果を收むることを得へし是れ實に外債の一大利益に非すして何そや次に又外國貿易の逆にして輸入の輸出に超過し正貨の流出して經濟界に擾亂を來たさんとする場合に當り外債の募集は能く其擾亂を未然に防遏するの利益あるものにして魯國政府は屢々此策に依りて經濟の秩序を保維することを得たり即ち如此場合に當り之を救正せんとするには正貨の流出を防遏せさるへからす而して正貨の流出を防遏せんとするには外國より正貨の流入を誘導する爲めに外國市場に負債を起さゝるへからす然るに一個人に在ては其信用厚からさるか故に到底巨額の負債を起すと能はすと雖も信用厚き政府は容易に巨額の負債を低利を以て募集し得るか故に之を以て流出すへき正貨と差引き毫も國內の通貨を動すことなくして經濟社會の擾亂を未然

に防遏することを得へし此他外債か内國の經濟上に與ふる利益夥多なりと雖も以上述ふる所を以て推知すへく決して妄りに恐怖すへきものに非す寧ろ之を利用して利益を收むへきものなることを明なりと云ふへし

此他尙ほ國債か政治上の弊害として無謀なる戰端を誘導するものなりとの非難あれとも是等の弊害も國際間の交通益々密接し經濟組織の愈々複雜を加ふるに從て自から之を防遏することを得へし即ち往時の如く列國互に孤立の有樣にして經濟上の關係又單純なりし時代に在て若し今日の如く政府か容易に資本を得るの途あらんか或は爲めに無謀の戰端を開くの恐なきに非すと雖も今日の如く進歩せる經濟社會に戰爭の與ふる打擊は實に深酷にして爲めに一國の國力を銷沈し加之前きに述たるか如く列國權力の平均は一國の膨大を抑へ戰勝の利益を剝奪するか故に何れの國に於ても戰爭を嫌忌し殊に立憲代議の制を採用する邦國に於ては國民に戰費の負擔を諾否するの權を有するか故に執政者か名譽心に驅られて無謀の戰端を開くを許さす左れは國債上此種の弊害は今日に於ては深く憂ふるに足らさるに至れり

第二節　財政上の弊害を辯明す

國債は負擔を後世に嫁し現世を惠むものなるか故に德義に背悖するのみならす財政上より論するも後世は又後世に必要なる經費あるか故に現世の經費まて之を後世に嫁するに於ては國家の歲出は年と共に益々膨張し遂に財源を涸渇し政府は德義に背きて償還の義務を擲つの不得已に至るへしとは從來國債に對する有力なる非難にして嘗て「クリミヤ」戰爭の時に當り當時英國の宰相「グラッド、ストーン」氏も亦此說を主張して曰く國債を以て戰爭の經費を支辨するは後世をして戰局を結はしむるものにして戰爭は名譽快樂是に伴ふものなれは租稅を增加して戰爭の苦痛を感せしむるに非されは濫りに凶器を動し國帑を濫費する憂あるか故に百事を愼重にし累を後世に蒙らしめさるか爲めには須らく租稅に依りて戰費を支辨せさるへからすと爲し大に所得稅、麥酒稅其他の消費稅を增加せり然れとも斯の如き單純なる理由を以て國債を排斥せんとするは甚しき偏見にして若し國債にして一國生產を增加する事業に使用するに於ては大に其國の富を增進し人民の納稅力を增加するか故に決して憂ふへきに非す例之は道路、運河、鐵道、築港等の如きは交通の便を開き產業の進歩人智の啓發を誘導

するものなるか故に其後世子孫に與ふる利益は偉大なれとも巨額の資本を要するか故に一個人の資力能く之を成すと能はす又假令個人の力を協せて之を成すとを得るも個人か是等の事業に從事する目的は一に營利に在るか故に永遠に於ては十分に收利の見込あり又國力の增進の爲めに緊急の事業なるも目前に相當の收入あるに非されは之を委棄放置して毫も國家百年の大計を顧さるのみならす此種の特占的事業を個人に委するに於ては恣に利益を壟斷し產業の進步を阻礙し甚しきは彼の米國鐵道業に於けるか如く政治上に恐るへき弊害を釀生するに至るとなきを保せす此他一國の產業を奬勵する爲めに摸範的事業を起し適當の保護奬勵を幼稚の事業に與へ或は拓殖の事業の如き目前に收利なくして而かも巨額の費用を要するものに在ては政府の力を以て誘導啓發するに非されは巨大の富源も空しく委棄せられて永遠に國力の增進を期すること能はさるなり故に如此費用に充つるか爲めに募集する所の國債は現世を利すると同時に餘惠を後世子孫に與ふるものなれは假令後世をして國債の償還を分擔せしむるも敢て之を不當と謂ふへからす

平時に於て生產的事業を起すか爲めに募集する國債の償還を後世に分擔せしむるの不當ならさるとは以上述ふる所を以て明なるへしと雖も戰時政府か不生產的事業に充つるか爲に起す所の國債と雖も之か分擔を後世に與ふへからすとの理由は甚た所以なきものと謂はさるを得す何となれは時に或は一身の名譽を以て唯一の目的とする隱險の野心家か國家の利害榮辱を顧みす無謀の師を起したるの例なきに非すと雖も是れ誠に稀有のことにして戰爭の多くは皆國家利害の衝突に因り起るものにして即ち國家の經濟的利益を保護するか爲め或は國家の體面を保持するか爲め或は國家の獨立統一を計るか爲め或は國力の增進を計るか爲め已むを得す干戈に依て事を決せんとするものにして其事の成否如何は實に國家百年の大計に關する重大事件に非されは容易に干戈を動すに至らす即ち戰爭は一時の小利害小感情に因りて起るものに非すして一國の國是を遂行する爲め已むを得さるに出るものなりとせは其國家を繼承する後世子孫か戰爭の當時血を流して國家の利益を保護したる祖先と俱に之を分擔するは是れ亦當然の義務なりと謂ふへし

由此觀之彼の國債を德義上より觀察し父か未た生れさる子の收穫すへき穀類を食するものなり或は數十年後に製造すへき麵包師の麵包を以て兵士を養ふものなりとして之を非難するは甚た所以なきことにして若し政府か起したる國債を以て生產事業に充て時期の緩急若くは管理の方法を誤りて事業に失敗するか或は萬一一時の感情に

驅られて無名の師を起し戰敗の凌辱を受くるか如きことあるに於ては是等の費用を供給するに便を與へたる國債も間接には多少の責なきに非すと雖も斯の如きは主として政府施政の失敗に基するものなりと云はさるを得す

尙ほ玆に國債を財政上より觀察し後世に必要なる經費を增加するか故に今世の費用に充てたる國債の償還迄後世をして分擔せしむるに於ては愈々國債の額を增加し後世の財政は益々膨張し遂に財源涸渇の弊に陷るなきを保せすとの議論は一理なきに非すと雖も是れ亦深く憂ふるに足らす何となれは經濟の發達富力の增進は意外に迅速にして一般に經濟發達するに於ては國民の納稅力を增加するか故に國債の增加は格段人民の苦痛を增加するの憂なけれはなり今英國に於ける國債負擔力の割合を見るに一八一五年に於ては英國人民か國債償還の爲めに要せる經費は總生産額の一割五分に相當したりしか一八八〇年には國民の富力增進し生産額の增加したるか爲に國債總額は減少せさりしも其割合は僅に三分に減少するに至れり佛國に於ても亦是れと同一にして一八四〇年同國々債總額は八億五十万弗にして總生産額の千分の二十二に相當したりしか一八七〇年には國債額非常に增加して二十七億五千万弗に上りたるに拘はらす生産額に比例すれは僅々千分の一の增加にして即ち千分の二十三に上りたるに過きす如此富力の增進は意外に迅速にして生産增加し人民の納稅力駸々として增進するか故に假令現在に於て償還を終はると能はさりし國債の殘額を後世に嫁するも之か爲に財源涸渇財政破産を免る能はすと爲すは徒に國債を畏怖するものと云ふへし然れとも玆に讀者の注意を要するものあり即ち國債負擔の割合は富源の開發生産の增加と共に減少するも增加するの恐れなきか故に國債は之を償還するの必要なし現在の國債は其負擔の割合に容易なる後世に嫁するを以て財政上策の得たるものなりと信するに至ては是れ甚しき誤謬にして若し是等の主義に由るに於ては普通に進歩發達すへき經濟を阻礙するのみならす其極遂に財政破産の不幸を見るに至るやも亦未た知るへからす其詳細に至りては後章國債償還の部に於て論するとあるへしと雖も余か玆に國債額と生産額とを對照したる所以のものは唯安に未來の財政に對して恐懼を抱くの必要なきを立證したるに過きす

「リカード」氏の如きは最も熱心なる國債排斥論者にして國家か戰爭の費用を支辨する爲めには宜く租稅を增徴して之に充て決して國債を募集するとあるへからす何となれは租稅の增徴は一時人民の負擔を重くすると雖も戰爭の終局と共に負擔は再ひ舊の如く輕減するものにして戰爭稅を一千磅とすれは人民は其收入より之を節約して納

稅するか故に一國の資本を減するの恐れなしと雖も之を國債に依賴するに於ては人民は僅に十磅の利息なる五十磅のみを節約するに過きすして戰費として募集したる國債一千磅は消費せられ一國の資本は減少せさるを得す故に國債を以て戰費を支辨せんとするは徒らに一國の資本を減するのみにして世人或は租稅は國債に比すれは其徵收困難なりと云ふを口實として國債募集を主張する者あれとも被稅者か若し其節約せる部分を以て尙ほ納稅額を充すと能はすんは財產の幾分を賣却するか若くは他より借入を爲すと能はさるに非す現に國債應募の資金ありとせは納稅者か借入るるを得へき資金なしと云ふと能はさるなり即ち此場合に於ては納稅者か債主に對して直接に元利の支拂を爲すものなれとも國債の場合に於ては一度政府の手を經て間接に債主に支拂を爲すと云ふに過きす左れは租稅は國債に比して其徵收困難なりと云ふの理由は毫も發見すると能はさるなりと以上述ふる所は「リカード」氏か論旨の大要にして多數の學者亦之に附和し此前提よりして前章財政上の弊害に於て述へたるか如く政府は募集したる國債に對して支拂ふ利息丈は全く損失にして徒に人民の負擔を重ふし而して早晩其國債は償還せさるへからさるか故に租稅を增徵するの必要起り政府は二重の手數を要し人民は二重の負擔を蒙るものなりと結論するに至れり

若し果して「リカード」氏等か主張する前提にして議論の正鵠を得たるものなるに於ては國債か是等の弊害あるは疑なき事實にして故らに國債の如き迂遠弊害ある策を取るの必要なきや明なりと雖も奈何せん是等の前提は甚しき誤謬にして國債募集と租稅徵收とを同一視するに至りては其偏見に驚かさるを得す

抑も重稅の結果は一國の經濟上に恐るへき結果を呈出するものにして各種の生產事業は皆相當の利潤を目的として經營せらるゝものなるか故に其利潤にして增加すれは事業は益々隆盛を來し利潤にして減少すれは事業は從て衰退を來すは經濟上動かすへからさる眞理なりとす故に若し一朝戰爭爆發するか如き場合に遭遇せんか然らさるも市場の動搖は事業に少からさる打擊を與ふるものなるに加へて之に甚しき重稅を課するに於ては人民か如何に愛國心敵愾心に富みたれはとて損失を爲して迄事業を營むか如き者あらし然らは重稅の結果は國內の產業を衰微せしむるものにして產業にして衰微せんか從來是等の產業に依りて衣食したる勞働者は皆其職を失ふて路傍に彷徨し經濟社會は甚しき困厄を招致し國家の財源は涸渴して人民は戰爭の苦痛に堪へさるに至れは自から不平沸騰して一日も早く平和の回復を望み假令兵強く戰捷つも財源の涸渴國內の不平の爲に十分なる戰局を結ふ能はすして戰爭は中途に

して止めさるへからさるの不幸に遭遇するに至る「リカード」氏一派の論者は國債の募集に應すへき資金市場に在りとせは納稅者は之を借入れて納稅に充つるとを得へしと爲せとも國債應募の資金なるものは第一收利の目的第二國家の信用確實なると第三幾分は奉公の義務心とに由りて供給せらるゝものなり之に反して信用輕き一個人か戰爭の起りて市場の動搖するに當り資金の借入を求むるは非常の困難にして決して國債と私債とを同一に論する能はす假りに一步を讓りて納稅者か借入を爲し得るとするも元利支拂の義務を負ふて借入たる資金は租稅として政府の爲に奪はるゝものなるか故に力の及ふ限り租稅を脫せんとして財產の隱蔽詐僞を行ひ奸詐滯納頻發して租稅は愈々不公平と爲り政府の費用及ひ煩勞は益々增加せさるを得す加之租稅は到底急速の必要に應する能はさるものにして增徵の調查準備を爲し增稅を人民に豫告し愈々之を賦課して國庫に入る迄には少からさる日子を要するか故に其間他に國庫に剩餘金若くは準備金あるに非されは國家財政は負債を起すの外他に支持するの策なきものなりとす是れ實際に徵して毫も疑なき事實にして「グリミヤ」戰爭に當りて英國の宰相「グラットストーン」氏か增稅の主義を決行したるに拘はらす尙ほ租稅を以てしては急速の必要に應する能はさりしか故に租稅の收入に先たち一ヶ月若くは一ヶ年の期限を以て大藏省證券を發行するに至れり之に反して國債を募集して是等の費用を充さんとする場合に於ては國債は租稅の如く人民の財產の一部を國家の爲めに犧牲に供せしむるものに非すして募集したる金額は再ひ應募者に償還するのみならす尙ほ之に年々相當の利子を付し而して其募集に應するとを否とは全く各人の自由に放任するものなれは强募國債不換紙幣の發行の場合の如きは此限りに在らす)租稅の如く人民に苦痛を蒙らしむるものに非すして寧ろ信用確實なる政府に貸金するは應募者か好放銀塲として喜んて之か資金を出すものなりとす故に政府か資金を得るは容易にして且つ急速の必要に應するを得へし而して國債募集か經濟上に如何なる影響を及ほすかは後章之を細論すへしと雖も要するに租稅の如く人民の利益を殺き貯蓄心を銷沈せしむるものに非す假令國債の爲に國內の資本を吸收して資本缺乏を來し事業の運轉を阻礙するとなきに非すと雖も其害毒は重稅を課し事業家の利益を沒收して事業を廢止せしむるに比すれは遙かに優れるや明にして又流動資本缺乏の弊も之を避け難きに非す即ち內國の市場より募集するに於ては流動資本を減少し經濟の秩序を亂るの恐れある場合に於ては之を外國市場に於て募集せんか內國の經濟市場には何等の困難をも與ふるとなくして容易に

資金の必要を充たすことを得へし即ち國債に依るに於ては急速の必要に應することを得
(イ)經濟社會に甚しき擾亂を與へすロ)不公平なる租稅を課せす(ハ)人民の不平を釀さす
(ニ)財源の涸渇を來さす而かも十分に戰爭の遂行を爲し得るものなりとせは後來利息
を負擔し二重の手數を要すると雖も是等は誠に些細なるものにして其利益に比すれ
は其害や齒牙に懸くるに足らす故に濫りに國債を嫌忌して租稅に依らんとするは尙
ほ堅牢迅速なる巨船に駕して渡海するは其船賃高しとして矮小脆弱なる片舟に駕し
巨濤の間を超ねんとすると同一にして文明の利器を利用する術を知らさる頑愚の甚
しき誰か此を憫笑せさるものあらんや「クリミヤ」戰爭に於ける英國政府か戰費支辨の
實蹟は到底單一なる租稅法に依る能はさるを示して明なるか故に茲に其概略を述へ
ん當時英國政府の戰費支辨法は先きに述へたるか如く租稅の增徵に依るの目的を以
て所得稅麥酒稅及ひ其他の消費稅を增加したりと雖も急速の用に充つる能はさりし
を以て租稅の收納に至る迄一時數ヶ月若くは一ヶ年の期限を以て大藏省證券を發行
するに至れり是れ單純なる租稅法の到底行ふ能はさる第一明證にして次て租稅は國
庫に流入するに至りたりと雖も其收入は遲々として支出に應する能はさりしを以て
大藏省證券を發行するの必要は毫も減せさりき然るに此大藏省證券に對しては其期

限の短きを以て人民の之に應する者少く能く巨額を得ると能はさりしを以て一八五
四年其期限を三ヶ年乃至五ヶ年とし四組に分て之を發行せりと雖も尙ほ其應募額は
少くして初發以來僅に七百万磅を得たるに過きす斯の如き有樣なりしか故に政府は
非常に困難を感し當初の主義を遂行せんとするには租稅を增加するの外なしと雖も
妄りに重稅を課するに於ては經濟を紊亂し財源を涸渇するを免れす多智明哲なる「グ
ラッドストーン」氏の豫期も玆に至て亦如何ともする能はす一八五五年四月遂に三分
利付を以て千六百萬磅の永遠國債を募集するに至り同年又五百萬磅を募集し翌年に
至り更に五百萬磅を募り又大藏省證券三百萬磅を永遠國債に換ゆるに至れり而して
其總戰費六千九百二十七萬七千六百九十四磅の內永遠國債に依れるもの二千九百万
磅にして之に大藏省證券を加ふれは總計二千九百七十一万五千磅にして其過半は實
に國債の力に依りたるものなりとす夫れ如此當時の英國は四十年來大平の後を承け
經濟進步し產業發達し國力充實して脾肉の嘆に堪へさるに際し年來欝積せる對魯の
敵愾心は一時に爆發し當時又英魯間に於ける貿易上の關係は誠に微々たりしのみな
らす裏海邊陬の交戰は本國の通商貿易に毫も危險を與ふるの恐れなきを以て宣戰の
布告は擧國の同情を以て迎へられ朝に在りては名聲一世を壓する「クラッドストーン」

氏ありて國情と輿論の趨向を察し籌謀畫策至らさるなかりしも財政上の大則は人力の得て動かすへからさるものにして千載一時の好機に際して尙は單一なる租稅法は竟に失敗するに至れり

然れとも茲に國債か國民の財政監督を緩漫ならしむるの傾向あるは蔽ふへからさる事實にして既に資金を得るに容易なれは從て浪費に傾くは人情の自然にして免れ難き弊害なりとす然れとも國民一般に財政上の知識普及し執政者亦能く國家の利害を顧て其處置を誤らさるに於ては未た甚しき失錯に陷らさるを得へし若し夫れ國債に此弊害あるか爲に之を排斥せんか是れ猶ほ劇劑の人體を傷ふを知て未た之を利用して危急の病者を救濟するを知らさるか如し愚も亦甚しと云ふへし

第三節　經濟上の弊害を辯明す

國債は一國の固定資本と流動資本との割合を亂し從來產業に運用したる流動資本を吸收して事業の運轉を阻礙し物價下落し產業家及ひ商人は破產閉店の慘狀に陷り勞働者は職を失ふて饑渴に叫ひ經濟界は非常なる擾亂を惹起して遂に恐るへき恐慌の襲來するに至るへく假令斯の如く甚しきに至らさるも金利を上騰して經濟の發達を阻礙し資本の一地方に偏集して他の地方の進步を妨くるの害ありとは經濟上より國債の常に被る非難なれとも是れ其弊害の極まる所を論したるものにして之を以て國債募集の總ての場合に發生し國債には此弊害常に伴ふて離れさるものなりと信するに於ては蓋し誤解と謂はさるを得す元來總ての事物は皆事物其ものゝ程度と外界の事情とに由りて異るものにして殊に經濟上の問題の如きは其然るを觀る故に公平に國債の經濟上に及ほす影響を研究せんとするには先つ國債の金額及ひ發行に伴ふ事情を知ると同時に一國富の多少及ひ其分配の有樣產業の狀態金融の事情等總て經濟上に變化を與ふる一切の事情を參酌したる後に非されは完全なる斷定を下す能はさるものにして抽象的に國債か經濟上に及ほす一般の法則を知らんとするは到底不能のことなりとす故に余は各特殊の場合に就て順次之を左に研究せんとす

國債は或る場合に於ては經濟界に何等の影響をも及さゝるとなきに非す是則ち國債借換の場合にして在來の國債を償還して新に國債を起し若くは從來未濟の負債を國債と借換するに於ては唯信用の移轉に過きすして經濟社會は何等の變態を來さゝるなり是れ各國か國債整理の爲に常に行ふ所にして此借換の巧に運用せられて世人を驚したるは彼の佛國か獨逸に對する巨額の償金を速に償還せるに在り今其手續きの

概略を述へんに佛國か戰爭に要したる經費の總額は百十四億七千一百萬法にして內九十八億九千萬法は國債に依り其內五十八億法は償金として獨逸に支拂ひたるものなりとす而して此償金に充つる爲に政府は一千八百七十年七十一年の兩年に三十億法の國債を募集し其後僅に十三个月にして一千八百七十三年更に三十億法を募り一千八百七十四年四月十四日迄十九回に拂込ましめんとせり茲に於て世人は一般に佛國の富力能く之に應するや否やを疑ひしに意外にも非常の好況を呈し國內に於ては八十二万七千六百六十四人の應募者にて其申込金額百七十七億六千五百五十一万九百五十六法に達し外國人にして之に應したる者は十万七千六百十二人にして申込金額二百六十億五千十九万五千〇五十四法に達せり故に此內外國を合すれは應募者の數は九十二万四千二百七十六人にして其申込總額は四百三十八億一千六百〇九万六千四十法に達し實に應募額八十四倍以上に達したるものにして世人は嘖々として佛國財政家の技倆を稱揚し佛國の富の無盡藏なるに驚嘆せり而して如此好況を得て巨額の國債を募集しを獨逸に仕拂たるに拘らす佛國に於ては其の生產資本を減せす從て經濟社會も格段の動搖を來たすと非さりき是則佛國か「インターナショナルクレデット」即ち國際證券を利用したるに由るものにして國際證券とは各國の國債若くは確實なる鐵道其他會社の株券債券等にして是等は各國の資本家皆此募集に應し諸國の市場に賣買せらるゝか故に各國の人民皆之を國際間の融通に使用し恰も資本溜水器の用を爲し國際間の金融を疏通せり故に佛國政府か巨額の國債を募集するや人民は他國の債券を所有するよりも自國の國債を望む者なるか故に應募者は其所有の國際證券を以て國債拂込に供し中央銀行は之を外國市場に賣却し其代金を受取る代はりに獨逸政府拂ひの爲替手形を振出して之を政府に與へたりしか故に政府は現金を動かすとなくして巨額の償金を支拂ふことを得て其償金は恰も倫敦伯林、羅馬等の資本家か仕拂を爲したると同しく唯佛國は諸外國間に存せる貸借關係に異動を生したるに止まり毫も自國の資本を吸收せさるを得たり故に經濟上に何等の變態を來すとなく產業も從來の如く運轉し勞働者も職に安し商況も依然として國債募集を知らさる有樣なりき夫れ如此國債は其募集方法に由りて結果を異にするものなるか故に必しも資本に變動を起すものなりと斷するを能はさるなり

以上信用の移轉か資本に何等の變動を來さゝるとを論したるか故に次に實際資本を動す所の國債募集に就て論せんとす

抑も國債か經濟上に及ほす影響は其資本の出所に由りて大に異るものにして殊に內

債は外債とは大に其趣を異にせり即ち內國債は資本を吸收して流動資本を減し金融は逼迫を致すに反して外國債に於ては外國より資本を流入するを以て資本を潤澤にし金融を緩和するものなりとす然れとも外債に由りて遽かに內國の資金を增加するは決して喜ふへき現象に非す何となれは急激なる資金の潤澤は忽ち物價を騰貴し投機的事業を勃興せしめ平靜なる經濟界に波瀾を惹起し其反動は金利を上騰し物價を下落し經濟の健全なる發達を害するものなればなり故に外債を募集するに當りては宜く內國の事情を顧み產業社會に擾亂を惹起せさるとを注意するは緊要のとなりとす而して其最も適當なる場合は貿易の逆境にして正貨の流出する場合及ひ戰時內國の經濟社會か大に動搖したる場合なりとす貿易の逆境にして輸入の輸出に超過し滔滔として正貨の海外に流出する場合に於ては內國の流通貨幣を減少するか故に從て金融は逼迫し金利の上騰を來し產業家は資本の流用に苦むのみならす一方に通貨減少の爲めに物價は次第に下落し自から事業の運轉を阻礙し勞働者は職を失ひ其弊愈愈甚しきに至ては倒產鎖店相繼くの不幸を招くに至る故に國內の通貨か常に一國の需要と平準を保たしむるは經濟政策上一日も缺くへからさるとにして若し之に變態を生せんとする場合に於ては速に之を救正せさるへからす而して之を救正するに最も便利なる方法は即ち外國の資本を流入するの途を開きて正貨の流出を阻遏するに在り英國の如く非常に殷富にして海外との取引頻繁なる邦國に於ては通常如此場合に當りては英蘭銀行の金利引き上けを以て容易に其目的を達するとを得へし即ち英蘭銀行の信用は外國に對して迄重きのみならす其所在地か大陸の資本家と遠隔せすして資本の融通容易なるか故に預り金利子にして騰貴すれは海外の資金は滔々として英蘭銀行に流入し直ちに正貨の流出を阻遏するとを得へし然れとも英蘭銀行の如く資金融通の便利なる位地に非さる邦國に於ては己を得す信用强大なる國家自から國債を起し之を以て外國に支拂ふへき正貨と差引して正貨の流出を阻遏せさるへからす而して此場合に於ける國債は單に支拂ふへき正貨と差引するに過きさるか故に內國の金融市場には何等の變態を起さゝるや明なり

交戰の場合に於ても亦外債を募集するは策の得たるものにして一朝平和の破裂するや外國貿易を阻礙し內國の產業は勞働者の缺乏市場の動搖等の爲めに大に其秩序を紊るを以て此場合に於て內國債を募集せんとするには市場の狀況と國債額とに由りて最も愼密なる調查を爲し方法宜きを得さるへからす若し其國債にして產業上に必

要なる資本を吸収するか如きとあらんか經濟社會は忽ち擾亂を惹起し是等戰時の國債なるものは多くは交戰上の必要品なる兵器軍艦軍服等の購入の爲めに外國に流出し再び內國市場に下るもの少きか故に此場合に於ては流動資本の吸收と正貨の流出と一時に併發して經濟上の擾亂は愈々甚しきに至るものなりとす左れは戰時內國の經濟界を案さゝらんとするには外債は策の得たるものにして流動資本を吸收して事業の運轉を阻礙するの慨なく又正貨の流出を防遏することを得へし然とも茲に論するものは決して戰費は悉く外債に依るへしと云ふにあらす之を內國に募集して經濟社會に擾亂を惹起するの慨なきに於ては何そ故らに外債を募集し外國人に利子の支拂を爲すの必要あらんや故に戰費は內債に依るの危險ある場合に限りて外債を募集すへきものなりとす

次に內國に於て實際資本を吸收する所の國債か經濟上に如何なる影響を及すかを研究せん內國に於て募集する所の國債は其利息歩合に由りて大に趣を異にするものにして通常其初に於ては尋常の利息歩合を以て募集するを得へしと雖も次に募集するに當りては必す尋常より高き利息を付するに非されは資金を得ると能はす而して若し更に募集の必要あるに於ては大に高き利息を付せさるへからす即ち國債の利息は募集額の多少に比例し又其經濟上に及ほす影響も漸次著しきに至るものなりとす左に其利息の高低に由りて經濟上に及ぼす影響を論せん

第一　尋常の利息を付して募集する場合

尋常の利息を付して募集する國債に在りては現在の經濟社會に何等の影響をも及ぼすとなきものなりとす何となれは之か募集に應する資金は其用途の未た定らすして之か需要を求めつゝある即ち當時の市場に剩餘の資金のみにして固定資本と爲り若くは其固定資本の運用に必要なる流動資本は毫も之か爲め吸收せらるゝとなし盖し固定資本若くは之に伴ふ流動資本は其用途既に定まり相當の利益を得つゝあるものなれは故らに之を割て格段利益を增加せさる國債の募集に應する者なく之か募集に應する者は當時の產業に必要ならさる浮動資本なるか故に經濟市場に何等の影響を及ほさゝるや明なりとす然も若し其產業社會にして將に膨張せんとするの氣運に向へる時に在ては後來の發達を阻礙せさるとなきに非す何となれは今や將に擴張せんとする事業は當時の經濟市場に必要ならさる即ち浮動資本を以て擴張せんと企てたるものなれとも國債の爲めに既に之を奪はれたるか故に再ひ浮動資本の生する迄は擴張を企圖すると能はされはなり故に此種の國債は當時

の經濟社會に對しては毫も影響を與ふることなく唯將來擴張せんとする產業を阻礙するの恐れあるものなりとす

第二　高利を付して募集する場合

國債の募集愈々增加して政府は尋常の利息を以て募集を爲すこと能はさるに至れは己むを得す尋常以上の高利を付するか若くは額面以下に國債を賣出し市場の資金を誘引せさるへからす此時に至れは經濟社會は必す國債の影響を蒙るものにして金利騰貴し多少產業の運轉を阻礙するの恐れなきに非す何となれは普通產業家は事業運轉に要する流動資本を自から所有する者少く多くは借入金を以て運轉するか故に若し政府か尋常以上の高利を以て國債を募集せんか市場の資金は利益多くして信用鞏固なる國債に流入するに至るは必然の勢にして產業家か資金を得んとするには國債の利息以上を支拂ふことを約束せさるへからさるを以て利息歩合は騰貴せさるを得す既に市場の利息にして騰貴せんか產業家は騰貴したる利息歩合丈け從前より利益を減すへきか故に高利の資金を借入れて事業を運轉するに於ては相當の利潤をも收むること能はさる事業は金利の下落迄之を廢止し或は其固定資本たる工場機械を賣却し既に製造したる物品も之を賣拂ひて國債の募集に應しそれか爲めに損する所は他日國債の價格騰貴したる場合に償はんとする者を生し產業の一部分は中止若くは廢止して其勞働者も亦職を失ひ經濟社會は多少の弊害を被らさるを得す然とも未た中止に至らさる產業に在りては金利騰貴し資本を得ること困難と爲り從來より利潤を減するの恐れあるより卽ち產業者の精勵心を增し生產額を增加するとなきに非す米國南北戰爭の時に當りて農業の大改良は實に此精勵心の增加したる結果にして當時五十萬八餘の農民は皆戰爭の爲めに出役して大に農作者の數を減少したれとも農產物の需要は毫も從前に異らされは玆に勞力を省略する機械の必要を生し一八六一年には農業機械の特許出願數は三百五十件一八六三年には五百〇二件に增加せり斯の如く產業者の精勵心は實に意外の好結果を得るものなりとす此場合に於ては多少經濟上に影響を及ほすとなきに非すと雖も未た甚しき擾亂を釀すか如き恐れ非さるなり

第三　非常の高利を以て募集する場合

高利の國債を以て資金を得ること能はさる時に當り政府か尙ほ國內市場に募集せんとするには更に大に高利を付して資金を誘引せさるへからす此時に至れは市場の金利は非常の上騰を來し國內多數の產業は如此高利の資金を以てしては利潤の大

半を減損するか故に中止廢棄等相繼て起り勞働者は其職を失し産業社會は非常の慘狀を呈し資本は多く政府に吸收せられ從來其資本を生產的に運用したる者は政府の國債支拂に依て食する遊怠不生產的の徒と化し政府の歲出は益々增加して收入すへき財源は減少し遂に財源涸渴の弊に陷るに至る故に非常の高利を以て國債を募集するは財政上最も避くへきとにして非常の高利を付するに非されは資金を得ると能はさる場合に迫らは宜く之を外國市場に募集して內國經濟社會の擾亂を來さゝるとに注意せさるへからす而して外債募集に於て「コンドセ」氏の如きは利息を外人に支拂ふものなりとて大に嫌忌すと雖も外債は決して久しく外人の手に止まるものに非す其經濟にして回復するに至れは內國人は外國の債券よりも寧ろ內國の國債を望むは人の常情なるか政に漸次之を回收して內國人の所有に歸するものにして佛國か普佛戰爭の爲めに募集したる國債の大部分は外人の爲めに所有せられたりしと雖も爾後數年ならすして漸次本國に復歸し伊國に於ても建國の當時戰費及ひ內政の刷新の爲めに巨額の國債を募集し其募集の時より凡そ十ヶ年間國債總額の三分の二は外人の所有に屬せしと雖も一八七七年に至り外人の所有は僅に四分一乃至五分一に減せり北米合衆國に於ける國債も亦之と同一の狀況を呈し

一八七一年凡そ八億弗乃至十億弗の國債を外人に所有せられ年々五千萬乃至六千萬弗の利子を外國に支拂ひたりしと雖も一八七八年には其六分の五を內國に回收し利子として外國に支拂ひたる額は僅に千二百萬弗に過きさるに至れり由是觀之外債は外國人に利子を支拂ふとの憂ひは格段意に介するに足らさるものなるを知るへし

國債の經濟上に及ほす影響は略ほ以上述ふる如く市場より資本を吸收する額の多少に由りて其結果を異にするものなれは決して總括的に國債の經濟上に及ほす影響を論斷すると能はす產業社會に於て未た必要の起らさる浮動資本を募集する間は經濟上に何等の影響なしと雖も其額愈々增加するに從て產業上に必須の流動資本を吸收し金利を騰貴し產業を萎靡し國庫の財政を涸渴するに至るへきか故に市場の狀況に顧て國債募集額の限度を查定し尙ほ其以上募集の必要あるに於ては即ち外債に依るへきものなりとす而して其限度とは幾何の程度を指すか是れ甚た曖昧なるか如くなれとも各其國の經濟組織及ひ發達の程度に由て異らさるを得さるか故に理論上より之を說かんとすれは唯た經濟界に擾亂を來たすに至らさる程度を以て限度なりと云ふの外なく之を考察して其處理宜しきを得ると否とは一に當路者の才幹技倆に存す

るか故に此點を明察するは財政家の最も心を勞する所なりとす

第四節　社會上の弊害を辯明す

社會上より國債の被る所の非難は國民の內に國債償還の義務を負擔する者と其支拂を受くる者の二階級を生し偸安坐食の弊風を誘起し貧富の懸隔をして益々永續せしむるものなりと云ふに在り然れとも是等の弊害は適當なる方法を以てすれは必しも救正し難きに非す即ち國債額面を少額にして之を發行し少額の餘裕ある者をして之か募集に應せしむるに在り斯の如くすれは之を所有する者は多數の人民にして是等の人民は償還の義務者にして又同時に支拂を受くる者たるを得へし加之少額面の國債を發行して多數の人民か應募の途を開くは人民の貯蓄心を奬勵し中流以下の人民をして其位地を高むるに容易ならしめ却て社會改良の一端たるを得へし從來極端なる社會論者は貧富の懸隔を嫌忌するの極財產は須らく共有ならさるへからすとの議論を爲す者あるに至れり然れとも是れ單に事物の一端を窺ひ全局を顧るの明なきより起る謬見にして共產主義の如きは人類をして亞弗利加蠻人の群に陷れ動物と相去る遠からさる位地に安せしめんとするものにして余輩か前段に於て屢々論難したる

所なりとす然れとも貧富の懸隔甚しきは決して健全なる社會の狀態と云ふと能はさるか故に奇矯過激の偏見に陷らす正當溫和の方法を以て之か救濟を計るは蓋し緊要のことなりと云ふへし而して之を救正する所の最も正當溫和なる方法は即ち人民の貯蓄心を奬勵するに在り社會主義の論者は往々富者の財產を削減沒收せんことを努むと雖も節儉勉勵の結果得たる所の財產を沒收するは尙は善を爲す者を罰すると同一にして悖理不法の甚しきものと謂はさるを得す然るに人民の貯蓄心を奬勵するに於ては尊重すへき美德を普及せしむると同時に貯蓄に依て財產を得人民は其位地を高むるか故に富の分配は期せすして均衡を得社會は健全なる發達を遂くるを得へし故に社會改良の最も良好なる方法は貯蓄の奬勵に在りと謂ふへし而して其貯蓄心を奬勵するの法は先つ危險なくして相當の利益ある方法を授くるに在り現今文明各國の政府に於て小額の貯金を管理する所以のものは畢竟此目的に出たるものにして社會改良は實に政府の重要なる一職務なるを以て幾多の煩勞を厭はす之を行ふに至れり然り而して少額面の國債發行は此貯金事務と同一の效驗を現はすものにして國債所有は總ての財產の內最も安全なるものなるか故に屢々現金を引出すの必要なき者に在りては貯金よりも寧ろ國債募集に應するを以て得策なりとす且又國債の所有は自か

ら所有者の品性を高め愛國心を益々盛ならしめ從て勤勉貯蓄の趣味を愈々增加せしむるものなるか故に政府は國債を募集するに當りては宜く額面を少額にし又其拂込の度數を多くし可成的細民をして應募を容易ならしむへきものなりとす如此すれは當に社會政策に合するのみならす經濟上よりするも藏蓄若くは浪費となるへき資本を活用するか故に產業上に必要なる流動資本を奪ふて經濟の發達を害するの恐れなく所謂一擧兩得の策と謂ふへし佛國か一八七三年に募集したる三十億法の國債は最も此點に注意して額面を百法とし之を八十四法五十四法五十「サンチーム」を保證拂として殘りは三法五十「サンチーム」つゝ二十回に拂込ませしめたり如此額面小額にして又拂込の便利ありしか故に細民に在りても節約を行ふて之か募集に應したる者甚た多く大に貯蓄心を奬勵することを得たり而して國債所有者の數を見るに一八七〇年より一八七六年迄の間佛國の國債額は二倍の增加に對して所有者の數は四倍の增加を爲し一八七六年に於ては四百四十万四千七百六十三人の多數に達せり如此國債は政府の處置宜きを得るに於ては貯蓄心を奬勵し細民の位置を高め却て社會組織を健全ならしむることを得へきか故に社會上の弊害は必しも憂ふるに足らさるものなりとす然るに或る論者は之を非難して曰く國債所有者の一般に增加するは決して喜ふへき現象に非す何となれは之か取扱の爲めに政府の要する經費を增加するのみならす政治家若くは政黨に國債所有者を利用するの便を與ふるものにして現に佛國に於ては政府は國債所有者の投票を失はんことを恐れて國債借換を斷行せさりしとありたりと爲せり論者の言の如く國債額面を少額になすに於ては取扱上の經費を增加するに相違なしと雖も其發行より起る社會上の弊害を救正するか爲めには素より多少の手數と經費とは忍はさるを得す又佛國に於ては實際此事なきに非さりしと雖も畢竟國民か財政上の知識に乏しく租稅を上納するも利息として支拂を受くるか故に恰も右手に出して左手に取ると同しく毫も損失するとなしと妄信して高率の利息を付せる國債を存するの不利を悟らさりしに由るものにして如此愚擧は國民の財政知識漸次發達するに至れは決して憂ふへきに非す左れは國債か社會上に及ほす所の弊害は細民に應募の便を與ふるに於ては庶幾は之を救濟することを得ん

上來說述したる所を以て是を見れは國債に伴ふ種々の弊害なきに非すと雖も凡そ百般の事物に於て一利一害は數の免れさる所にして殊に國債の如き一國の財政上に偉大なる利益を與ふるものに在りては其措置一步を誤らは之に伴ふて恐るへき弊害の起るは自然の數なりとす然れとも其弊害は決して不可避のものに非すして國債の性

質、募集額の多寡、經濟上の事情とに顧みて其處理を誤らさるに於ては能く國債の利益を收め弊害を生するとなくして收支適合の目的を達するを得へし故に其處理を過ちたるより起る所の結果を見て直ちに國債本來の性質なりと誤認し一概に之を排斥せんとするか如きは未た國債の眞正なる性質を解せさる僻論たるを免れさるなり

第五章　國債募集の塲合を論ず

國債募集の塲合は甚た多くして一々枚擧に遑あらす一言以て之を蔽はゝ唯收入支出の均衡を得す不足を生したる塲合なりと謂ふを得へしと雖も其募集には先きに述へたるか如く幾多の危險伴ふものなるか故に是等の危險を避け弊害を免れんとするには最も國債の募募を愼み實際已むを得さる場合の外可成的之を避けさるへからす而して如何なる塲合に於ては國債を募集し如何なる塲合に於ては之を避くへきかは是れ本章に於て將に論せんとする所のものなり

國債募集の塲合は之を大別すれは第一財政整理の爲めにする塲合第二不時の費用に充つる塲合第三起業の爲めにする塲合の三種に區分するとを得へし以下此區分に從ひ之を論せん

第一節　財政整理の爲めにする塲合

財政整理には平時の塲合と臨時の塲合の二あり平時の塲合とは不時の出來事なき平時豫算より歳入の不足し若くは歳出の超過したる塲合にして臨時の塲合とは政治上の更革若くは重大なる國事の起りて財政刷新の必要生したる塲合を云ふ

平時の場合に於ても國庫は支出と收入と其時期常に相合して收入せる金額を以て漸次支出を行ふか如きは到底望むへきことに非す或は會計年度の初めに於て收入の未た國庫に入らさるに前きたち巨額の支出を要する事なきに非す此時に當りて若し政府か之を支出するの途なくんは收入の時期迄手を拱して緊急の政務を放棄せさるを得さるか故に政務の運轉を阻礙し甚しき危險を被らさるを得す故に各國政府は孰れも如此塲合に於ては短期國債即ち大藏省證券なるものを三ヶ月六ヶ月若くは九ヶ月の期限を以て發行し漸次國庫に入り來る收入を以て之を償還し其年度内の歳入を以て之を支辨し以て收支の均衡を紊らす行政の阻礙を防遏せり是等の國債は實際政務の執行上已むを得さるものにして決して非難すへきに非す

又會計年度の終りに於て歳出の歳入に超過して歳計に不足を生するとあり是れ決し

て怪むへきに非す盖し豫算は其文字の示すか如く未來を推測して算定したるものなれは如何なる豫想以外の事情の爲めに不足を生するやも測るへからす故に經濟上の變動の爲めに租稅額を減し若くは物價騰貴新法律施行或は其他の事情の爲めに政費を增加するに於ては財政は其均衡を失するに至る斯の如き場合に當りても亦其不足を補充する爲めに一時短期の國債を起すは不可なきに非すと雖も佛國の如く年々國債を以て歲計の不足に充つるか如きは財政の基礎を脆弱にし紊亂の基を爲すものにして斯の如き一時姑息策に依るに於ては不知不識の間に漸次歲出を膨大し節約の念を失ふて募集額は際限なき增加を爲すを免れす故に若し永久に涉りて歲入增加の見込なきか若くは歲出額の減少すへき見込なきに於ては須らく增稅するか或は新稅を設けて其年度內の支出は年度內の收入を以て支辨するの途を講せさるへからす財政整理の臨時の場合とは財政上の大革新を行ひ從來政府の義務に屬したるものゝ整理を爲し健全なる財政の基礎を立つるに當りて要する費用にして例之は我邦に於て維新の大業成り各藩皆其藩籍の奉還を爲すや政府は從來各藩の起したる負債を引受け藩債を改めて明治六年三月新舊公債條合を發布し又家祿奉還者に對して力食の途を與ふる爲めに金祿公債を起したるか如きは即ち是等の場合にして政府の基礎を堅

うし其威信を保つか爲めに必須の策と謂ふへし

第二節　不時の費用に充つる場合

戰爭饑饉洪水等不意に事件の起るに當りては之に處する爲に政府は瞬間に資金を得るの必要起ることあり如此場合に於ては政府は國債を募集するの外他に應急の策を見出すと能はす何となれは新稅を賦課して收入を增加せんとするか如きは甚た迂遠の策にして到底過急の必要に應すると能はさるものにして現に米國に於て一八一二年軍費に充つるか爲めに設けたる租稅は爾來二ケ年を經て始めて收入を增加し來り其收入の增加せる時には既に支出の急を經過したる後に屬せり又南北戰爭に當りて設けたる消費稅も之と同一にして一八六四年四月一日に至る前四年間此稅の總收入額は三億一千四百萬弗なりしか爾後四ケ年間の收入は九億六千七百萬弗に達せり如此新稅を設置して收入を得る迄には多くの年月を要するものなるか故に到底至急の用に供すると能はさるなり盖し租稅法に依るも若し良好なる財源ありて現在の稅率を大に增加し得るに於ては新稅設置の如く其收入遲緩ならすと雖も何れの國に於ても現在の稅率を遽かに非常の增加を爲し得るか如きものなし論者或は英國所得稅の美を

盛に稱揚し須らく之に摸倣すへきことを唱道すと雖も英國の所得稅か能く重稅に堪へ又其收入巨額なるは余か租稅篇に於て詳論したるか如く英國特殊の長所あるに由るものにして卽ち其重なる特點は第一英國人民の特性として財產の多きを誇るの傾ありて藏匿隱蔽の如きは破廉恥卑劣の手段として之を擯斥するか故に從て詐僞の申告なきを得ると第二貧富の割合大に懸隔し富の大部分は富豪の爲に占有せらるゝを以て課稅點以下に於て免除となるへき富の額少く能く重稅に堪へ第三英國の富の裕かなる今日實に經濟界の覇權を握りつゝあるの有樣なるを以て從て各個人の所得高も巨額にして平時其稅率は甚た輕きに拘はらす尙ほ收入額は遙かに他國に超過せり如此英國の所得稅は他國の企及すへからさる種々の特點を有するか故に平時其稅率を割合に輕減し一朝有事の日は之を增加するに於ては格段徵收上の手數經費を增加すること無くして增率に比例して收入額を增加し而かも其財源は各人所得の一部を割くに過さるか故に有事の日奉公の義務は臣民の甘諾する所なれは不平擾亂の憂なく又產業上にも甚しき影響を與ふることなし是れ英國か彼の「クリミヤ」戰爭の時に當りて所得稅の收入か一倍四割餘の增加を爲したる所以にして他國に於ては假令英國の財政法に摸倣するも如此結果を得ること能はさるや明なりとす故に一朝不時の經費を支辨するに當りては國債の力を藉るの外なく若し多少稅率を增加し得へき財源あるに於ては國債を募集すると同時に之を增稅して財政の處理を誤らさることを期せさるへからす而して英國政府か「クリミヤ」戰爭に於ける財政策は先きにも述へたるか如く當初悉く租稅の增徵に依るの目的を以て所得稅及ひ麥酒稅其他の間稅を增徵したりしと雖も尙ほ軍費の急に應すること能はすして先つ短期の大藏省證券を發行したりしか其期限の短きか爲めに之に應する者少くして遂に長期の國債に依賴したるに依りて見れは不時の費用は英國の如き國柄に於ても亦國債に依賴するは實に已むを得さるものなりと謂ふへし然るに茲に此種の經費を支辨するに非常準備なる一法ありて平時準備金を積立て一朝有事の日は之を以て其經費に充つるものにして獨逸の如きは今日現に此法を採用して巨万の蓄積を爲せり然れとも此法は財政上拙策の甚しきものにして決して採用すへきものに非す其詳細は次章に於て之を細論せん

第三節　起業の爲めにする場合

公共の福利を增進する爲めに起す所の事業例之は鐵道の敷設、運河の開鑿の如き事業は何人をして之に當らしむへきものなるかは國に由りて其主義を異にし佛獨等歐洲

大陸諸國は多くは之を以て國家の事業と爲し之に反して米國に於ては政府か是等有利の事業に從事するは人民か營利の自由を束縛し政府本然の職務以外に出て徒に政府の權力を膨大するものなりとの理由を以て宜く之を各人の自由に放任すべきものなりと爲せり如此國に由て其主義を異にすと雖も是等の事業は特占的の性質を有し一に營利を目的とする私人に放任するに於ては公共の福利を蹂躙し國家の發達上に少からさる危害を及ぼすものにして現に米國の如きは放任主義の結果として鐵道か其國に及ぼす所の弊害は實に寒心すへきものあり故に特占的事業若くは人民の成す能はさるか又は成さしむへからさる事業は公共福利の爲めに政府自から之に當らさるへからさるとは余か前編官業の部に於て論究したるか如し

夫れ政府は其職務上時に大工事を起すの必要ありとせは之に要する所の經費は如何なる方法に依て得へきものなるか若し其工事にして徐々に進行し經常歳入の幾分を割きて之に充て歳入に餘裕なき場合には其餘裕を生する迄中止するとを得るものならんには別に資金を求むるの必要なしと雖も凡そ百般の工事に於て作業中途にして中止するに於ては既成の部分に破損を生し之を修覆するに非されは再ひ工事の進行を爲す能はさるか故に無益の經費を徒費するのみならす其竣功は何れの日にあるや

を期する能はさるか故に人民は其利便を享有すると能はすして空しく國家の進運を阻滯するを免れす故に公共の福利を增進し得へき事業は須らく速に其工事を完成し人民をして利澤に浴せしむへきものにして之か經費を支辨する爲めに一時人民の負擔を增加するとあるも其事業より受くる所の利澤を以て優に之を償ひ國家をして愈愈進運に導くとを得へし故に經常歳入の餘裕を以て經費に充つるか如きは緩漫姑息の拙策にして宜しく一時に之か經費を求めて事業の完成を期すへきものとす然らは其經費は租稅に依るへきかと云ふに國債に依頼するを以て策の得たるものなりとす何となれは一時に租稅を以て人民に重き負擔を被らしむるに於ては其經濟上に及ぼす影響は國債に比すれは遙かに激甚にして通常是等の場合に募集する國債に在りては未た經濟上に必要の起らさる浮動資本を吸收するに過きさるか故に經濟上に影響を及ぼすとなく又多少必要ある流動資本を吸收するとあるも幾分金利を上騰するに止まり甚しき擾亂を來たすものに非す然るに租稅に在りては各人收入の一部を犧牲に供せしむるものなるか故に其額にして增加すれは忽ち産業を衰靡し細民を飢渴に陷れ經濟上に恐るへき擾亂を惹起するを免れす故に租稅に依りて起業の經費を支辨せんとするは尚は虛弱者か賃金を得んとを望みて强て勞

役に從事し益々身体の衰弱を招致すると同一にして國債法は尚ほ一時他人より養生費を借入れ之を以て十分其身体を健全にし然る後勞働に從事して舊に倍する賃金を得之を以て其借用金を返濟すると毫も異らさるなり即ち起業の經費は先つ國債を募集して之を支辨し而して數年を期し漸次償還するを以て策の得たるものなりとす國債募集の場合は略ほ以上說述したる如く種々ありと雖も國債所理の方法に至りては毫も異るとなし

第六章　非常準備金を論す

收支適合法に第一租稅法第二非常準備法第三國債法の三箇の方法あるとは總論に於て述へたるか如し而して非常準備法とは平和の時代に積立金を爲し一朝有事の日の準備に充つるものにして經濟未た進歩せす從て財政未た發達せさりし時代に於ては今日の如く租稅增徵及ひ起債の便宜なかりしを以て此法は汎く一般に行はれ亞善に於ては「ペルシヤ」戰爭より「ペロポンチシヤ」戰爭に至る間に一万「ターレント」(凡そ一千百八十万圓)の準備金を積立て「アセデモニン」政府に於ても巨額の準備金を有し又歷山大王か「スザ」「イクバダナ」を征服するや「サイロス」王の時代より蓄積せし軍用金を略取せり

羅馬に於ても奴隷免役稅として身受金の二十分一の稅を課し其收入は之を屬國より納むる貢金と共に「サルタン」の殿堂に納め神聖不可侵のものとして非常の場合の外使用せさるものとし後世に至りても尚ほ「オーグスタス」「タイベリヲス」「ウエスパシヤン」等の帝王は大に準備金の積立てに勉めたり「マセドン」の如きも又非常に巨額の準備金を有したりしか羅馬の將軍「ポーロス、エミリオス」の爲めに其一部を畧取せられ其後羅馬との戰爭の爲めに之を消費せりと云ふ我邦に於ても世人の知るか如く豐臣秀吉は巨額の金塊を大坂城に貯蓄し非常準備に充てたりしか秀吉の死後豐臣家は內訌外患並ひ起り次第に準備金を消費するに及ひ德川家康は好機失ふへからすと爲し遂に豐臣家を仆して覇府を江戶に定め而して又子孫の安康長久を期する爲めに非常準備の法を採用し金法馬と稱する大なる分銅形の金塊を作り一代毎に之を一個つゝ後世に遺すことを遺訓したりしか其末路に及んで紀綱次第に頽廢し奢侈豪華の資に浪費したるもの甚た多し此の如く國家の未た幼稚なりし時代に於ては準備法は東西諸國か收支適合の唯一の方法にして實際之に依るの已むを得さるものありしと雖も今日に於ては殆と之を採用する國なく唯た普國及ひ丁抹に於て今尚ほ之を存するに過きす普國に於ては彼の有名なる「フレテリツキ」大王か八百七十万「ターレル」の積立を爲したる

より以來繼續して之に倣ひ一八七〇年佛國と戰ふて巨額の償金を得るや其內一億五千万法を割て之に充て一八七六年に於ては總額一億一千一百万弗に達し其內三千万弗は正金にして一千六百万弗は外國の有價證券を以てし六千五百万弗は鐵道株券を以てせり如此普國に於ては尙ほ巨額の準備金を所有すと雖も今日の如き國債の便ある時代に及んて昔日の遺策を墨守するは實に財政上憐むへき愚策にして求めて幾多の弊害を招致するものと云はさるを得す何となれは該法は第一政治上第二財政上第三經濟上に種々なる弊害の伴ふものなれはなり

第一　政治上の弊害

政治上恐るへき弊害は執政者をして執政上の戒心を緩弛せしめ準備金を濫用浪費するの弊に陷り行政部をして專斷放恣に傾かしむると是なり凡そ巨額の資金を眼前に堆積して之か使用を制するは人情の常として至難の事にして一個人に於ても目下有用ならさる巨額の資金を有するに於ては目前の情慾に惑ひ濫用の弊に陷るものなり左れは其準備金を失ふも自家の利害には何等の關係なき執政者か濫費を行ふは決して怪むへきに非す或は不急の事業を起し若くは無謀の戰端を開始するに至るものにして行政部に巨額の資金を托するは尙ほ之に手足を與へて行動の自由を許したると同一なれは其權力を強大にし輿論を輕視し專橫に走るは勢ひ免れ難き所なりと云ふへし而して一度執政者の野心に驅られて人民の意思に反する戰端を開始するか如きとあらんか準備金を以て軍費の總額を償ふと能はすして軍費追加を議會に求むるに至るも既に一旦戰爭の破裂する以上は一國の体面として飽迄之を遂行せさるを得さるか故に人民か行政部の施政監視は其時機を失ひ空しく國民の意思に反する行ひに對して幇助を與ふるの已むを得さるに至るものなり是れ實に政治上最も恐るへき危險なりと謂ふへし

第二　財政上の弊害

不時の費用に備ふる準備金は正貨を以て之に充つるを以て最も便利と爲すと雖も正貨を空しく庫底に埋藏するは甚た不得策にして若し之を市場に放出するに於ては生產の元資と爲り產業を助け經濟の進步に資すると得へきのみならす而かも政府は之より利息を收むることを得へし然れとも一度之を市場に放下せんか一朝必要の起るに當りて非常準備金たるの効を奏すると能はさるを以て已を得す空しく利息を損して活物を死物に置くの損失は到底免る能はさるなり茲に於て多少此弊害を救ふ方法として一部は正貨を以てし一部は有價證券を以てする方法を案出し

普國の如きは先きに示したるか如く總準備金の十分の七以上は有價證券を以てせり然れとも是れ又徒勞無益にして經費必要の場合に於ては之を市場に賣却して流動資本を得さるへからさるか故に國債を募集すると其手數煩勞及ひ經濟市場に及ほす影響は毫も異るとなし尤も其有價證券にして外國市場に賣却するとを得る性質のものならんには內國の經濟市場を擾亂するの憂なきを得へしと雖も準備法は其準備の物件の正貨たると有價證券たるとを問はす根本的に財政上大に非難すへきものあり即ち若し準備金を以て永久財政策と爲すに於ては必要のとき起りて從來積立たる準備金を消費するに於ては必す又直ちに積立を爲さゝるへからす而して其積立を爲すは租稅の增徵に依るの外なきか故に結局人民の負擔を重ふするものにして既に負擔を增加するの必要あるに於ては有事の日國債を募集し之を償還する爲めに租稅の增徵を要すると同一なるのみならす却て準備金を有せる時に在りては其利息を以て政費の補助に充てたるも準備金を消費して此財源を失ふに於ては積立て並に普通政費の補充の爲に租稅を課せさるへからさる必要起るに至るへし則ち準備法の特色利益は一も之を見出す能はさるなり論者或は曰く租稅を增徵して積立金を爲すは實際不得策なりと雖も若し普國か償金を以て之に充てたるか如く不時の收入ある場合に於ては宜く之を貯藏して非常の費用に備ふへしと然れとも是れ亦決して是認すると能はす何となれは巨額の資金を目前に堆積するは浪費の媒介たると右に述へたる如くなるか故に若し不時の收入を得るに於ては國債の償還、惡稅の廢止、產業敎育の奬勵、軍備の充實等總て國家の基礎を鞏固にし愈々其發達進步を速ならしむへき方向に用ゆへきものなりとす

第三　經濟上の弊害

準備を以て永久の財政策と爲すに於ては租稅の增徵に依らさるへからさるとは右に述へたるか如し而して租稅の增徵は啻に財政上非難すへきものなるのみならす其經濟上に及ほす結果は尙ほ强壯の身體を有する者に對して勞働の自由を束縛すると毫も異るとなし何となれは若し資本を租稅として政府に徵收せすして之を人民の手中に置くに於ては必要なる產業上の資本に使用せられ產業進步し國富增進して國力益々充實するに至るへきか故に一朝有事の日に當りては租稅の增加國債の募集は甚た容易にして財政は其基礎大に鞏固なるを得へし然るに政府か此必要なる資本を人民より奪ふに於ては經濟自然の發達を阻礙し國力の增進を抑制するを

免れす加之準備金は活物を死物に化するの損失あるに止まらす年々徴収する正貨を庫底に埋藏し一國通貨の額を減少するか故に自然物價の騰貴を來し金利を上騰し貨幣制度の上にも直接の危害を及ほすを免れす而して若し此弊害を除くか爲に政府か其準備金を以て利殖の途に用ゆるに於ては必要の場合に臨んて急速の用を辨する能はすして非常準備の目的を失ふに至る即ち是等の弊害は到底該法に伴ふて避くへからさるものなりと云ふへし

由是觀之巨額の積立金を爲して非常に備ふるか如きは古代經濟及ひ財政の未た甚た幼稚にして租稅及ひ國債の力を藉ること能はさりし時代に於てのみ已むを得さる策として用ゆへきものにして今日の如く政府は或る程度迄は租稅の增徵を爲すを得へく又信用を利用して容易に負債を起すを得へき時代に於て此の如き舊法を墨守し一國經濟上に少からさる障礙を與へなから尙ほ強て恐るへき危險の伴ふ準備法に依らんとするか如きは財政上の至愚是より甚しきは非さるへし故に余輩か切望する非常準備法は如此有害無益の手段を弄して國庫に巨額の積立金を設けんよりは寧ろ國民各個の嚢中に準備金の積立を爲さしむるに在り換言すれは各人をして資本を利用して產業の隆盛に勉め富の增進を計らしむるに在り是最も安全にして弊害なき準備法に

して既に各人の富增加せんか一朝經費の必要起るに至れは政府は租稅に依るも將た又國債に依るも容易に臨時の必要に應することを得へけれはなり

第七章　國債と租稅の關係を論す

三種の收支適合法の內に於て非常準備法の決して今日採用すへきものに非さることは前章に論したるか如し故に本章に於て國債と租稅との關係に就て少しく論する所あらんとす

國債を以て臨時の費用を支辨するは現世の人か其恩惠のみを享有して苦痛を子孫に遺す不義の行爲なりとは從來國債か常に被れる非難なれとも此非難の誤れることは既に前章に詳論したり然と雖も若し租稅を以て十分に之を支辨することを得て格段弊害を生せさるに於ては强て負擔を後日に送るの必要なしと謂はさるを得す然るに如何せん單純なる租稅法は實際上到底行ふ能はさるものにして現に國債の發達以來既に一世紀を經過せりと雖も其間未た嘗て巨額の經費を支辨するに租稅のみを以てせる場合は一も之を見出すこと能はす千載一遇なる「クリミヤ」戰爭に於ける英國の財政すら尙ほ且つ遂に其目的を達すること能はさりしは既に論したるか如し然れとも是素と當

然のとにして決して怪むに足らす元來人民の納稅力には一定の制限ありて其制限以上の徵稅を爲すに於ては弊害百出するを免れさるか故に政府か遽かに重稅を賦課し短日月にして其經費を補はんとするか如きは到底行ひ得るものに非さるなり今之を統計上より立證せんに普佛戰爭の時に當り佛國經費の總額は實に百十四億七千一百万法の巨額に上りたりしか當時佛國の財產總額を一千億法なりとすれは三ケ年間財產の一割四分餘は消費せるに當りたるものなり又北米合衆國か南北戰爭の時に於ても其費用は實に巨大にして一八六二年戰費は內國生產額の五分の一に當り一八六五年には總生產の二割七分に當れり斯の如く巨額の經費を若し一時に租稅に依りて徵收せんか百般の產業は重稅の爲めに殆と利潤の全部を剝奪せらるへきか故に一般產業は悉く廢滅して勞働者は職を離れ單に政府怨の中心となるに止まらす租稅の由て出つる財源を涸渴するに至るや明にして單純なる租稅法は收入を得るの法に非すして寧ろ收入を涸渴する方法なりと云はさるを得す然らは一朝巨額の經費を要するに當ては一に國債に依賴すへきものなるかと云ふに單純なる國債法も亦決して最良なるものに非す何となれは今世の經費にして其耐へ難き部分は之を後世に負擔せしむるは非難すへきに非すと雖も其能く耐へ得らるゝ者迄之を負擔せさるは尙ほ父か借用金の返濟に充つへき資金を有しなから之を浪費し返濟の義務は都て之を子孫に負はしむると一般實に不條理の甚しきものなれはなり而して單純なる租稅法の到底行ふ能はす又行ふへからさるものなるとは右に述へたる如しと雖も或る程度迄は決して租稅の增徵困難なるものに非す其增徵の程度如何は大に其國の財政制度及び經濟の狀態に由りて差別ありと雖も一朝非常なる出來事の起るに及んで若し執政者の處置にして民心を失はさるに於ては多少負擔の增加を來すへきは皆各人の豫期する所にして殊に國家の榮辱隆替に關する戰爭等の場合に於ては人民の敵愾心は旺盛を極め甘して財產の一部を犧牲にし勤儉己れを持し專ら產業に精勵して滿足なる戰局を收めんことを熱望するか故に斯の如き場合に於ける增稅は平時よりも甚た容易にして人民に不平なく產業上に及ほす影響も亦た少きを得へし現に英國に於て平時所得稅の賦課は常に世論の非難を被る所なれとも「クリミヤ」戰爭の爲めに其稅率を增加したる際に於ては人民は甘んして之を納稅し又先きに述へたる米國か南北戰爭の際に農業機械に長足の進步を爲したる例は以て如何に人民か產業に精勵するかを證するに足るへし故に非常の場合に於ても或る程度迄增稅は必要にして其程度を超ゆるに於ては人民の精勵心を銷殺し產業社會に恐るへき弊害を流布するか故に財政の局

に當る者は最も此の點に留意せさるへからす

如此單純なる國債策は啻に不條理なるのみならす實際租稅に依ることを得へき便宜あるに拘はらす之を棄てゝ國債に依るは政府は好んて損失を招くものなりと謂ふへし即ち租稅に在ては後來償還の義務なしと雖も國債に在りては元金を償還するのみならす年々其利息を支拂はさるへからす故に利息の全部は全く政府の損失に歸し徒に人民の負擔を增加するものなりと云はさるを得す佛國政府は此の點に於て常に拙劣なる策に依り「クリミヤ」戰爭の時に當りては却て一時二三の租稅を輕減し全然國債に依頼し前後合して二十二億百五十萬法の國債を募集して實收高十八億八千二百七十萬法を得之か爲めに年々七千百二十萬法餘の利息を負擔せり然るに當時佛國の事情租稅の增徵を許さゝりしかと云ふに決して然らす其方法宜きを得れは優に八億三千萬法餘の租稅を增徵することを得たるか故に國債は十億法迄の募集を行はすして戰費の支辨を爲し年々二千萬法以上の利息を損失せさることを得へかりしなり而して伊太利戰爭及ひ普佛戰爭等に於ても亦之と同一の失敗に陷りたりしか故に今日に至る迄佛國人民か無益の負擔を爲したる額は決して少額に非さるなり

加之戰費支辨の爲めに單純なる國債策は之を行ふと甚た危險にして往々政府の信用を失墜し爲めに財政の基礎を動搖するの恐れあるものなりとす何となれは戰爭の開始は一國產業社會に危惧の念を抱かしむるものにして交戰の爲めに如何なる擾亂を惹起するや測り難きか故に人民は皆其資本を藏して容易に之を手離すことを肯せす從來放下したる事業に對しても尙ほ之を緊縮して豫め警戒を加ふるを常とするか故に其他の新方面に資本を放つか如きは尙ほ更に爲さゝる所なりとす然らは若し如此場合に當りて政府か國債の發行を爲さんか種々の特典利益を與へて資本を誘引するに非されは人民は容易に之に應せさるか故に國債發行の時機としては最も政府の不利なる場合なりと云ふへし尤も是に由て政府は其要する資金を得るに於ては尙ほ損失少しと雖も一朝其誘引にして人民の資金を引出すの力なく豫定の資金を得ると能はさらんか之か爲めに政府の信用は忽ち失墜して第二期の募集は更に一層の不結果を來すや明にして三期四期募集の金額を重ぬるに從て益々其不始末を甚たしからしめ政府の信用は愈々失墜して遂には全く國債に應する者なきに至るを免れす事既に茲に及へは租稅增徵の如きは到底巨額なる經費の必要に應する能はさるのみならす戰爭開始の當初とは大に人心の傾向を異にするか故に其徵收亦非常に困難にして人民の不平擾亂を惹起し易く財政は益々紊亂を來し國家の基礎は大に危險に瀕せさるを得

す是れ米國政府か屢々實驗せる所にして彼の一八一二年及ひ一八六一年の軍事財政は當初國債策に依るの目的なりしか先つ第一期の募集に於て蹉躓したるより爾後募集の度數を重ぬるに從て其不始末は愈々甚たしく財政は紊亂して亦收拾すると能はさるに至りたり然れとも幸にして戰爭は其後幾くもなくして終局を告けたるを以て始めて蘇生することを得たりしと雖も若し不幸にして尙ほ爭鬪二三年の永きに渉らは如何なる慘狀に遭遇したるや測るへからさるなり然るに租稅の增徵は是等の場合に於て能く國債の募集を容易にし政府の信用を保持して財政の安固を保つことを得るものにして先つ人心の奮興に乘して租稅を增徵し尙ほ其上に租稅の增徵一步を進むれは產業上に恐るへき結果を現はさんとする際に於て國債の募集に着手せんか人民は今日より一層重き租稅は到底堪ふると能はさるか故に國債の募集に應して戰費を供給せんとし之に資本を放下することを厭はさるか故に政府は多くの特典を付與せさるも國債を募集して豫定の收入を得て信用は毫も失墜の恐れなきを得へし而して國債の額愈々增加して內國の市場か十分之に應すると能はさる場合に至らは之を外國市場に仰くも其信用損せさるか故に何等の困難を感することなくして資本の供給は綽々として餘裕あるを得へく財政の基礎は安寧鞏固にして假令戰爭數年の永きに渉るも十分に其目的を達して圓滿なる結果を收むることを得へし左れは單純なる國債法は財政の運用上甚た危險にして必す租稅法と共に併行せさるへからさるものなるや明なり

以上述ふる所を以て單純なる租稅法及ひ單純なる國債法の到底採用すへきものに非すして須らく是等二法を併せ行はさるへからさる理由明なりと雖も之を實行する順序方法に就き一層之を明瞭にせんとす

非常の場合に當りて租稅を增徵せんとするには必す平時に於て之か準備を爲さゝるへからす而して平時の準備は租稅の稅率を最高率に進めすして膨張すへき餘地を存せしむるに在り然らされは一朝非常の場合に當りて租稅を增加せんとするには必す新稅に依らさるを得す然るに新稅の設置は甚た困難なる事業にして第一。人民の感情を害し易く第二。政府は多くの手數と費用とを要し第三。其收入遲緩にして急速の必要に應する能はす第四。從來經驗なきものなるのみならす殊に如此事變の起れる場合に當りては果して豫定の收入を得へきや否や甚た不安心にして若し豫定の收入を得ると能はさらんか忽ち財政破綻の基たるに至るへし如此新稅の設置は種々の缺點あるか故に租稅の增徵は必す舊稅の增率に據るへきものにして舊稅增率に在りては其收

入は迅速にして手數費用を要すること少く又從來の經驗に徵し增率に依りて幾何の收入を增加するを得へきかは略ぼ明なるか故に財政上に多くの不足を來すか如き憂ひなきを得へし然れとも新稅の設置は必しも絕對的に不可なるものに非す若し收入を增加するを得へき好財源あるに於ては强ち委棄すへきに非すと雖も危急の場合に當りて遽かに巨額の收入を得へき良好なる財源は租稅の發達せる邦國に於ては殆と有り得へからさるか故に舊稅の增率は租稅法の一般原則なりと謂ふへし

增率に依りて收入の增加を計るも舊稅の稅率は決して無限に增加し得へきものに非す一定の程度を超るに於ては忽ち却て財源を涸渇し產業上に恐るへき害毒を流布するか故に此時に於ては先つ短期の國債を募集すへきものなりとす而して茲に一言增率の一定の程度とは如何なるものを指すかを說明せさるへからす重稅の兆候に就ては既に租稅篇に於て示したるか故に再ひ詳說するの要なしと雖とも增率の割合に收入を增加せす或は產業衰退の徵候を呈し人民は頻りに貯金預金を引出すの傾あるに於ては既に其程度を超えたるに因るものなるか故に此の如き徵候あるに於ては速かに短期國債を發行し五ヶ年若くは六ヶ年を以て償還を期すへきものなりとす然れとも短期の國債に在りては人民之か募集に應するも幾くもなくして直ちに償還せらるるか故に之に應する者僅少にして「クリミヤ」戰爭の時に當り英國政府は大藏省證券を三ヶ年乃至五ヶ年の短期國債に借換を爲さんとし七百万磅を募集したるに對して僅九十七萬磅を得たるに過きす故に短期國債を以て資金を吸收すること能はさるに至らは須らく長期の國債を起さゝるへからす長期の國債は其償還永年を期し應募者は安んして利息の支拂を受け或は生計上の固定財產と爲し或は資本運轉の利器と爲すことを得へきか故に獨り內國人のみならす外國人も亦之か募集に應し國家の信用にして鞏固ならんには佛國か三十億國債に於けるか如き盛況を得へけれはなり

以上主として戰爭の場合に就きて論したりと雖も戰爭以外に平時政府か臨時の費用を要する時例之は土木事業の爲に資金を要する場合に於ては大に之と趣を異にし全然國債法に依り浮金を吸收して之に充つるを以て得策なりとす何となれは是等の事業は戰爭の如く痛切に人民の利害に關係するものに非す從て一層產業に精勵して收入の一部を國家の爲に犧牲に供せんとするの念起らさるか故に增稅は一般人民の肯せさる所にして不平反抗を惹起し到底十分なる經費を得る能はさるのみならす實際經濟上より論するも甚た不利益なるものなれはなり即ち資金は之を政府の手に徵收するよりも人民の掌中に存するに於ては其生產力の强大なるは爭ふ可らさる事實に

して政府か重稅を賦課して之を徵收せんか一般事業の利潤は減少するか故に事業の發達を阻礙し勞働者は職を失ひ遂には資本の流出を促し人民の貯蓄心を銷沈せしめ經濟の發達上少からさる妨害を與ふるものなり故に平時政府の企業に對して租稅を增徵するは却て經濟市場を擾亂するものにして國債法に依りて其當時產業上に必要なき浮金を利用せんか毫も從來の產業上に影響を及はすとなく容易に資金を得て其目的を達し以て人民の福利を增進し國力の發達を來すとを得へし

然れとも平時收支の不平均より起れる財政上の不足を補充する爲めに國債を募集するは最も避けさるへからす何となれは經常の歲出は須らく其當時の收入を以て支辨すへきものにして國家か平常の生存費用迄之を後世に負擔せしむるは啻に道理に反するのみならす年々歲々國債を以て補充するに於ては節約の念は全く消散して浪費濫用を頻發し歲計の不足は愈々增加して國債額益々多く又之に支拂ふ利息の額次第に增加するか故に財政の基礎は動搖して遂に破產の不幸を免る能はさるに至るへし故に平時歲計に不足を生するに當りては必す經費を節減して以て收支の適合を計るへきものにして若し到底節約に由りて收支の適合を得る能はさる場合に於ては租稅を增徵して以て其年度の歲出は歲入を以て支辨するとを勉めさるへからす

以上說述し來りたる所を約言すれは採用すへき收支適合法は租稅及ひ國債の二者にして非常の場合に於ては是等の二者を適當に併用し平時の起業は單に國債に依り歲計の不足は租稅に依るへきものなりとす

第八章　國債の區分及ひ其得失を論す

國債の區分は學者各々其說を異にすと雖も余は研究上の便宜の爲めに之を左の如く區分せり

- 區分
  - 形態
    - 確定國債
    - 流動國債
    - 年金國債
  - 性質
    - 壓制國債
    - 勸誘國債
    - 任意國債
    - 契約國債

時期
- 永遠國債
- 有期一時支拂國債
- 有期隨時支拂國債
- 有期定額支拂國債

第一節　壓制國債　附不換紙幣

壓制國債とは威力を以て人民に貸出を命するものにして租稅と異る所の點は壓制國債に在りては其元金を償還するのみならず又多少の利息を付するを常とするに在り而して其方法により更に之を二種に區分す第一は政府か經費の必要起るに及んで之を人民の財產に配分し引受を爲さしむるものにして第二は政府か人民に仕拂の義務あるに當り現金に換ふるに國債を以てするもの是なり

第一の方法は屢々各國政府の實行したる所にして佛國に於ては一七九三年及ひ一八一五年之を起し墺地利に於ては一七〇五年以來前後六回之を起し西班牙に於ても亦屢々之を施行し就中一八三八年の起債は最も著名なるものなり凡そ此種の國債は種種の弊害伴ふものにして先つ第一に政府か人民の財產を知るの困難なること是なり從

來各國政府は各人の財產を直稅額に準據し或は配賦法に依りて各州縣に配賦し各州縣は各町村に各町村は各人に配賦するの法を採りたりしと雖も元來財產の性質に由りて納稅力に差異あるか如く國債應募力にも相違あるか故に假りに各人の財產額を知ることを得るも公平に其應募力に比例することは到底望むへからさるなり加之各人に配付して募集する資金に在りては一般市場に普通に募集する場合の如く浮動の資金より漸次必要の資金に及ふものに非すして各人か產業上の必要なる資金なると或は生計上缺くへからさる資金なるとを問はす用捨なく應募せしむるか故に經濟上に障礙を與ふること夥しく大に人民の感情を害し財產の隱蔽藏匿頻りに行はれ政府も亦遂に豫定の募集を行ふ能はさるか故に決して採用すへきものに非す

第二の方法も佛國等に於て屢々行ひたる所なれとも是れ亦甚た拙劣なる方法にして物品の買上に對して現金に代ふるに國債を以てせんか之を受取たる商人は賣却して以て資金を得さるへからさるか故に普通の價より高價を以て物品を政府に納ることと爲り結局政府は損失を招かさるを得す加之如此權利を法律上政府に與ふるは最も危險なりと謂はさるを得す何となれは政府に是等の權利あらんか國債は政府の意の儘に濫發せられて人民か政府監督の權利は毫も効力なく國債額は漫に增加して恣に財

産權を蹂躙せらるゝの結果を生するに至るへけれはなり該法は又嘗て佛國に於て國債の元利償還に用ひられ大藏省證券の支拂期限に至りたるもの及ひ請求拂の政府預り金に對して國債を交付したりしか是れ實に人民の利益を無視せる者にして大藏省證券の應募者は現金の支拂を受て之を或る用途に充つるの目的なるも現金の代りに永遠國債を交付せられたるか故に當初の計畫は全く齟齬して非常の迷惑を被らさるを得す而して預け金を爲したる者に至ては其困難一層甚しきものあり凡そ政府に預け金を爲す者は如何なる階級に屬する人民なるかと云ふに多くは下等の細民にして營々刻苦の結果僅に些少の貯蓄を爲し一朝不時の費用に備へんとする者なり然るに細民か當に平日の貯蓄に依頼すへき時期に當て現金を得ると能はさらんか其困難は實に甚しく饑渇流離の慘狀に陷らさるを得さるや明なり然るに或者は論して曰く大藏省證券所有者及ひ預け金主は資金の支拂ひを受けさるも其代りに國債を交付せらるゝか故に之を賣却して現金に換ふるに於ては更に何等の困難を感することなしと是れ實に皮想の見にして經濟界は既に不穩の徴を呈し又國債額は頓に增加せるのみならす政府既に如此不信の行爲に出てんか其信用は失墜して國債の賣買價格は大に低落し其所有者は到底損失を免る能はさるなり由此觀之第二法も亦跳れの方法に依るも不良有害のものと謂はさるを得す宜へなり今日壓制國債は全く其跡を絕ち復如此描策に依りて人民の利益を害し財產の基礎を脆弱ならしむることなきに至れり

次に强募國債に酷似せる不換紙幣の發行は往々各國政府の實行せる所にして是等の問題は貨幣學の範圍に屬し本論に於て之を論するは稍々枝葉に涉るの嫌なきに非すと雖も不換紙幣の發行は政府か債主の一定せさる無利息の國債を起すと毫も異らさるか故に茲に少しく論せんとす

不換紙幣は政府の發行する一の紙片にして法貨として授受せられ法律上の力を藉りて價格を有するものなり故に兌換券の如く人民は之を正貨と交換を請求する能はすして實價なき一の紙片なりと雖も法律上の通貨なるか故に貸借、賣買、取引に當りて人民は之か授受を拒むと能はす若し之を拒むに於ては自己の權利を放棄したるものにして政府は之に對して何等の保護を與へさるのみならす人民は流通の義務を犯すものとして法律上の罪科を被るとなきに非す故に不換紙幣の流通は政府の威力を以て行はるゝものにして經濟上の力に依りて流通する實價ある貨幣若くは之と交換することを得へき紙幣とは大に其性質を異にせり而して政府の地位より見る時は物品若くは勞力を供給したる者に對して紙幣を與へ其紙幣は後年に至りて償還すへきものな

れは一種の國債にして人民は強制的に貸出を要求せられたるものなり

不換紙幣の發行は政府か巨額の經費の支拂を要する場合に屢々實行せられたる所にして租稅增徵の如く煩雜なる手數を要するとなく又國債發行の如く利息の支拂を要せすして隨時に經費を支辨するとを得へきか故に良好なる財源なるか如くなれとも最も危險なる財政策にして決して採用すへきものに非す何となれは貨幣は物品交換の煩雜不便を避くる取引上の媒介物なるか故に其額は唯此不便を避け得る程度の發行を以て十分にして此點以上多くの通貨を發行するに於ては恐るへき害毒を經濟上に流布するものなりとす即ち一國の通貨は其國經濟の程度に從ひ一定の制限あるものにして若し其制限を超過して多額の通貨を發行せんか忽ち貨幣の價を下落して物品の價を上騰するか故に細民は物價騰貴の割合に賃金增加せすして生計上に非常の困難を來し又物價騰貴は一時市場に活氣を添ふるを以て投機事業の勃興を促し其結果信用の紊亂を惹起し遂に恐るへき恐慌の襲來を見るに至る是を以て貨幣として最も必要なる要素は市場の必要に從て增減伸縮の彈力ある物ならさるへからす彈力ある貨幣即ち金銀の如き實價を有する物に在りては貨幣の價格割合に下落すれは貿易上の作用に由りて其價の貴き海外に向て流出するか故に流通額減少して其價は直ちに舊に復し之に反して其價內國に於て割合に貴き時に在りても亦貿易作用に由て正貨を海外より流入して其額を多くするか故に價は下落して舊に復し人爲を以て之を抑制せさる限りは自在に伸縮增減して通貨の額は市場の必要に應するを得へく又正貨を基礎とする兌換紙幣を發する場合に於ても正貨減少すれは兌換紙幣を收縮せさる可らさるを以て其彈力あると正貨と異るとなし然るに不換紙幣に在りては毫も彈力なく紙幣其物に實價なきか故に假令其價格下落するも海外に流出して均衡を保つ能はす又兌換の義務なきものなれは正貨減少するも紙幣は收縮するとなくして一度之を發行し市場の需要額以上に上るに於ては必す物價の騰貴を來し經濟界の秩序を紊亂するを免れす即ち通貨の價格にして益々下落せんか負債主は大に之か爲めに利益すへしと雖も之に反して債主は大なる損失を招くか故に不換紙幣の發行は金融を逼迫し營業を抑制し信用を失墜して社會の秩序を紊り人民の財產を毀損するに至る今其茲に至る理由を略說せんに最初紙幣價格の未た下落せす百圓紙幣を以て十箇の物品と交換するとを得たる時に百圓を貸付し後ち紙幣の價格大に下落して百圓を以て僅に五箇の物品と交換し得るに過きさる場合に百圓の返濟を受けんか紙幣の價格半減せるか故に債主は五十圓を損失して負債主は五十圓を利益したるものと云ふへし

如此紙幣下落の際に貸金を爲すに於ては大なる損失を招致するを以て資本家は資本の貸出を爲さす投機者流は此機に乘して一攫千金の暴利を貪らんとし誠實勤勉の美德を毀損し譎詐奸曲に流れ獨り姦商は不當の利得を得るに反して正實なる人民は甚しき損害を蒙り一般人民は奸商の犧牲に供せらるゝに至るへし而して此場合に於て最も苦痛慘狀を究むる者は勞働者にして物價益々騰貴して生計の費用は次第に增加すと雖も勞働賃金は其割合に增加するものに非さるか故に利益は悉く奸商の吸收する所と爲り勞働者の困難は物價の騰貴に比例して益々增加し餓孚途に滿つるの慘狀を呈するに至るを免れさるなり「ウエブスター」氏嘗て之を論して曰く紙幣の爲めに吾人か被りたる災害は實に甚しく人民を殺戮し國家の利益を毀ち正義を破壞したる實に交戰の害毒に超ゆるものありと爲せり然るに奸商貪慾の甚しき不換紙幣の結果は右に述ふるか如き弊害を現出するに拘はらす常に之か償還に反對し却て益々其增發を主張する者ありて一八七八年末米國に於ては「ボトラ」なる者首領と爲りて社會黨と結托し盛に之を唱導せり此の如く此紙幣の償還は一部人民の反抗あると同時に一度執政者か此劇毒ある魔痺劑の嗜味に感するに於ては恰も支那人か阿片の嗜好を絶つと能はさるか如く敢行果決財政の整理を爲すことを忘れ不知不識の間其償却は緩漫に流れ永く國家を荼毒するものにして塊地利、伊太利、魯國、米國等皆二十年乃至五十年の久しき之か弊害を被り唯今世紀の初に於ける英國及ひ一八七〇年戰爭の際に發行せる佛國の紙幣は幸にも甚しき弊害を流布することなくして之を償還することを得たり不換紙幣にして增發の弊に陷らさるに於ては未た甚しき害毒を流布することなしと雖も濫發の弊は該紙幣の性質として免れ難き所にして既に政府か不換紙幣を發行せんか之に伴ふて物價の騰貴を來すか故に政府は從前と同額の勞役物品を需要するにも從前に比すれは其騰貴の割合に多額の支出を要するよりして忽ち又增發の必要を生し增發益々多くして物價の騰貴愈々甚しく其增發は究極する所を知らさるに至る是れ各國政府か屢々之を試て常に失敗し恐るへき結果を招致せる重もなる原因にして佛國の「アッシニャ」紙幣は實に其發行額九十一億弗以上に上り價格は非常に下落して二十四「リーブル」の金貨は七千五百「リーブル」の紙幣と同價と爲るに至れり墺國に於ても一七九二年以來戰亂相踵き國庫空乏を告け大に不換紙幣を發行して其額五億三千萬弗に上り銀貨百「フロー!リン」の價は紙幣千三百「フローリン」に相當せり伊太利に於ても一八六六年初て五十萬弗を發行したりしか之に次て益々增發し一八七二年に至りては二億六千萬弗に上り其價格は大に下落して金紙の差二割二分に至りたるとあり

北米合衆國の事蹟又是に異らす一八六一年戰費を支辨する爲に「デマンドノート」五千萬弗を發行したるより以來其額は次第に增加し一八七四年五月に至ては該紙幣の流通額は四億二千八百萬弗に達し其價格の最も下落せる一八六四年七月に於ては金貨百弗は紙幣二百八十六弗に相當するに至れり如此騰れの國に於ても一旦之を發行するに於ては急轉直下底止する所なく「ホワイト」氏は嘗て佛國の「アッシニャ」紙幣の發行に就き痛論して曰く物理上物體の高處より墜落する際に其速力か加速度を以てする大原則は又不換紙幣增發に於て現はるゝ現象にして財政上及ひ經濟上戰慄すへき災害の伴ふものなるに拘はらす一般人民は恰も醉狂者の如く物價騰貴事業勃興の一時の現象に昏迷し漸く害毒の流布するに及んで始めて翻然其非を悔ゆるに至るものなりと盖し至言と云ふへし然るに或る論者は不換紙幣の發行を辯護して曰く不換紙幣か經濟上及ひ財政上に恐るへき弊害を屢々現出したるは畢竟其發行及ひ償還を誤りたるに由るものにして決して紙幣其物の性質不良なるに非す現に佛國か一八七一年以後に於ては其の處理宜きを得たるを以て紙幣の價は格段下落せすして僅々正貨に對する打歩千分の二十七に下落したるに過きすして經濟上に又擾亂を惹起するとなく容易に無利息を以て巨額の資金を使用するを得たり故に不換紙幣の發

行は財政上の一良策にして要は唯其處理如何にありと爲せり然れとも是れ亦事物の半面を觀たる偏見にして論者の言の如く佛國に於ては經濟上積極的に擾亂を來したる事なしと雖も當時不換紙幣の價格を維持したる所以のものは畢竟人爲を以て通貨の額を制限したるに由るものにして獨逸に支拂ひたる償金の爲に大に通貨の額を減少し其拂底を告るの際なりしを以て紙幣と正貨の間に格段の差違を見さりしと雖も既に人爲に由りて通貨を制限し經濟上自然の運轉を妨害したるか故に其發達進歩を害したると夥しく從來歐洲金融界の覇王たりし權力は遂に英國の爲に奪はるゝに至れり由此觀之不換紙幣の弊害は之を想起する毎に夏尙は寒きを覺ゆるものありと謂ふへし財政の局に當る者畏れて而して是を避けさるへけんや然れとも若し一度誤て之か危險を冒かすに於ては躊躇せす適宜の處分を行ひ一日も早く其災害を免るに勉むへきものにして左に少しく其方法を論せんとす

不換紙幣の弊害右に述ふる如く又增發し易きと之を各國の事蹟に徵して明なるか故に財務の局に當る者は若し之を發行するも唯一時の急を救ふの額に止め之か必然の結果として經費の不足を生するも是等は宜く租稅國債に依りて支辨し決して尙は再ひ紙幣の發行を爲すへからす何となれは是れ血を以て傷を洗ふの類にして愈々其增

發を促すに過きされはなり而して國狀一度平穩に復するに至れは財政整理の第一着手は不換紙幣の償還に在りとす其償還方法は國庫に剩餘ある場合に於ては素より之を以て支拂ふへく若し然らさるときは租稅を增徵し若くは國債を募集するも決して不可なりと爲さす然るに從來諸國の政府に於ては其整理の順序を誤り不換紙幣を措て先つ國債の償還を先きにしたるもの多し近くは米國の如きは一八七三年六月より一八七四年五月に至る間に確定國債一千九百十一万七千五百弗を減し同時に綠背紙幣二千三百三十四万千八百十一弗を發行せり是れ實に財政上失計の甚しきものにして一方に恣に紙幣の害毒を逞うせしめて一方に緊急を要せさる負債を償還するは尙ほ水源を濁して末流の清澄を待つと一般にして一八七三年に於ける大恐慌の如きは政府若し紙幣の償還を先きにするに於ては十分之を避け得さるに非さりしと雖も策茲に出てすして死地に盲進し大打撃に遭て迷夢始て覺め敏腕なる大藏大臣「シエルマン」氏は汲々として兌換制度の回復に勉め國債及ひ國庫の剩餘金を以て期年ならすして兌換準備を全備すると得たりと雖も其悔悟の遲かりしは深く米國の爲に惜まさるを得す故に若し歲入をして歲出に超過せしめ其剩餘を以て紙幣償還に充つへきもののなき場合に於ては內外債を募集し內債に依りて得たる紙幣は悉く之れを燒棄し外債に依りて得たる正金は之れを紙幣の準備に充て以て速に兌換制度の回復に勉むへきものなりとす而して不換紙幣の整理に當りて又是と同時に外國爲換相場の平準を保つことを計らさるへからす何となれは若し輸入にして輸出に超過するとあらんか國內の正貨は外國へ流出するか故に兌換の基礎は益々脆弱なるに至るへけれはなり然るに兌換制度の回復策に就ては往々笑ふへき偏見に陷りたる者あり魯國及ひ合衆國の如きは金貨を以て關稅を支拂はしむるに於ては國內の正貨を增加するとを得へしと信し之れを行ひたるとありしと雖も其結果は輸入稅を增加すると同一にして輸入稅は畢竟內國人の負擔する所なれは正貨を增加すると能はさるや明なるのみならす却て政府自から紙幣價格を卑むものなれは益々經濟市場を擾亂するに至るものなりとす

以上不換紙幣及ひ其他の壓制の國債に就て略ほ其大体を說明にしたるか故に次に勸誘國債に論及せんとす

第二節　勸誘國債

勸誘國債は一に又愛國國債とも稱し國民の愛國心に訴へ普通以下の低利を以て募集

する國債にして壓制國債の如く威力を以て募集するものに非す感情に訴へ唯之を勸誘するに過きす是等の國債は佛國に於て屢々行はれ又盛に之を稱贊する者あれとも是れ未た經濟上の知識なき淺見者の空論にして是等の方法を以て到底巨額の國債は募集し得へきものに非す現に佛國に於て一八三一年五分利付を平價にて募集したる國債は僅々二千四十三萬八千九百法を得一八四八年再ひ五分利付平價の該國債一億法を募集したれとも僅に二千六百十八萬二千法を得たるに過きす後ち一八七九年之を起したれとも同しく好成績を得ると能はさりき又伊太利に於ても之を行ふて失敗を招けり斯の如く此種の國債は到底依るへきものに非さるや明なりとす

第三節　任意國債

任意國債は一に又通常國債或は商業的國債とも稱し各國國債の大部分を占め壓制國債の如く政府の威力に依るものに非す又勸誘國債の如く感情に訴へて募集するものに非すして一に各人の營利心に訴へ任意を以て應募せしむるものにして利息歩合元金拂込順序支拂期日償還方法を公布し之に放銀するの利益なりと考ふる者をして應募せしむるものなれは利益にして普通他の事業を營むよりも少けれは應募者少く此場合に於ては其當時使用ゐ方向の未た定まらさる浮動資本を吸收し得るに過きすと雖も利益にして他の事業に比較して多けれは内外國の資金を論せす能く巨額の資金を得て經費の急に應するとを得へし故に今日各國に於て壓制若くは勸誘國債を募集するものなく專ら此種の國債に依るに至れり

第四節　契約國債

契約國債とは定期若くは不定期に若干の金員を下付するとを契約するものにして例之は兌換券の發行、特別借入、會社一個人の事業に對して下付する補助金、官吏若くは國家に功勞ある者に與ふる給與金の如きを云ふ是等のものは其形は普通國債と大に異れとも既に法令を以て或は契約を以て下付すると確定するに於ては國家の義務と爲るか故に其實質に於ては負債と毫も異なるとなし凡そ是等の國債は貨幣論若くは行政學の範圍に屬し本論の研究すへき範圍に非さるか故に唯其大体を説明するに止むへし

會社一個人の事業に對して補助金を與ふるは各國政府の行ふ所にして航海事業の如きは各國か最も熱心に補助奬勵する所なり又佛國の如きは鐵道會社に巨額の補助金

を與へ我邦の如きも現に鐵道會社郵船會社農工銀行等に對して巨額の補助金を下付せり

國家に功勞ありたる者に給與金を下付するは各國政府の行ふ所にして其功に報ゆるは國家の德義上當然にして又人民をして國家の爲めに盡瘁せしむる奬勵たるを得へし

兌換券の發行も別に論するの要を見すと雖も特別借入に至ては財政上之を論究せさるへからす

特別借入即ち銀行若くは資本家と契約して借入るゝ所の負債は債券を發行し一般人民をして募集に應せしむる國債とは大に其体裁を異にし私人間に行はるゝ貸借の如く借用證文を出すものにして有抵當の場合と無抵當の場合との二種あれとも有抵當は最も稀有の塲合にして通常特別借入は無抵當なりとす無抵當の借入に於ては其債主に特別の利益を與へさる限りは一般募集の國債と政府の義務は毫も異なるとなし我邦政府か明治十年華族銀行より借入たる征討費千五百万圓は即ち此類の國債にして能く財政の急に應するとを得たりしと雖も其据置期限を銀行の營業年間と爲したるか如きは大に政府の失錯なりと謂ふへし魯國政府は信用薄弱なりし時代に於ては國債の募集甚た困難なりしを以て常に中央銀行より特別借入を爲したりしか其額大なるに於ては市塲の通貨を吸收するか故に物價の下落金融の逼迫を來し遂に政府は紙幣の發行を許可せさるへからさることとなり若し政府の借入尙は止まさるに於ては紙幣は次第に增發せられて遂に不換紙幣の流通を見るに至るの恐あるか故に銀行より巨額の特別借入を爲すに當ては銀行家の哀願の爲に此失敗に陷らさるとに注意せさるへからす然れとも國債募集に銀行を利用するは常に各國政府の行ふ所にして金融界の樞軸を握れる銀行家の力を借るに於ては其募集を容易ならしむるの利益あるか故に決して非難すへきに非さるなり又銀行は各國政府か常に財政上の機關として利用し國庫金の取扱を命し一時不要の資金を眠らしめさるの用に供せり即ち政府か租稅其他の收入を得るも直ちに之を支出し盡すものに非さるか故に若干の期間は之を國庫に貯蓄し經費の必要に應して之を支出せさるへからす然るに巨額の資金を政府か吸收して空しく之を國庫に堆積するは其利子を損するのみならす市塲の通貨を減するものなれは從て金融の逼迫物價の騰貴を來し經濟上に波瀾を生するとなきを得す是れ決して財政の處理宜きを得たるものと謂ふ能はさるなり茲に於て各國政府は中央銀行に總て現金の收支を依托し收入多く支出少き塲合には銀行をして其過剩

金を流用することを許し無益に資金を眠らしめさることを計れり此他尚ほ政府か銀行をして現金の收支を司らしむる理由あり即ち官吏をして現金の取扱ひを爲さしむるに於ては自己の金錢に非さるも之を使用せんとするの念起るは人情の弱點なるか故に往々官金盜費の弊を生し易きを以て是等の弊害を避くるは銀行をして之を管理せしむるに在り又現金輸送の如きも銀行をして之を取扱はしむるに於ては銀行間に行はるゝ貸借勘定を以て通貨の輸送を要すること少しと雖も政府自から之を爲すに於ては通貨輸送の危險を冒すのみならす又通貨を一地方に偏集せしめて他の地方の市場を擾亂するの恐れあるか故に中央銀行をして國庫金の取扱を爲さしむるは蓋し財政上の良策なりと謂ふへし

銀行か國庫金の取扱を爲すに就ては二箇の異なりたる方法あり一を英國法と稱し一を佛國法と稱す英國法に在りては法律の範圍内に於て中央政府か銀行に仕拂の通知を爲すものにして佛國法に於ては收稅官吏か銀行に宛てたる手形を以て仕拂を爲すの權を有せり是等二法の得失を比較するに佛國法は弊害多くして善良なる方法と云ふと能はす何となれは收稅官吏に是等の權利を與ふるに於ては往々多額の支出を爲し其償還を誤り且つ收支非常に錯雜するか故に當局官吏以外の者に在りては之を知ると甚た困難にして立法部は十分の監督を行政部に與ふる能はす現に佛國か年々歲收入を以て支出を辨する能はすして益々歲出を增加するは是れ亦其一原因なりと す然るに英國法に於ては法律の範圍内に於て中央政府自ら之を行ふか故に妄りに多額の支出をなすか如き恐れなく又財政に關する政府の處分は一目瞭然たるか故に立法部は十分なる監督を行ふて償却を誤るか如き恐れなきを得へし

第五節　確定國債

確定國債とは法律を以て其募集額を定め確實なる權利を證明したる債券を交付するものにして拂込の順序、支拂期限、償還手續等を公布し其償還は永遠を期するものなり此種の國債は商業上の有價證券として使用せられ容易に賣買し又は抵當と爲すことを得るか故に大に金融上の利便を助くるものにして最も汎く行はれ又最も弊害少きものなりとす而して本論に於て論する所は主として此確定國債に在るか故に特に茲に論せす

第六節　流動國債

流動國債とは國庫の一時の不足若くは一年度の不足を補ふ爲めに短期の國債を起し或は人民の貯蓄節約心を奬勵するか爲めに貯金事務を取扱ひ或は官吏をして强制預け入を爲さしむるより起る所の負債にして是等預金事務の如きは財政上の必要よりは寧ろ行政上の事項に屬せり

短期の國債とは大藏省より發行する利付きの證券にして仕拂期日償還の方法を規定したるものを云ふ而して其發行は確定國債の如く募集するとあり或は政府か仕拂に當り貨幣の代りに之を受取らしむるとあり總て之を大藏省證券と云ふ該證券は多くは二三銀行より借入るゝを常とするか故に特別借入と相似たる所あれとも特別借入に在ては大藏省證券の如く其負債證書を賣買取引の目的物と爲すと能はす又支拂に對して貨幣の代りに之を發行するか如きとなし英國に於ては英蘭銀行をして大藏省證券の引受を爲さしむると雖も人民は一時不用なる資金の放銀物として確實且つ便利なるか故に之を買受け所有する者多し我邦に於ては預金局及ひ日本銀行をして之か引受を爲さしむ該證券は往時英國財政家の發明したる所にして其便利なるを觀て今日に於ては各國皆之に則り財政の整理を計るに至れり蓋し政府の財政は先つ豫算を定め之に準據して收支の均衡に勉むるものなりと雖とも國庫の收入には凡そ其期節ありて未た收入の國庫に入らさる時に於ても支出の必要は常に生するものなり此時に當りて若し國庫に現金なきか爲めに支出を爲すと能はさらんか忽ち政務の凝滯を來し政府は非常の困難を蒙らさるを得す故に此不便を避くるか爲めに一時短期の國債を以て支辨し年度の終りに於て之を償還するに於ては歲計の均衡を紊さす政務の敏活を失はさるとを得へし又或は天災事變に遭遇し歲出を增加するか若くは歲入を減少したるか爲めに其年度の歲計に不足を生するとあり斯の如き場合に當りて其不足額にして數年を期して歲計上の剩餘を以て支辨し得へき見込あるに於ては確定國債を起す程の必要なきか故に通常大藏省証券に依りて一時の急に應するを以て便利なりとす

如此大藏省證券は財政上に便利を與ふるものなりと雖も商品の買上に對して該證券を與ふるは決して得策に非す何となれは是等商人の要する所のものは證券に非すして現金に在り故に現金を得ると能はさるに於ては多少其價を高くするを以て政府は現金を支拂ふを以て利益なりとす然れとも又募集する所の大藏省證券と雖も之を濫發するに於ては恐るへき弊害を生するものにして一時歲計の不足を補助するの便利あるよりして不知不識の間に其額を增加し財政を紊亂し民力を萎靡するに至る現に

土耳古埃及等の如きは政府の信用薄弱にして確定國債を募集すると能はさるか故に非常の高利を以て租稅を抵當とし或は其他の特典を銀行に與へて之を發行したる額は實に夥しく一八七四年諸國の銀行家か委員を撰んて其額を調査せしめたりしも遂に之を詳知すると能はさりしと云ふ以て大藏省證券か如何に增發し易き性質を有するかを推知するを得へし

次に細民の貯蓄勉勵心を奬勵する方法として政府か取扱ふ貯金事務は其目的一に行政上の必要に基すと雖も通常各國政府は預金局の資金を流用して大藏省證券の募集に應せしむるか故に財政上にも又關係なきに非す然れとも事變に遭遇し巨額の經費を要するに當りては是等の預金は到底財政上に助力を與ふるものに非す何となれは是等の場合に於ては預金は生計上の費用の爲めに若くは國債應募の爲めに引出され却て其額を減すへけれはなり

官吏をして强制的に預け金を爲さしむるは其目的全く行政上の必要より來るものにして其內又二種ありて一を俸給差引預金と稱し一を身元保證金と稱す俸給差引預金とは俸給の幾分を割て之を預金局に預けしめ在職中は之を引出すとを許さすして退官若くは死亡の場合には元金に幾分の利子を付して拂戻を爲すものなり故に官吏若くは其遺族は不時の不幸に際會するも預金の拂戻に依りて生計を立つるとを得へき故に大に便利なる方法にして不知不識の間に貯蓄を爲して以て萬一に備ふるとを得へし而して政府に於ても此種の預金は遽に巨額の拂戻を爲すとなきを以て國庫融通の爲めに利用するとを得へし我邦に於ては俸給差引預金は俸給の百分の一にして佛國に於ては通例百分の五の積立を爲さしむ身元保證金とは金錢の取扱を爲す官吏をして其取扱上不都合を生し或は過失に因りて損失を生したる場合に於ては之を辨償せしむる爲め在職中預入れしむるものにして或は現金を以てし或は國債證券等の確實なる證券を以てす而して其額は職務の輕重に由りて異るものなりとす身元保證金に就ては會計官吏にのみ特別の義務を負擔せしむるは不公平なりと論する者あれとも官吏をして其職務に愼重ならしむる爲め決して非難すへきに非す是等の保證金は退職の場合には現金を以て預入れたる者に限り幾分の利殖を付して返却するものなりとす又政府の事業請負者をして身元金を納めしむるとあり是れ官吏の身元金と同一の理由に基くものなりとす

第七節　年金國債

年金國債とは利息と元金とを合して年々幾分つゝを償還する國債を云ふ而して該國債には有期年金と一生年金及び「トンチン」法の三種あり有期年金とは一定の期限迄に元利の償還を終るものにして一生年金とは應募者の死に至るまで年々一定の金額を支拂ふものなりとす「トンチン」法は一生年金法の變形にして同齡の人を集めて一組となし同一額の年金國債に應募せしめ各應募者に一生年金を拂ひ其內死亡者を生ずる時は其死亡者の受取るべき分を生存者に配分する國債を云ふ年金國債は十七八世紀の頃財政家の盛に唱道せる所にして各國國債の大部分は皆此種のものなりしか漸く其不利益にして財政上決して採用すべきものに非ざることを知るに至れり蓋し往時年金國債を稱贊したる所以のものは政府は國債の利息を仕拂ふも外國に流出せざる限りは其國は毫も損失するものに非すとの經濟上の謬信に原けるものにして一般人民より租稅を徵收して一部の人民を利益するの不利なるを悟らさりしに由れり然れとも此謬信漸く覺むるに及んで財政上の損失を知得するに至れり元來年金國債の財政上最も非難すべき點は一度之を募集するに於ては政府は之を變更すること能はさるに在り即ち永遠國債に在ては政府は財政上の都合に由り何時にても之を償還し又市場の利息歩合低下するに於ては借換を行ひ利息を低減することを得へしと雖も年金國債は應募者の死亡若くは一定の期限に至る迄如何に市場の利息歩合低落するも借換を爲すこと能はす又歳計上に剩餘を生するも之を償還するは甚た困難にして政府は之を市場より買上くるの外なく而して其價格は市場の利息歩合の低落と共に益々騰貴するか故に大に多額の割增を爲すに非されは償還を爲すこと能はさるものなりとす次に非難すべき點は年金國債に在りては假令非常の出來事の爲めに大に政府の經費を增加し若くは歳入を減し財政困難なる時に於ても年々定額の支拂を爲さゝるへからさるか故に如此場合に於ては一層其困難を增加するを免れす然るに永遠國債は年々支拂ふ所は單に利子のみにして其償還は政府の都合に由ることを得へきか故に是等の危險を胃すことなし如此該國債は政府に取りて甚た不利益なるか故に決して採用すへきものに非さるや明あり尙ほ各種の年金法に就て之を詳論せん

有期年金國債は右に述へたるか如く一定の期間年賦法を以て年々元利を償還するものにして英國に於て最も盛に行はれ單に之を用ひすして永遠國債の利息を低くするの爲めに其元利拂込額に應して一定の年金を與へたり而して年金仕拂額は非常に巨額にして永遠國債利息の四倍以上に達したることありたりしか今日に於ては大に減少するに至れり元來年金國債は之を人民よりすれは大に便利にして普通國債は年々得る

所は單に利息のみなるか故に少額の國債所有者に於ては其額僅少にして僅に生計費の幾分を補ふに過きす又元金の償還は通常抽籤法に由るか故に豫め期する能はすして偶々償還せらるゝに於ては更に放銀の途を求めさるへからす然るに有期年金に在りては期限中年々同額を受取ることを得るか故に其間は收入を失ふの恐なく少額の資本を以て新たに事業を營まんとする者にありては最も便利なるものなりとす

一生年金國債は寡婦鰥夫に在りては有期年金國債に比すれは更に一層便利にして其生存中は收入の途を失ふの恐れなきを得へし故に此種の國債は多くは庫底に埋沒する少額の浮動資本を收集して活用することを得へし而して政府か年金額を定むるは生命保險の調査法に由りて應募者の年齡に由りて異るものにして應募者にして豫定より長命なるに於ては政府は損し短命なるに於ては益するものなりとす英國に於ては「ピット」以來盛に行はれ「ウイリヤム」三世の時百磅の拂込みに對し生存中十四磅を支拂ふ約束を以て百萬磅を募集したるか如きは皆人の知る所なり

「トンチン」國債は十七世紀の頃伊太利の銀行家「ローレン、トンチン」氏の發明したるものなるか故に此稱あり該國債は先きに述へたる程巨額の年金を受取ることを得へきか故に何人も僥倖心に驅られて之に應し政府は其僥倖心を利用して割合に低利の募集を爲すことを得へし英、佛等に於ては屢々之を行ひ一六八九年及ひ一六九六年佛國か起したる「トンチン」國債の最後の生存者は九十六歳の高齡に達したる巴理外科醫の寡婦にして最初僅に三百法の拂込をなし末年に至り七萬三千五百法の年金を得たりと云ふ

以上述ふるか如く年金國債は人民に於ては甚た便利なりと雖も財政上甚た不利益にして論者或は細民の生計を容易にし勤儉精勵の美德を奬勵する爲めに一部の人民を限りて之を發行して募集に應せしむへしと爲す者あれとも財政上の弊害を胃して之を爲すか如きは決して策の得たるものに非す加之其應募者を貧民に限るも奸譎の徒は往々貧民を雇ふて利益を貪らんとするの弊害を生するなきを得す故に貯蓄奬勵の如きは宜く預金事務に依るへくして年金國債の如きは採用すへきものに非す

第八節　永遠國債

永遠國債及ひ有期國債は總て確定國債の一部にして永遠國債とは元金償還の期限を定めす政府の隨意に之を行ふことを得るものを云ふ故に決して元金を償還せさるに非すして財政上の都合により政府は之を行ふの自由あるものを云ふ永遠國債は政府に於

て最も便利なるものにして有期國債は其償還期限に至れは戰亂事變等の場合に於ても尚之を償還せされは政府の信用を失墜するの恐あるか故に財政上甚た危險なりと謂はさるを得す然るに永遠國債は如此危險に陷るとなきを得へし加之一定の期限を付せさるか故に政府は借換を行ふて利息の負擔を減するとを得るの便利あり凡そ社會進歩し諸般の發明の行はれ產業隆昌に赴き富の增加するに至れは從て利息歩合は低落するものなるか故に今日の普通利息も後世に於ては大に高利のものたるに至る此時に當りて期限の爲めに拘束せられて借換を行ひ利息を低減するとを能はさらんか財政上無限の不利と云はさるを得す左れは永遠國債は國債中最も便利なるものと謂ふへし然れとも唯信用薄弱なる邦國に於ては之を募集するも到底應募者を得ると能はす現に土耳古、埃及等に於ては永遠國債を一も有せさるなり故に政府の信用鞏固にして容易に之を募集するとを得へき邦國に於ては必す永遠國債に依るへきものなりとす然れとも茲に一の注意すへき點あり由來人情の弱點として其義務を强ゆる者なきに於ては往々之を等閑に付するの恐れあるものにして永遠國債は隨意に償還を延期するとを得るの自由あるか故に其償還を怠り濫りに後世の負擔を增加するとなきを保せす是れ財政の局に當る者の最も愼むへき所ありとす

第九節　有期一時仕拂國債

有期一時支拂國債とは一定の期限を定め其期限に至れは一時に全額の償還を約する國債を云ふ此種の國債は財政上甚た不可なるものにして其期限の至る迄は假令國庫に剩餘金を生し或は利息歩合低落するも償還借換を爲すと能はす而して又其期限至るに於ては財政困難の場合に於ても償還を爲さゝるを得さるか故に誠に危險なるものと云ふへし加之此種の國債は經濟上に擾亂を釀すの恐れあるものにして期限に至れは一時に巨額の流動資本を移動し平地に波瀾を生するとなきを得す則ち少額の有期一時支拂國債に在りては其弊害未た大ならすと雖も巨額の國債は決して如此方法に依るへきものに非す

第十節　有期隨時仕拂國債

有期隨時支拂國債とは一定の償還期限を定め其期限以內は何時にても政府の隨意に償還し得るものを云ふ而して此種の國債は發行の日より何箇年据置き向ふ何箇年に

償還を終ると云ふを以て通例とす故に据置期限を經過すれは償還期限以内に於て政府財政上の都合に由り何時にても自由に償還を行ふとを得へく又一定の年限あるを以て漫りに償還を怠り負擔を後世に遺すか如き恐れなきを得へし故に永遠國債を起すの信用なき邦國に於ては最も良好なるものなりと謂ふへし然れとも既に償還の期限確定するか故に若し執政者にして深慮なく浮華の名譽を得んとを希ひ償還を後年に讓りて歲出を減少し以て其技倆を售らんとするか如き者あるに於ては愈々期限の接迫するに及んて遽かに非常の困難に遭遇するとあり加之償還期限短きに於ては不幸にして連年財政の困難を來すか如きとあらんか非常の難境に陷らさるを得す故に其期限を四五十年とし又常に其償還に留意し漫に後年に遺すか如きとを爲さゝるに於ては庶幾くは是等の弊害を除去するとを得へし我邦國債は此有期隨時仕拂國債に屬し期限は概ね五十年を期せり

第十一節　有期定額仕拂國債

有期定額仕拂國債とは募集の際一定の償還期限を定め其年限内に毎年一定の額を仕拂ふとを定むるものにして前年償還額の利子の餘裕を後年の償還資金に加へ國庫よりは年々一定の國債元利仕拂資金を支出し一定の期限内に完濟するものなりとす故に甚た便利なるか如くなれとも其實は大に非難すへき二箇の缺點あり即ち此種の國債は其期限及ひ償還額一定して動かす能はさるか故に國債所有者に於ては市場の利率低落するも高率の利息を得て利益多しと雖も政府に於ては國庫に剩餘を有するも償還を行ふ能はす又低利國債借換の自由を有せさるか故に甚た不利益なりと云はさるを得す且つ又先きにも述へたるか如く國家の治亂は豫測すると能はさるものにして一朝天災、地變、内訌、外患等の場合に遭遇し國庫空乏財政の困難を來さんか如此場合に於ては有期定額仕拂國債は益々其困難を加倍し信用を失墜し財政を紊亂するの端緒たらさるを得す「アダムス」氏か之を評して贅澤なる遊戲と爲せるもの眞に至言と云ふへし然れとも米國の如く國庫常に餘裕を有し又列國爭權の外に超然たる國柄に在りては此種の國債を起すとあり一八〇三年「ルイジアナ」州買上けの爲めに起したる國債は有期定額支拂にして其元金は四ヶ年の年賦を以て償還するものとせり又土耳古、埃及の如き信用微弱なる邦國の國債も多くは皆此種のものなり即ち此種の國債は政府に於ては最も不便なりと雖も債主に於ては償還の途確實なるか故に此法に依るに非されは歐洲諸國の資本家は是等の貧弱國に對して資本を下すとを肯せす其國債は

多くは十五ヶ年を以て期限と爲せり由此觀之財政紊亂し信用失墜せる邦國に於ては實際已むを得ず之を起すものありと雖も財政の自由を妨け甚た危險なるが故に採用すへきものに非さるや明なりと云ふへし

第九章　國債の募集

國債の募集を說くに當り余は先つ平價發行と割引發行との得失を論せさるへからす平價發行とは額面記載の價格を以て發行するものを云ひ割引發行とは額面以下の價格を以て發行するものを云ふ例之は百圓の證券を百圓にて發行するは即ち平價發行にして百圓の證券を百圓以下にて發行するものは割引發行と稱す是等二者の得失を究むるに先きたち何故に政府は割引發行を爲すの必要あるかを說かん

百圓の證券を九十圓八十圓若くは七十圓を以て發行するは一見甚た奇異なるか如くなれとも元來任意國債は各人營利の目的を以て募集に應するものなるか故に政府の募集する國債の利息にして市場の利息歩合より低きか若くは信用薄弱なるか或は又國債募集の爲めに大に金融を逼迫して市場の利息を引き上くへき見込確實なる場合に在りては人民は國債の募集に應せんよりも寧ろ資金を他の方面に運用するの却て

利益多きか故に其募集に應するものなかるへし故に如此場合に當て政府若し高利を支拂はすして資本を吸收せんと欲せは勢ひ額面以下の拂込を以て國債を發行せさるへからす是れ割引發行の依て起る所以なりとす割引發行は平價發行に比すれは應募者は割合に利益多きものにして第一。償還期限の永きに至ると第二。償還の際に打歩金を得ると是なり凡そ信用ある政府の國債は放銀の最も確實なる方法なるを以て應募者は可成的其期限の永きを望むものなりとす而して割引發行の國債は平價發行のものに比すれは政府か償還を行ふと困難なるか故に自然期限は永きに至るへし又割引發行の國債は償還の際應募者は其割引丈の打歩金を收得するを得へし例之は百圓額面の國債を八十圓にて發行せんか應募者は償還の際二十圓の打歩金を得るものなり如此割引發行は應募者に於ては利益にして其利息歩合は割引額の多少に由りて定まるものなりとす即ち割引額にして少きに於ては利息歩合高く之に反して割引額多きに於ては隨分法外の低利を以て募集することを得へし

割引發行に就ては茲に一の注意すへきことあり政府は國債の募集に當りて額面以下の發行を爲すとを公布すと雖も必す其割引價格を以て申込を爲さゝるへからすと云ふに非す割引價格以下の申込は政府は勿論之を拒絶すへしと雖も其價格以上に在りて

は喜んで之を納れ通常申込價格の高きものより順次に國債を與ふるものなりとす是れ素より正當なる處置にして申込價格は人民の意志に由て異るものなれは政府か申込價格の高きものより先つ之を與ふるは決して非難すへきに非す然るに北米合衆國に於ては曾て「ガラチン」氏か大藏大臣たりし際百弗の國債を總て九十三弗にて發行したりしか其趣旨は公平を守ると云ふにありしと雖も財政上誠に迂拙の策と云ふへし」割引發行は英國宰相「ピット」氏の創始したる所にして當時六分利付以下の發行を爲すと能はさりしよりして百八十磅若くは百九十磅の國債を三分利付とし百磅にて發行したるとあり爾來東西諸國皆之に倣ひ我邦に於ても明治十一年募集したる起業國債は六分利付を以て額面百圓を八十圓に割引發行を爲し又二十七八年戰役に於ける第二期軍事國債は五分利付百圓の額面を九十五圓を以て發行せり如此各國か割引發行を爲す所以のものは凡そ三箇の理由あり第一。割引發行は其利息低きか故に表面上信用大に厚きの觀あり第二。利息割合に低きか故に人民の感情を害すると少し即ち其實際に至ては決して政府の利益に非すと雖も一般人民の財政上の知識に乏しき單に利息歩合低きに於ては各人の負擔は輕きことを得へしと安信するか故に政府は政策上よりして之を行ふことあり第三。割引發行は平價發行に比すれは利息を低くし多額の資金を集收することを得へし例之は五分利付の國債百圓の價格百圓なるときは四分利付國債は八十圓三分利付國債は六十圓なるへきや否なれとも其實際は四分利付のものは八十圓以上三分利付のものは六十圓以上を以て募集するを得るものなりとす現に一八五四年「クリミヤ」戰爭の際佛國政府の募集したる三分利付國債は額面百に付き六十五の割引發行にして實際四分六二の利息の割合なりしか四分半利付國債は額面百に付き九十二の割引發行なりしも實際四分八九の割合に當り前者に比すれは千分の二七を損したるものと云ふへし如此割引發行か割合に高價を以て募集し得る所以のものは畢竟應募者の利益多きに原くものにして其實は政府に於て大に損失なるものなり」割引發行の最も非難すへき弊害は其償還を怠り借換を爲す能はさるに在りとす平價發行の場合に於ては市場の金利歩合を標準として定むるか故に市場の金利にして低落せんか政府は法律の範圍内に於て借換を爲し利息の負擔を減することを得へしと雖も割引發行に於ては應募者の拂込額を減して故らに利息を低ふするを以て市場の金利にして其國債の利率以下に下るは永き將來にして從て償還は緩慢に流るゝに至る例之は額面百圓の國債を發行するに當り當時市場の利息歩合五分にして之と同率の利息を付するに於ては平價發行を爲すと得へしと雖も三分利を以て六十圓の割引發

行を爲さんか其後市場の金利低落して四分若くは三分五厘に至るも尙ほ借換を行ふ能はす政府は六十圓の拂込に對して毎年三圓を仕拂ふものなれは其實は五分の利息を負擔して市場の金利に比すれは差引一分若くは一分五厘の重き利息を支拂はさるへからさるなり加之割引發行は償還の時に當りて大に政府に損失を蒙らしむるものにして額面百圓を八十圓若くは七十圓の割引を以て發行せんか償還の場合には額面の金額を仕拂はさるへからさるか故に二十圓若くは三十圓の打歩金は全く損失なりと云ふへし如此割引發行は借換を爲すと難く又償還に當りては打歩金を與へさるへからさるを以て自然國債の償還は遷延して之を後世に讓り國債額は年と共に益々增加するに至るを免れさるなり是れ國債の永久に渉る原因にして從來財政學者の痛論せる所なりとす

次に國債募集には又應募者を誘引する爲めに一の方法ありて之を富籤付發行と稱す該法は利息仕拂の際に所有者に抽籤を行はしめ其當籤者に限り利息以外に若干の金額を與ふるものにして應募者の僥倖心を利用して低利の借入を爲さんとするに在りて政府は通常利息歩合の差より得る所の幾分を割て富籤資金に充つるものなり之を以て政府は普通の國債に比すれは多少利息の負擔輕きを得へし然れとも之を正義上より論するに於ては人民をして勤勉以外に富を得んとする僥倖心を挑發し自から遊惰放逸に流れしむる恐れありて從來各國政府か富籤發賣を禁止したる理由も畢竟此弊害あるに由れり然るに政府か却て此不正の利得を得るの途を與ふるか如きは實に政府の德義を破棄したるものなりとて常に多數の攻撃を受けたりしと雖も今其發行の成蹟を見るに佛國及ひ伊太利等に於ては稱讃すへき好結果を呈し之を所有する者は多くは勤勉にして常職を有する部類の人民にして浮浪遊惰なる人民の手に歸せるもの少く是等の人民は多少の奇利を得るの見込あるよりして節約を行ふて之を購求せんとし却て勤勉節約の美德を奬勵することを得たり由此觀之富籤付國債と雖も絕對的に之を非難するは稍々淺見の譏なきと能はす元來下層社會の人民か文明の進歩社會の開發に障害を與ふる所以のものは畢竟勤勉節約の意思なく隨て得れは隨て散し恒產なきよりして從て恒心なきに基するものなれは是等の人民に對して勤勉節約の美德を奬勵するは社會改良の第一着手にして政府は能ふ丈け之か奬勵に力を盡すへきものなりとす然るに下等人民の品性の陋劣なる財產を貯蓄するも普通の利息を得るに過きさるに於ては容易に貯蓄の念を生せさるか故に政府か此美德を奬勵する爲に此種の發行を爲すは假令德義上非難すへきものありと雖も政策上又寬假すへ